

令和4年 第2回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 令和4年第2回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和4年6月8日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和4年6月8日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年6月8日 午後 4時14分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時松洋順君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
政策課長 秋吉祥志君	産業課長 穴井徹君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 小野寿宏君
建設課長 小野昌伸君	町民課長 宮崎智幸君
建設課審議員 田邊国昭君	町民課審議員 中島高宏君
町民課保育園長 清高德子君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 江藤理一郎君

8番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月8日から6月13日までの6日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 4. 6. 8)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

今年の梅雨入りのほうは例年より遅く今月の中旬ぐらいになるのでしょうか。小国郷の田植えもほぼ終わり梅雨そして暑い夏を迎えることとなります。毎年のことではありますが梅雨の間の豪雨、梅雨末期の豪雨それから夏の豪雨、雷雨には十分気をつけていかなければというふうに思っております。

次にコロナウイルスの感染者を見てみますと、人口比で小国町で約4%の方々が罹患、熊本県では約6%の方々、ちなみに東京都では約11%の方々が罹患している計算になるかと思えます。通常の感染対策はもちろんです。個人としていつどこで罹患するかわからない。またいつどこでほかの人にうつすかわからないというような観点で感染予防対策をしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

さて、令和4年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちましてまず渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は定例会ということで御多用にもかかわりませず、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。先ほど議長からもお話がございましたとおりコロナウイルス感染症に関しましては小国町に関しましても少しずつまだ罹患されている方がいらっしゃるようでございます。町といたしましてもこれまでどおりですけれども適宜情報をしっかりと収集しながら適宜対応をまいりたいというふうに思います。

それから、6月2日に防災会議が行われましたけれども、その時も先ほど議長が言われたとおり6月の中旬頃に梅雨に入るのではないかとこのところでございますが、関東のほうに先に梅雨入りをしたというところがございます。17年ぶりというお話でございました。なかなか気候、天候の部分に関しましては先読みするという事は難しいかもしれませんが、これもこれまでどおり災害に関しましては災害弱者と言われる方たちに対しまして、特に早めの町のほうも判断をさせていただきまして情報のほうも流させていただきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様からも気付いたことがあったときにはいろいろと教えていただきたいというふうに思います。

先日の全員協議会で新しい執行部の体制、挨拶をさせていただきましたけれども、本定例会初めての対応をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和4年第2回小国町議会定例

会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 江藤理一郎君

8番 松本明雄君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る6月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月8日から6月13日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの6日間と決定いたしました。

本会議は、本日と9日、10日に開くこととし、もし会期を待たずに議了したときには、そのときに閉会したいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より順次御報告をお願いしたいと思います。

4番（久野達也君） 4番、久野です。おはようございます。

それでは、まず小国町外一ヶ町公立病院組合について御報告申し上げます。令和4年第1回小国町外一ヶ町公立病院組合議会は、令和4年3月30日当おぐに町民センター3階議場で開催されました。

まず議案について順次説明、報告させていただきます。

議案第1号といたしまして、熊本県市町村総合事務組合の一部規約の変更ということで承認を求める議案が提出されました。これは当町小国町でもすでに議決しておりますけれども、交通災害見舞金の共同処理する事務これから宇城市が外れるということでの専決処分の承認を求める議案でした。全員賛成ということで承認されました。

次に、議案第2号といたしまして、小国町外一ヶ町公立病院組合を小国郷公立病院組合と名称の変更に伴う関係条例の整備を行う一括条例として提案されました。小国町外一ヶ町公立病院組合に関しましては、この名称記載がされる条例が全部で26本ございます。これらの中を「一ヶ町公立病院組合」から「小国郷公立病院組合」と名称変更するもので、一つの条例でこの26本

の名称を変更するという内容でした。これにつきましては全員賛成で可決です。

次に議案第3号といたしまして、この議案第3号からもうすでに議案第2号で議決しましたので小国町外一ヶ町から小国郷公立病院組合と変わります。小国郷公立病院組合一般職員の職員の給与に関する条例の一部改正。これにつきましては先ほどと同じく当町でもすでに議決しておりますけれども、一般職員の期末手当基礎額の改正を行うものです。これにつきましても全員賛成で可決されました。

議案第4号といたしまして、小国郷公立病院組合病院事業会計の予算の審議です。まず額を申し上げます。収益的収入それから収益的支出これにつきましては同額でして16億8千167万1千円とする予算です。資本的収入と資本的支出これについては整合しませんので資本的収入が8千17万4千円。それから資本的支出が1億1千958万5千円とする当初予算です。これにつきましても全員賛成ということで可決されました。

それから、その他に入るのですけれどもその他で一部御報告申し上げます。もろもろ報告があったのですけれどもその中の一部として、おおむら内科クリニック大村陽一先生が公立病院の診療に加わる。それから相互連携を図りながら大村先生にも協力いただき公立病院からも看護師派遣ということで総合連携の取組を行うという報告がありました。その他もろもろの報告がございましたけれども、そちらは省略させていただきます。

以上、小国町外一ヶ町公立病院組合の報告です。

2番（江藤理一郎君） それでは、阿蘇広域行政事務組合から御報告させていただきます。

令和4年3月25日午前10時より大阿蘇環境センター未来館において令和4年第1回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が開かれまして、阿蘇郡市より選出された議員が招集され議会が開かれました。8議案が提出され全て全会一致で可決されました。

主な審議事項といたしましては、議案第4号令和3年度一般会計補正予算（第4号）について4千168万円の減額補正が提出され、歳入歳出総額が35億1千652万円となりました。うち小国町の負担金につきましては令和3年度最終で3億4千874万円となっております。

次に議案第6号令和4年度一般会計予算について審議され歳入歳出合計33億2千46万円の予算が可決されました。

以上、阿蘇広域行政事務組合からの報告です。

議長（松崎俊一君） 両議員の御報告ありがとうございました。次に進みます。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしく願いいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから改正内容を御説明させていただきます。

まずお配りしております条例集の右肩に専1と書かれております改正条例案が改正本文になります。資料としましては条例改正の概要の税務会計課資料（1）と税務会計課資料（2）の新旧対照表でございます。説明は税務会計課資料（1）の条例改正の概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることに伴い、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要になり改正を行ったものです。下の表は改正条例順に改正概要を記載したものでございます。

主な改正内容を御説明いたします。まず表の3番目の第73条の2、4番目の第73条の3は固定資産課税台帳の閲覧の手数料、記載されている事項の証明書の交付手数料についての規定で、総務省令で定める措置を講じたものを閲覧させ又は交付させるものであっても、その閲覧交付の手数料は変わらないものとするものです。専決時の改正と後から御提案します専決以外の改正にもこの条の改正がでできますが、いずれもドメスティックバイオレンスやストーカー行為等の被害者の保護のための適正な事務執行をするため等の改正で、4月1日施行の専決分では総務省令で定める措置として住所の削除などが必要な措置となっております。

一つ飛びまして附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告です。従前から熱損失防止工事、断熱改修工事が行われた住宅は減額措



置の対象となっていました。その工事に付随した太陽光発電装置等の取付け工事等もその対象となり対象となる工事が拡充されたものです。

附則第12条は宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で負担調整措置の改正です。令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とする改正ですが、この規定は小国町では該当ありません。今御説明したほか経過措置終了に伴う削除や法改正に伴う適用条文の項ずれ等の整理を行っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより承認第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の4ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから改正内容を御説明させていただきます。お配りしております条例集の右肩に専2と書かれております改正条例案が改正本文になります。資料としましては税務会計課資料（3）として表面に小国町国民健康保険税条例改正概要と裏面に新旧対照表が掲載されています。説明は税務会計課資料（3）の表面の条例改正概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても所要の改正が必要になり改正を行ったものです。下の表は改正概要を記載したものでございます。改正は第2条課税額と第23条国民健康保険税の減額の規定中、課税限度額について地方税法施行令の改正に合わせて基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額は19万円から20万円に上げたものです。

以上で、説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより承認第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 改めて確認なのですが全員協議会のときにこの条例が改正されたことで影響を受けるのが基礎課税額について9世帯それから後期高齢者支援分で13世帯というような御説明でありましたけれども、結局今回のこの条例改正で負担が増える増税となる世帯がそういう基礎課税額とかそういう別ではなくて絶対数として何世帯負担増になって、そしてまた歳入総額としてどれほどの増収となるのか教えてください。

税務会計課長（小野寿宏君） 実世帯数はどれか一つでも超過している世帯は13世帯。ですから介護保険と同じ世帯13世帯です。それプラス今御質問の増収効果は9世帯が2万円増えて18万円と13世帯が1万円増えまして13万円足します。それに2世帯が大体4千円から5千円上がっていますので総額で32万748円の増額となります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に、反対の立場から討論を行います。

本議案は国民健康保険税の基礎課税額を2万円、後期高齢者支援金等課税額を1万円引上げ課税限度額を102万円とするものであります。賦課限度額の引上げについては条例で国の定める額がイコール町の額となっております。このため政府が国会の議決を要しない政令を改正すれば毎回国民健康保険運営協議会に諮られることもなく、また町議会の議決を経ない専決処分に変更されることは民主主義にとって大きな問題があることを指摘しておきたいと思っております。毎回限度額を引き上げることで中低所得者の負担軽減が図れると言いますが、限度額が引上げられる世帯も決して高所得世帯ではなく所得の1割を超える重い国保税負担となっていることを見れば国民健康保険の被保険者の間で負担割合を変えることで中低所得者の国保税引下げを解決することはできません。賦課限度額の引上げなどではなく町が町民生活を守る立場から一般会計からの法定外繰入れを十分に行うことで国民健康保険税の引下げを行うことを求めます。また国、政府に対しても国保への公的負担増を改めて求めておきたいと思っております。

また2年以上続く新型コロナウイルス感染症やそれに追い打ちとなっている物価高騰で町民の暮らしは深刻な状態となっております。帝国データバンクが1日に公表した調査によりますと2022年の食品値上げが累計1万789品目となりました。5月19日時点の前回調査8千385品目から急増しています。原材料や原油などの価格高止まりに加え円安基調も続いており帝国データバンクは年内に再値上げ再々値上げの動きが進む公算が大きいと見ています。このような中で限度額引上げの影響は一部の被保険者だけにとどまるとはいえ、まるで政府と町による住民への経済制裁であることを指摘して討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

国民健康保険税は御承知のとおり目的税ということで医療費に充当するのが最大の目的でございます。そんな中でその支払い能力に応じた応分の負担をお願いするというのがその基本で税率は定められております。そんな中当然最高限度額これも定められますし逆に例えば低所得者等については3割軽減、7割軽減と軽減措置も順次組み込まれております。所得水準に応じた税金負担をお願いする上で例えば限りなく限度額もなく求めた答えがそれであれば確かに大きな負担、高額所得者は高額負担となってしまうところを限度額を定めることによってその上限を定めたのが今回の条例改正であろうかと思っております。社会情勢の変化の中で当然所得が大きくなってきてそれに応分の負担をお願いする中で限度額を定めるこの行為については当然行われるべきことであ

り、所得に応じた税負担の公平性を考えた場合逆に限度額が据置きというのが果たして税負担の公平を期すものとは私は思いません。やっぱり税負担の公平さを期すというのは先ほども申し上げましたとおり、能力に応じた負担その中で限度額も年次その状況に応じて変化を生じてくる。これが税の公平さを保つ、担保するものではないかと思います。当然地方税法施行令の中で定められる部分ではございますけれども、この部分についてはやはり目的税それから税負担の公平性これらを総合的に判断しての賛成である部分から討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集6ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

令和4年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月11日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正になっております。

3ページは事項別明細書になっております。

4ページをお願いいたします。まず歳出でございます。総務費総務管理費一般管理費の寄附金としまして、ウクライナ避難民支援に係る寄附金としまして50万円計上させていただき、歳入としまして財政調整基金50万円を充当させていただきました。専決の理由といたしましては、ウクライナ避難民の人道支援を目的として県内各町村からウクライナに対する義援金を送るものです。内容は熊本県町村会が各町村から寄附金を募り2千万円をウクライナへ寄附するもので、阿蘇郡町村会の申合せにより各町村50万円を寄附することに決まりました。早急な対応のため令和4年5月11日に専決処分により50万円を補正させていただき5月17日に振り込みをさせていただいております。なお全協の後の6月13日付けで熊本県町村会より贈呈を終わりましたという文書がきておりますので少し紹介させていただきます。「去る6月2日に熊本県町村会の正副会長及び評議員12人でウクライナ大使館を訪問し皆様から預託されました義援金及び県町村会拠出分の目録をセルギー・コルンスキー駐日ウクライナ大使に贈呈しましたのでお知らせいたします。その大使から「皆様からの善意の義援金は、全て人道支援に充てさせていただく」と各町村からの支援に感謝の意が述べられました」という感謝の文書が参っておりますので御紹介させていただきます。

以上で、説明を終了いたします。

議長（松崎俊一君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第1号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第25号 小国町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集7ページをお願いいたします。

議案第25号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例等の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。

まずお配りしています条例集の4ページ右肩に25と書かれております改正条例案が改正本文になります。資料としましては条例改正の概要の税務会計課資料（4）と税務会計課資料（5）の新旧対照表がございます。

説明は税務会計課資料（4）の条例改正の概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、小国町税条例等の一部についても所要の改正が必要になり改正を行うものです。下の表は改正条例順に改正概要を記載したものでございます。

第1条による主な改正内容を御説明いたします。まず1ページの第18条の4納税証明書の交付手数料と少し飛びますが関連があります2ページの第73条の2、第73条の3の固定資産課税台帳の閲覧の手数料、記載されている事項の証明書の交付手数料についての改正です。先ほど専決での承認もいただきましたが条例の改正でも承認いただいて御説明いたしましたが、これらの改正はいずれもドメスティックバイオレンスやストーカー行為等の被害者の保護のための適正な事務執行するための改正で、本議案分は民法等の一部を改正する法律で不動産登記法が改正されたことによるものです。登記所に登記が登録されているものがDV被害者等である場合、登記事項証明書等には住所に代わる事項を記載する措置が講じられることになるため市町村が固定資産税の証明書等を発行する際にも登記住所ではなく住所に変わる事項、例えばDVの支援団体の住所等を記載することになるものです。この三つの条の改正規定は民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の日に施行されることとされ令和6年4月1日施行になります。

次に第33条第4項、第6項と第34条の9第1項、第2項の改正です。上場株式等に係る配当所得等についてです。総合課税、分離課税、申告課税の三つの課税方式がありますがこれまで従来は、所得税は総合課税、住民税は申告不要とするなど異なる課税を選択することなどができましたが、金融所得課税は所得税と住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ公平性の観点から課税方式を一致させるための改正です。

第34条の9は上場株主の特定口座の徴収は銀行の特別徴収で行っておりその規定の改正です。これらの改正は令和6年1月1日から施行です。

第36条の2第1項は町民税の申告ですが、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備で、配偶者特別控除額の根拠法を所得税法から同様な規定を定めた地方税法に改正したものです。

一つ飛んで第36条の3の2第1項の個人町民税に係る給与所得者等の扶養親族申告書と次の第36条の3の3第1項の個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書です。平成30年度税制改正において公的年金等控除について合計所得金額に応じて控除額を減少させる仕組みが創設され、退職所得を含めた合計所得を把握する必要が出てきました。ただし地方税法では退職手当を除いた合計所得金額が利用されております。住民税では配偶者控除を判定する場合に本人と配偶者の退職金は含まれないため、その正確な情報を把握するため給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族等申告書に退職手当を有する配偶者等を記載することとするものです。この二つの改正は令和5年1月1日から施行です。

第73条の2、第73条の3は先ほど説明したとおりです。

続いて、附則第7条の3の2第1項の住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しです。平成19年の税源移譲に伴い所得税からの税源移譲の範囲内、所得税の課税総所得金額の5%最高9万7千500円で、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する特例が創設されました。平成25年度税制改正により消費税率の引上げに伴う対応として、控除限度額を課税総所得金額の7%最高13万6千500円に拡充されました。その後消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、平成25年以前の5%最高9万7千500円に引下げられます。なお、この措置による個人住民税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。また住宅ローン控除の適用期限を4年延長し令和7年12月31日までに入居したものが対象となります。控除率は1%が0.7%に下がりますが、控除期間は13年とこれまでの10年から3年延長されます。

次に、附則第16条の3第2項の改正ですが、上場株式等に係る配当所得等について住民税の申告をしない確定申告（分離課税）ができなくなり所得税と一致させる改正です。

一つ飛んで、附則第20条の2第4項と第20条の3第4項、第6項は、外国等との間の二重課税を排除するための規定で、上場株式等に係る配当所得等について課税方式を所得税と一致さ

せるための改正です。

一つ飛んで、附則第26条は新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、この特例が終了したことから廃止するもので附則第25条はその関係文言の削除です。

次に、第2条です。小国町税条例の一部を改正する条例。平成3年条例第11号の未施行分の第36条の3の3の一部を今回の法律改正によってさらに改正するものです。

今、御説明したほか法改正に伴う適用条文の項ずれ等の整理を行っております。表中各条例の下に施行日が記載されておりますが、施行日がないものは原則として令和5年1月1日施行となります。

以上で、説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第26号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の8ページをお願いいたします。

議案第26号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。



提案理由といたしましては、課税方法の見直しに伴う課税基準の変更及び当該変更により納税者の急激な負担増に配慮するため急変緩和措置を講じることに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提案する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

町民課のほうから説明いたします。条例集の8ページ右肩26と表示しているものが改正条例本文となります。まず市町村の国民健康保険特別会計では運営主体である県へ対して国民健康保険事業費納付金を納付する必要があります。この事業費納付金は被保険者数、所得水準、医療費水準に応じて県が算定を行います。この事業費納付金の支出を賄うための財源として、県からの交付金などの歳入のほかは国民健康保険税となります。

町民課資料（1）国民健康保険税の算定についてを御覧ください。令和4年度小国町国民健康保険税の状況にありますように、（1）県算定額の比較です。左の表が令和3年度の県が示す保険税額で右の表が令和4年度のもので、令和4年度の県が示す保険税額は1億9千412万4千658円となっており、令和3年度と比較して1千261万3千826円増加しております。

その下（2）令和3年度税率での試算と県算定額との比較をしております。令和4年度県が示す保険税額1億9千412万4千658円に対して令和3年度の税率での試算では1億8千88万6千684円となります。うち資産割相当額は1千211万2千174円となっており、3年度の税率のままで課税したと仮定した場合に523万7千円974円の不足が生じます。

次に（3）緩和措置についてです。これは税率改正に当たっての緩和措置の内容になります。まず一つ目に賦課方式を変更することに対する緩和措置として、資料中の①資産割相当額分の1千211万2千174円を国保財政調整基金から充当します。この資産割相当額分の財源については令和4年3月の補正予算で対応させてもらっております。二つ目に資料中②不足額への措置として、令和3年度の繰越金から500万円を充当します。

保険税率の改定につきましては、先月5月27日に国保運営協議会を開催していただき町から諮問をさせていただいております。町民課資料（1）にその諮問書並びに運営協議会からの答申書の写しを付けさせていただいております。3枚目の答申書におきまして、町が諮問しました保険税率改正について運営協議会のほうから全会一致により執行部案のとおり承認する旨の答申をいただいております。また附帯意見としまして、「次回の税率改正における賦課方式変更に対する緩和措置以外の措置については、国民健康保険特別会計の決算見込みを勘案し、運営協議会で協議を行っていくこと」との御意見をいただいております。以上、運営協議会答申の報告をさせていただきます。

町としましては、この答申も踏まえ緩和経過措置を取る計画をしております。今回の賦課割合

については「応能」対「応益」が55対45、「均等割」対「平等割」が60対40の税率です。なお県が示す標準賦課割合は、「応能」対「応益」が50対50、「均等割」対「平等割」が70対30となっています。

町民課からの説明は以上でございます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは私のほうから、改正内容を御説明させていただきます。

資料としましては、税務会計課資料（6）の小国町国民健康保険税条例改正概要と税務会計課資料（7）の新旧対照表を御用意ください。説明は税務会計課資料（6）の表面の条例改正概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。小国町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の保険税率等を改定するため所要の改正をするものです。

改正概要としましては、3月の定例議会で承認していただきました熊本県が示す保険料水準の統一に向けた課税方式の見直し（所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式から資産割を廃止し3方式とするもの）に伴う課税基準の変更及び当該変更により納税者の急激な負担増に配慮するため緩和措置を講ずるものです。

表については第3条から第9条までに規定されている基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の基本的な金額を、所得割、均等割、平等割で改正前と改正後それぞれの比較増減を記載させていただいております。第5条の2第2号、第3号、第7条の3第2号、第3号及び第23条の国民健康保険税の減額については、この表の税率をもとに特定世帯等の平等割額や7割、5割、2割減額、未就学児の均等割の減額について機械的に計算して求めることになっておりますので、税務会計課資料（6）の税率について御審議いただければと存じております。施行日は令和4年7月1日から令和4年度以後の分の国民健康保険税に適用です。よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

一部確認で質問させていただきますけれども、資料（6）の税率についての部分です。いわゆる4方式から3方式への変更ということで応益、応能部分それらを総合的に考えましてちょっと思ったので教えてください。基礎課税分でいきますと資産割額は皆減ですよ。後期高齢も皆減。ですから当然改正前の率そのままマイナスになってくるのですけれども、それに反して所得割については0.06%の伸び、それから後期高齢については所得割が0.01%の伸び、それから均等割平等割についても減。そして一番下の介護納付金の部分なのですけれども、ここについてが所得割が0.43%の伸び、均等割で1千600円の増。ここに集中する理由が何かあるのですか。よかったら。

税務会計課長（小野寿宏君） 町民課資料のほうで令和4年度の県が示す保険税額の医療分とかあるいは支援金分、介護分がありますが、これが（2）令和3年度税率での試算と県算定額の比較ですと大きい開きに介護があります。県のほうの示す保険税額に極力寄せていくということです。すでに医療分と支援金分は相当県のほうの数字に近いので介護分のほうに影響が増してきている実態です。

以上です。

4番（久野達也君） 介護分のいわゆる県との差異が生じてきたのが調整されていく部分というようなことかなとも思います。今回このように例えば4方式から3方式に変わったことについて町も積極的に激変緩和措置ということでそれらの影響額の財政支援等も行っていただいた結果としてこのようなかたちにもなったのかなとも理解します。今後介護納付金の部分がどのように推移していくのかはちょっとわからない部分もあるかと思いますが、2024年からの県の統一方針をあくまでも方針を出すということですが、方針の中でいろんな流れがこようかと思えます。担当所管課等につきましても情勢変化を十分配慮しながら、財源確保これについても努めていただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今回の算定方法が3方式に変わること急変緩和措置ということで1千211万2千174円を急変緩和措置として講じているということです。しかし、この措置を講じたとしても大体11.8%、155世帯は増税になってしまいます。

そこでまず確認なのですが、この1千211万2千174円の急変緩和措置がこの155世帯にいくら分講じられているのか。そして増減なしの7世帯にはいくら分が講じられているのか。そして1千149世帯これは減税になるのですけれども、ここにはいくら分講じられているのでしょうか。お答えください。そしてもう1点。この155世帯増税になってしまう世帯の中に滞納がある世帯が何世帯あるかも併せて御答弁いただければと思います。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。11時10分から行います。

（午前10時57分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

税務会計課長（小野寿宏君） 個別に誰にいくらというのはまずわかりませんので、まず言っておきます。1千211万2千174円の充当は医療費分に968万9千907円。これ違うのですか。

5番（児玉智博君） 1千149世帯にいくらということを知っているのです。

税務会計課長（小野寿宏君） それはちょっとわからないので、それを入れた1千200万円を充

当した後に税率を掛けていますので、この世帯にいくら入れたとかいうのは出ないです。

最後に滞納者の数ですけれども155世帯のうち17世帯が入っています。

以上です。

5番（児玉智博君） 何かうわさによると7割程度の回答ということでしたが3割ぐらいの回答だったかなと思います。

もう税金は10割納めないといけないのですけれど、併せて聞きます。これ急変緩和措置というのであればやはり増税になる人を抑えるために使わないといけないわけです。つまりこの155世帯に1千211万2千174円全てが充当されたけれども、残念ながら最大で3万800円増える人がいるというのであればそれは仕方がない話かなと思うのですけれども、だけでも今の答弁聞くと155世帯が増税になるということが分かるのであればそれは今言ったどこにどれだけ充当したというの出ないのも素人考えでおかしいなというふうに思うのですけれども。ただ誰にどれだけ緩和したかわからない。そもそも所得割が高額で所得割がなくなっただけで減額になるのに、しかもさらに急変緩和措置なるものでもっとこの下げ幅が大きくなったような人も絶対にいるはずだと思うのです。それだったら初めから税率をいじって何が何かも聞かれたことにも答えられないような状況になるのではなくて、最初から資産割を免除するというやり方にしたほうがよっぽどすっきりしたと思うのですが、その考えはなかったのでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君） 急変緩和措置のもともと最初からの目標は、「応能」と「応益」が50対50で、「均等割」対「平等割」が70対30が最終的な目標値です。その場合はこちらの手元の資料では増額は932世帯ありました。今回はそれを急変緩和をすることによって155世帯に減っておりますので、1千200万円と500万円によってこれだけ減っているということで急変緩和措置は十分やっていると思います。

以上です。

5番（児玉智博君） いや十分ではないからこんな155世帯も増税になるのではないですか。十分というのであれば1世帯も増えるところがない、据置きというのが十分行き渡った状態なのではないのですか。ちょっとその辺がやっぱり何かわからないのかなというような気がするわけですからその「応益」対「応能」が何対何とかいう話をするけれども要は応能負担になります。これを私がさっき言ったように「資産割を免除しますよ」と。「その1千200いからは資産割免除だけにしますよ」というふうになれば、要は今こういう155世帯も最大で3万800円も上がるようなことにはならなかったのではないですか。違いますか。

町民課長（宮崎智幸君） まず資産割の課税されていた世帯というのがこれまで596世帯ありました。その世帯の部分について1千211万2千174円を充当したということで資産割分については緩和したということになります。

それから試算をしたときに500万円不足した部分については、医療分それから後期支援分そ

れから介護支援金分に振り分けて納付金の割合に応じて充当をかけてその分の緩和措置も行った  
というような状況になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） どういうふうにやりましたよというのは休憩前からずっと聞いていたので多  
分ある程度理解できていると思います。そうではなくて私が質疑で聞いているのは要はそういう  
ややこしいことをしないで税率を変えとかいうことをしないで、資料に出ていますけれども基  
礎課税額の所得割を0.06%増やしたり均等割を1千100円減らしたりとか、そういうやや  
こしいことをしないで要はそのまに一応その基礎部分の資産割で27.20%とか後期高齢支  
援分で6.80%とかを残した上で、だけれども要はこの資産割りというのは不公平感というか  
要は固定資産の保有が経済的負担能力を必ずしも表すものではないし、二重払いいわゆる固定資  
産税も払って国保であれば国保でも資産割取られてというようなそういう負担感を何とかしまし  
ようよという理由を、私、運営協議会に前年度前期までいましたけれどもそういう説明を受けて  
きたわけです。ですからそれを解決するのであれば一応はこの名目上は27.20%、6.80%  
残すけれども、だけれども町長判断で「免除しますよ」というふうにすれば一番すっきりしたの  
ではないかということ聞いておりますけれども。

議長（松崎俊一君） 5番議員の意見に対して答弁がありましたら、答弁をお願いします。

税務会計課長（小野寿宏君） 先ほどちょっと申しましたけれども1千200万円を単に消すだけ  
だったら932世帯増額世帯になるのです。それが一応今回の急変緩和措置で155世帯に抑え  
てあるということで急変です。もともと県が示す金額も上がっていますので同じでは絶対成り立  
たないので、少しは上がる世帯も出てこざるを得ないのが実情です。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第26号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい  
てに、反対の立場から討論を行います。

本議案は国民健康保険税の資産割を廃止し、それによる保険税不足分を補うために所得割と均  
等割の一部を引き上げるというものであります。資産割の廃止自体は固定資産の保有が経済的負  
担能力を必ずしも表すものではないこと。固定資産税額が算定の基礎となるため二重の負担感  
があること。町外に所有している資産には付加しないため公平性が保たれていないこと。後期高  
齢者医療制度など他の健康保険で資産に応じて賦課する制度はなく不均衡感があることなどから、

被保険者からも廃止を求める声がこれまでも出ており十分に理解できます。しかしそもそも固定資産を有していなかったり所有する固定資産の評価額が低くて課税額が増えてしまう被保険者のための急変緩和措置がとられたにもかかわらず増税となってしまう被保険者が11.8%、155世帯もあるのは問題です。そもそもこれまで資産割を賦課されていなかったり賦課されていたとしてもわずかな額だった人たちの国保税が安かったかといえばそうではありません。全ての被保険者にとって高過ぎるのが小国町の国保税であります。相当な負担感があり滞納に至る人もおります。現に今回増税となる155世帯の中にもすでに17世帯滞納世帯があるということでありました。高いから払えない人が17世帯増税になるというのは、これは問題ではないでしょうか。にもかかわらず1千211万2千174円もの急変緩和措置を講じておきながら増税になってしまう人がいるということは、緩和措置が十分行き届いていないということではないでしょうか。先ほど質疑でも述べましたように、こういうふうなことになるのであれば不公平感を取り除くという部分については資産割を免除してその減額分を補填する。それでも足りなかった部分について特別会計の繰越金で500万円を充当すると資料に書かれておりますがこの点は評価しております。しかし全体として本当に払えない人にとっての増税の部分ははらんでいるという点から反対するものであります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私はこの小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

同僚議員から反対の討論、御意見もお伺いしました。私、討論させていただきたい部分としては今回この先ほどの条例改正にもありましたけれども、県の統一性のところで必ずしもその時その場面で一気に変更するというのはいささか厳しいものがあるか。であれば数年の余裕をもってその中でなおかつ緩和措置を講じながら進んでいっていただきたいというのも一般質問でも申し上げました。今回のこの税条例改正ですけれども御意見はいろいろあるかと思えます。確かに私たち議員の立場から住民の立場から考えれば増税いわゆる額が増えるというのはできるだけ避けたい。額が増えるというのはですね。ただ着眼点が必ずしも額だけでいいのかという問題が残ろうかと思えます。この仕組みを切り替えるという部分については資産割の公平性が問われなければなりませんし、その資産割がどう影響してくるのか。ですから資産割を省いたときにそれが応益、応能という応能の能力の部分です資産割は。益というのはその国保制度を受けるという部分ですので応能、能力の部分です。当然所得もありますし資産割もあるかと思えます。資産割がなくなったということは目的税である以上総額12億円とかそれらの医療費負担を賄うために国、県からの補助金をいただき基金を入れ税額が出てまいります。その税額を求める上で先ほど言った部分が生じてきます。ですから総論で考えておかないと一個人が伸びるのか伸びない

のか、それは伸びないほうがいいです誰でも。ただ目的税である以上その額を確保しなければならない。税の公平さを考えましたときにそれは全ての人が利益を被る統一した税率で、その税率で算定した結果が増額となったあるいは減額となったこれについては公平性を欠くものではないと思います。税率が狂ったら公平性を欠きます。そういったような意味合いから今回まず影響額を控除して税率を求め、その税率から令和3年度の資産割相当額を控除し新たに税率を算定し直した。その方式は私は公平性を欠くものではないと理解しております。ですから今回のことで増額となる方もおられるかと思えます。減額となられる方もいるかと思えます。ただ統一の税率方式で算定された額の結果としてそれが生じてくる、ここはやはり私たち議員としても説明責任も果たしながら住民の理解もいただきながらそれを進めていくべきだと思います。ですから従前に町民課のほうでは税率改正のチラシ等も配布しておりました。拝見させていただきました。これらの準備を重ねながら進めている行為については、賛成の立場から討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第27号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第27号 小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、小国町税条例等の一部を改正する条例等の提出に伴い、小国町手数料条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。

まずお配りしております条例集10ページ右肩に27と書かれております改正条例案が改正文になります。資料としましては税務会計課資料（8）小国町手数料条例の新旧対照表をお願いします。

まず第2条第1項第13号と第14号の改正についてでございます。先ほど可決していただきました第1号議案の小国町税条例等の一部を改正する条例第73条の2と第73条の3の改正と同様に、DV被害者等保護のため地方税法に基づく固定資産税課税台帳閲覧手数料を規定しております第13号、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料を規定してあります第14号を改正後の小国町税条例に即した規定に改正が必要になり改正を行うものです。

続いて、地籍調査の成果の謄写手数料を規定した同項第30号の改正でございます。現在紙での謄写を行っており1件につきいくらと規定されております。黒淵や上田といった離れた場所の申請もあるため今後は1枚につきいくらと明確にさせていただくための改正です。さらに急速にデジタル化の時代となっており紙以外の謄写、電子データ等での受け取りを希望される方も増えてきております。デジタル化に対応するため用紙によらないものとして1件につき500円という規定を新たに追加させていただきたいと改正案を提出させていただきました。施行日は公布の日からです。よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第27号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第28号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する



条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

議案第28号 小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 私のほうから小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例集の11ページ右肩に28と表示してあるものが改正条例本文となります。

また、町民課資料（2）で新旧対照表を用意しております。こちらの資料で御説明申し上げます。今回の改正は子ども・子育て支援法に基づく幼児教育保育の無償化対象施設等が利用者から本来受領すべき利用料を市町村へ請求する場合に特定子ども・子育て支援提供証明書の提出が義務づけられていましたが、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針等を踏まえこれを不要とする国の基準の見直しがありました。この改正に伴い認定こども園等から請求を行う場合は証明書を不要とするものです。今回の条例改正で表中下段の法第7条第10項第5号に掲げる事業、小国町では町内の認定こども園が行う一時預り事業が対象となります。具体的には認定こども園が保護者から利用料を徴収しない代わりに市町村へ請求を行う法定代理受領を行う場合、保護者及び市町村にサービス提供証明書を交付することを要しないものとする改正でございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第28号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第11、「議案第29号 小国町総合整備計画の策定について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

議案第29号 小国町総合整備計画の策定について

別紙のとおり小国町総合整備計画を策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、内容について説明をさせていただきます。

総合整備計画は通称辺地計画というもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、他の地域と比較して自然的、経済的、文化的条件が不利な地域の格差是正を目的とし、公共的施設、道路等の整備を促進するため必要な財政措置を図ることになっております。辺地計画が認定されますとその地域内で実施される補助事業等の特定財源の裏に辺地債を充当することができます。この辺地債は充当率100%で交付税措置が80%という有利な起債となっております。昨年度で前回の計画が終了し、本年度から令和8年度までの計画を策定する必要がありますので、名原地区、岳の湯地区、明里地区、田原地区の計画

案を策定し御審議いただくものです。なお各地区の事業については、小国町の総合計画や過疎計画に計画されている計画から計画5か年で事業に着手する可能性があるものを計上しております。あくまでも有利な財源を確保するために事業を計上しておりますので、この計画にある事業全て5か年で実施するものではございません。

それでは小国町総合整備計画を説明させていただきます。

まず、名原地区でございます。表紙を開けていただきたいと存じます。計画年は令和4年から令和8年となっております。

別添2としまして、総合整備計画書ということで名原地区の人口と対象面積が掲載されております。それと1としまして辺地の概況ということで、対象の字名が列記されております。2としまして地域中心の位置ということで、これはこの地区の一番課税評価額の高い地点となっております。上田字日受4232番地の1ということになっております。3の辺地度点数234点。この点数が100点以上でなければこの事業計画に載らないという指標の点になっております。大きい2番としまして地域の実情が書かれてございます。読み上げはいたしません。3番としまして公共的施設の整備計画ということで、5年間のこの地区で何の事業をするのかということで林道ということで2千万円計上されております。特定財源と一般財源、1千万円、1千万円ということで、この1千万円の部分に辺地債が充当できるということでございます。

次の3ページが先ほどの点数をはじくための表になっております。辺地度点数算定表となっております。説明は省略させていただきます。

4ページがその辺地度を計算するために必要な図面となっております。役場とか学校、近くのバス停とかどれだけの距離があるかとかそういった数値を算定上用いますのでその距離をこれで算出しております。

5ページでございます。5ページはこれも事業計画書になっております。先ほど事業計画を説明しましたけれども林道寺尾野線舗装事業を計画しているということで、令和7年から8年ということで距離としまして841メートル、幅員4メートルの舗装ということで計上されております。事業費としましては2千万円という先ほど財源も申し上げましたけれども、特定財源1千万円、辺地債1千万円ということになっております。

その次のページが一応管内図にその地区を落としたものになります。非常に小さくて見にくうございますので、この前の全協のとおり指摘を受けました路線図については今日後ほど総務課資料(7)ということで説明をさせていただきます。

続いて、岳の湯地区、明里地区、田原地区とございますけれども内容は全て同じでございますので別添の総務課資料(1)においてその他の地区は事業費のみの説明をさせていただきたいと存じます。

名原地区につきましては、先ほど説明申し上げました。

次、岳の湯地区でございます。人口155人、10.84平方キロメートル。辺地度点数は266点ということで、ここにつきましては林道馬込線舗装事業2千万円、林道赤谷線舗装事業5千万円、町道はげの湯線改良・舗装事業8千万円、農道岳ノ湯線舗装事業5千万円ということで、各事業年度は令和7年、8年ということで2か年で全て計上されております。特定財源の割合としましては全て50%、50%ということで総額2億円に1億円、1億円ということになっております。

続きまして、明里地区でございます。明里地区におきましては人口が128人、9.02平方キロメートル。辺地度点数が237点。事業名としましては、林道岩ノ上線舗装事業5千万円、町道北里倉本二俣線舗装事業6千550万円、町道明里線舗装事業6千万円、農道尾張線舗装事業600万円ということでトータルで1億8千150万円の事業費が上がっております。

最後に、田原地区でございます。田原地区におきましては、人口が137名。辺地面積が12.9平方キロメートル。辺地度点数が127点。事業としましては、田原地区水路1千200万円、林道田ノ尻線舗装事業1千620万円、農道高花線舗装事業800万円、農道田ノ尻線舗装事業2千万円、合計5千620万円ということで計上されております。

資料(1)の説明はこれで終了させていただきまして、各路線の資料(7)の説明におきましては建設課長のほうからよろしくお願ひしたいと存じます。

建設課長(小野昌伸君) おはようございます。お世話になります。

今総務課長のほうから御説明がありましたとおり、私のほうからは今回令和4年から令和8年の5か年計画というかたちで先ほど説明した総務課資料(1)と追加資料の総務課資料(7)ということで説明をさせていただきたいと思ひます。

非常に見づらいですがポイントポイントで御説明していきたくと思ひます。今回農道が4路線、林道が5路線、町道が2路線、水路が1か所となっております。農道、林道、町道に関しましては全て舗装工事ということで挙げております。1ヶ所水路工事ということで御了承いたしたいと思ひます。

まず、名原地区。地図の一番下のほうです。林道寺尾野線これが該当いたします。林道寺尾野線は寺尾野の集落からファームロードを横断しまして林道の終点までというかたちになっております。一部舗装は完了しては残りの部分が残っております。

それから、岳の湯地区に移ります。林道馬込線。これは流湿原ファームロード交差点から町道樅木線を2、3キロ上ったところから左のほうに入る林道が馬込線でございます。同じく林道赤谷線。これは同じくファームロード長大橋の山川大橋の手前を別荘地から両サイドに延びている林道が林道赤谷線。終点は昔銅山があったところその辺まで延びております。

3番目、町道はげの湯線。これは社交金によりまして昨年からの改良が町道岳ノ湯線からの接続というかたちで進んでおります。今旅館街のところで約800メートルの改良が終わっております。

ので、それから町道としてはあと1キロほどずっと旅館街を過ぎて上っていきまして別荘地があるところまでが残っておりますのでその改良計画というかたちになっております。

農道岳ノ湯に関しましては、岳の湯地区から中尾地区においてほ場整備をしております。そのほ場整備の中の幹線道路というかたちで挙げさせていただいております。

続きまして、明里地区のまず林道岩ノ上線。これは町道北里倉本二俣線田代地区から倉本に向かって右のほうに入っていくところでございます。町道北里明里線の接続ということで町道、町道間の接続の林道というかたちになっております。

2番目、町道北里倉本二俣線においては、これは令和2年度から社交金のほうで舗装の新設を行っております。起点が北里柴三郎記念館の下の本村地区から長田、田代を抜けて二俣まで全延長4キロの部分になっております。令和2年度、北里から田代まで完了。令和3年の繰越で発注済みですが田代から明里線の三差路の交差点まで現在発注して施工を行っております。令和4年はそれから以降というかたちになっております。

続きまして、町道明里線。先ほどの交差点からこの明里線が387号線まで下明里、上明里を抜けて所尾野を抜けて接続しておりますので、その部分の舗装となっております。

農道尾張線。これは倉本から千駄金というところに抜けていく道があるのですが最終地点はファームロードまで抜けられますが、その途中で千駄金地区のほ場整備をしております。その中の幹線道路の舗装となっております。

最後に、田原地区、田原の水路。これは田原神社から下、令和2年で山腹崩壊が起きて家屋床上浸水等々があった家屋の裏の流域対策というかたちで水路を上げさせていただいております。

2番目が林道田ノ尻線。これは水口牧場ずっと日田方面に走っていくと右側に牧場がありますのでそれからの接続道路として林道田ノ尻線。その田ノ尻線からの接続として農道田ノ尻線がでてきます。

農道高花線は、その水口牧場から200メートルぐらい上ったところの左のほうに走っていったところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） 時間の都合でここで昼の休憩に入りたいと思います。次の会議を13時00分から。

（午前11時56分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） これより議案第29号、小国町総合整備計画の策定についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 辺地計画の分で名原と岳の湯にはないのですが、明里と田原に一般財源が多少なりとも投入されることになっていますが、この理由を教えてください。

総務課長（佐藤則和君） 特定財源の端数処理ということで100万円単位でなっておりますので、その端数を一般財源で補っていくということでございます。

5番（児玉智博君） まず資料要求しましたら新たに付けていただいております。ただ町道北里倉本二俣線は本村のほうから田代に向かって既に工事を終えた区間もあるし、そもそもこの明里線387号線から所尾野に向かってのところは既に改良は終わったところもある。町道はげの湯線も多分拡幅工事が終わった先のことを言っているのしょうけれども、できれば終わったところは省いてこの申請をする区間を示していただいたほうがよかったかなと。これまた注文ですので次回からはしていただければと思います。

それでお尋ねしたいのは要するに町道、林道、農道と申請を上げるわけですが、そもそもこれらの路線についていつの段階で地元からの要望があったのかということです。確かに林道、農道なんかで近年豪雨なんか降りがやすくなるとバラス舗装などでは流出して、畑の周りなんかだとそのバラスが畑の中に入ってしまっていてそれを取り除くのに本当に苦労しているようなところもあるやに聞いております。そういう場所だと逆に採択されなければずっと積み残して5年ごとにこういう計画に上げはするけれどもなかなか改良は終わらないというようなところも出てきてしまうのではないかというふうに思います。はっきり言ってこれ出しているものは緊急性の高いものなのか、そうでないのかということも併せて教えていただければと思います。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

今議員がおっしゃるとおり本当に農林道においては木材の搬出、農作業の作業効率と言ってそのために舗装、約10年持ちますので10年間はそういうかたちで非常に維持修繕費も要らないということで農道、林道に愛護費等々を出していますが、皆さん頑張ってもらってやってくれています。申請においては長いものになればもう10年近く前から出ているやつで、また終わらなかつたら次の5年間、次の5年間というかたちにはなっていくと思います。うちのほうもおっしゃるとおり採択というところは一応全て補助を狙っていますので、有利な補助金がないかということで今一生懸命職員も頑張っています。林道に関すれば林道だけ町道間を連結するここと言えば岩ノ上線とかそういう避難路とか一つの道が駄目になったときのための迂回路として町道と連結のところにはかなりの補助を付けてもらっている部分もありますが、なかなかこれだけでも12路線ありますから非常に一遍にできることは難しいと思いますが、1路線1路線頑張る採択ができるやつからやっていきたいとは思っております。よろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） やっぱり要望があったのですか。

建設課長（小野昌伸君） はい。要望は全て出ております。一番長いのでいけばもう20年前があります。

5 番（児玉智博君） 全て要望が出ていて20年前の話だということでした。それだとやっぱり20年というと今2022年ということは2002年で私が20歳ぐらい時ですよ。実際その20年経った今もその必要性があるかどうかというようなその点検というのはしているのでしょうか。またその要望された方ももしかしたらその要望された方はもう亡くなっているかもしれない。今生きていらっしゃったとしてもまだそれが必要と思っているかどうかなんていうのもやはり確認をしていかないと、積み残したのをいつまで残してもそれよりもっとやるべきことなんかがあるのではないかとこのように思うのです。辺地ということで岳の湯地区、田原地区では農業集落排水があります。処理場なんかもやっぱり更新の時期がきていて物すごいお金が掛かる。一般財源からの持ち出しもあるということで、この議会でもそういったことに対する懸念なんかも指摘されております。やはり本当に確実にこれはやっぱり機器の更新というのは確実に時期が来れば必要になるものですので、これ今見てみると全て道路にしか使われておりませんけれどもそういったインフラなんかについても利用できないのですか。道路以外のそういう農業集落排水施設であったりとかあるいは地域の避難所集会所といったものについて利用はできませんか。

建設課長（小野昌伸君） 見直しの点検というかたちではもうずっと総合計画にも挙げて、今回も過疎債、辺地債、二つあるのですが過疎債からこのエリアの中に含まれているやつは送り込んできたというところもあって、非常におっしゃるとおり申請から申請者自体はそういうかたちでもうお亡くなりになられている方も代表者おられるかもしれませんが、非常に危惧しているのが農林道に関しては負担金を取らないといけないものですから、やっぱりウン千万円となると何百万という負担金。この前城村水路もしたときやっぱり負担金の今度集めるその辺も非常に難しく、農業、林業の衰退もあってやっぱりなかなか20年前とは状況が変わってきています。その辺も含めてもう一度申請者若しくはその関係者とリンクしながら「もういいよ」というふうになれば落としていきたいとも思っていますし、緊急性という段階ではどれが高いということはないのでしょうかけれども残すものは残していつの日か要望が答えられればと思って日々努力しております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 路線とか町道とか農林道ほかの事業に充てられないかということでございますので、お答えさせていただきます。一応補助の要件としましては、上下水道はできますので過去この辺地債を活用した上下水道の事業実績も記録には残っております。ですからこの該当地区内でまたは上下水道で該当するものがあればまたこの計画に計上しまして、変更はききますので柔軟に対応していきたいと思っております。

あと公民館等になると一般的な公民館補助というと町が過去にも補助をした経緯ありますけれども、そういった全町的な公民館に対する補助というのは皆さん興味があるところでございまして、この辺地のところに入っているところだけに公民館の助成というのは全町的なバランスも見ながら入れた補助までやるのかどうか見ながらやっていくということが大事だと思いますし、幸

いこの地区は集会所等は今お持ちでございますので新たな集会所を建設する際にという協議があれば協議が必要かと思えますけれども、今のところそういった要望も上がっておりませんのでそういった状況でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 久野です。

総合整備計画ということでいわゆる辺地計画の部分なのですが、これまでも法律制定から数十年経過しております。もし資料持ち合わせ等あったらお尋ねさせていただきたい部分としまして、当然事業を実施することによって地域の交通利便性の改善あるいは生活の利便性の向上、これらを図っていくために道路の整備等も行われていきます。道路が整備されるとこの資料にもありますようにバス停までの距離が短くなる。となると辺地度数も下がっていく。これが目的ですので資料の持ち合わせがあったらお答えください。これまで行ってきた事業によって辺地の数も正直小国町で減ってきていると思うのです。これが総合整備計画を実施する意義があらうかと思えますので、実施して例えば8あったのが6に下がって今現在4まで下がってきていますとか、そういうような時系列的な数字的な辺地の数の推移がわかれば、お知らせいただきたいと思えます。

総務課長（佐藤則和君） 辺地の計画地区の数でございます。昭和62年から資料ございますので御説明申し上げます。昭和62年に9か所。場所を申し上げますと、江古尾、寺尾野、岳の湯、麻生釣、明里、田原、北河内、滴水、杉ノ平ということで、今ないところが5か所、黒淵方面も入っておりました。その9地区が平成8年度まで10か年続いております。その次の見直しの平成9年の折に7か所に減っております。このときに杉ノ平と滴水が抜けております。この7か所がまた10か年続きまして平成19年に5か所に減っています。今の現4か所に北河内地区だけが残っていたということで、それがまた10か年続きまして平成28年度までが5地区。前回の見直しの平成29年度からが現在の4地区になったということでございますので、議員おっしゃられますとおりその間にいろいろな事業、国道等の改良とかも相まったりしたこともあるかと思えますけれども、そういったことで地区数が減ってきております。

以上です。

4番（久野達也君） 今総務課長から答弁いただきましたように、やっぱりこうやって辺地からの解消というのが最大の目的でもあらうかと思えます。そのためには例として国道のバイパスが通ったとかいろんな諸条件もありますし町道の改良、特に強靱化補助によっていろんなところで町道整備がなされてきております。是非今回は4地区の辺地ですけれども早い辺地からの解消。いわゆる生活条件、生活利便性の向上を図るために、是非積極的な実施をお願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。



この5年計画の前の5年計画。この前の計画のときには9路線道路関係挙がっていましたが、そのうち4路線が完了。2路線が着手ということでまた今回こちらのほうに挙げていただいて、3路線がまだ未着手ということで今4番議員がおっしゃられたとおりいろいろ道路改良進んでおりますので今後とも頑張っていくつもりですのでよろしくお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、小国町総合整備計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の12ページをお願いいたします。

議案第30号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加える。

附 則

この規約は、令和4年9月1日から施行する。

提案理由といたしまして、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきまして、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは説明させていただきます。

総務課資料（5）に新旧対照表がございます。これは前回の議会では合志市が新たに追加になりまして現在の13市町村で審査会を構成しておりますけれども、今回新たに山鹿市が参加を希望したということで同文議決で全て13市町村において議決が必要ということで提案をさせていただきました。

説明は以上になります。

議長（松崎俊一君） これより議案第30号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは行政不服審査会というのは、自治会館にあるのですか。

総務課長（佐藤則和君） 行政不服審査会は通常であれば各市町村がそういう不服審査があった場合に設置するべきものでありまして、これは一応不服審査会を開く場合にいわゆる進んでいきますと最後はどうしても弁護士が入ってくる過程が出てまいりますので、そういった過程におきましていちいちその時に弁護士を探したりとかするいとまを省略するためといいますか、そういった様々かかる事務の手続を共同で運営して一応熊本市が代表みたいなかたちになっておりますけれども、そこで弁護士さんたちに相談するような体制を共同で設置しているということで御理解いただきたい。

5番（児玉智博君） 監事が熊本市ということであれば基本的に事務局は何か必要があったときには熊本市が事務局となるという理解でよろしいでしょうか。また併せて設置するような事例、事案が発生しなかった年度においてはそういった構成団体の事務費の分担金のようなものは発生しないということでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） どうしても熊本市が母体も大きくて年に何件か案件を扱っているということで中心になっていただいていると思っておりますけれども、小国町の場合そういった審査会を設置した経緯は今までございません。一応これは設置した場合に係る経費を負担するかたちになります。年間に負担金を払っていたかどうか今ははっきり覚えていませんので、そこをまた確認させていただきたいと思いますが、かかる案件があった場合はその時の経費を新たに負担することになるというのは間違いないと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「議案第31号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集13ページをお願いいたします。

議案第31号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

提案理由といたしましては、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方

自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは説明させていただきます。

熊本県市町村総合事務組合は、主に職員の退職手当、非常備消防団員に係る損害賠償と議会議員の公務上の通勤災害の補償、その他の事務を扱っている組合でございます。今回の改正は皆様御存じのとおり構成組織の中に「小国町外一ヶ町公立病院組合」があったものが名前が「小国郷公立病院組合」へと名称を変更したため規約を変更するとなっております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「議案第32号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集14ページをお願いいたします。

議案第32号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第2号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度小国町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千781万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億31万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）についての説明をさせていただきます。

第1表としまして、2ページから3ページにかけて歳入歳出それぞれ款項の区分及び金額を記載しております。

4ページは、第2表債務負担行為補正で戸籍システムリース料が令和9年度まで債務負担として計上されております。

5ページは、歳入歳出の補正予算事項別明細書になっております。今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ1億3千781万円を追加するものです。

まず歳出全体の人件費の部分から説明いたします。

8ページから16ページに出てくる人件費、給与、職員手当等、共済費につきましては総額で1千411万6千円の減額補正になります。この主な理由としましては退職者2人について899万円、3月議会の給与条例改正により管理職とする職が変更になったことにより管理職手当の182万4千円の減額。職員1名の一級による226万円の減額となっております。以下項目毎に増減が出ております。人件費につきましては人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因となります。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。

8ページ、総務費の中で企画費としまして200万円を計上させていただいております。これは地域おこし協力隊が隊員から自立し起業する場合の補助を行うもので、1人当たり上限100万円が2人分です。

次に9ページ、SDGs推進費として委託料900万円を計上させていただいております。これは旧西里小学校サテライトオフィス棟として活用するため、運營業務委託を行いワークショップや講演会、情報発信等を行うものです。財源はネットワーク事業基金を活用します。

新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の旧西里小学校サテライトオフィス化工事設計業務委託料500万円につきましては、サテライトオフィスやESD推進拠点として有効活用のため改修する設計委託料です。

次に、備品購入費480万円を計上しております。このうち150万円は役場職員等のテレワーク用パソコンの導入費です。残りの330万円は会計に導入するセルフレジの追加経費でございます。財源は全て、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

次に10ページの民生費をお願いいたします。障害者福祉費に140万円計上させていただいております。これは補装具に要する経費について一定の負担軽減を行うものです。財源としましては、障害者自立支援給付費負担金国費になります50%と障害者自立支援給付費負担金県費25%、残りは一般財源でございます。

11ページをお願いいたします。児童福祉総務費の中の子育て世帯生活支援特別給付金550万円を計上させていただいております。これは住民税非課税世帯の子育て世帯に対し児童1人当たり一律5万円を支給するものです。財源としましては全額、国庫支出金子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金となります。

次に12ページ、衛生費の欄をお願いします。予防費で965万9千円を計上させていただいております。これは4回目の新型コロナウイルスワクチン接種のための経費です。財源としましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金41万9千円。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金924万円です。

次、13ページの農林水産業費をお願いします。林業振興費の中の備品購入費としまして阿蘇くまもと空港小国杉紹介スペース木製家具購入費で500万円を計上させていただいております。これは来年度リニューアルオープンする阿蘇くまもと空港内のゲートラウンジに小国杉の家具を展示し、小国杉を広くアピールするための家具購入費です。財源としましては全額、森林環境譲与税を活用しています。

次に負担金補助及び交付金として、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金として5千414万7千円を計上しております。これは小国町森林組合が導入する木材選別機に係る費用の50%を補助するものです。財源は県支出金の林業木材産業振興施設等整備事業補助金を活用します。

次に負担金補助及び交付金で小国材利用普及促進施設等整備事業補助金866万3千につきましては、同じく小国町森林組合が導入する木材選別機の制御盤を保護するための上屋部分の建築費用について補助するものです。財源は全額、森林環境譲与税を活用します。

また新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の林業・木材産業振興施設等整備事業補助金 1 千 8 2 万 9 千円を計上しております。これは同じく小国町森林組合の木材選別機導入経費の 1 0 %を補助するものです。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

次に 1 4 ページの北里柴三郎博士顕彰費で 4 9 7 万 2 千円を計上させていただいております。これは北里柴三郎博士記念館運営のための地域おこし協力隊を雇用するための経費です。財源は一般財源となっております。

次に 1 5 ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の鍋ヶ滝予約サイト多言語化手数料で 1 5 0 万円を計上させていただいております。これはアフターコロナを見据えた外国人観光客の受入れの環境整備を行うものです。

次に新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金 1 千 3 7 5 万 6 千円です。これは営業時間短縮に協力いただいた店舗に協力金を支払うものです。5 3 店舗が対象で期間は 1 月 2 1 日から 3 月 2 1 日までの 6 0 日間です。

次に商工活性化事業補助金 1 5 0 万円です。これは新型コロナウイルスの影響により需要減少の影響を大きく受けている事業者に対し、事業継承の後押しや経営安定を図るため商工会が実施する事業に対して補助するものです。この目の 1 千 7 6 2 万円の財源は全て、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

次に 1 6 ページの教育費をお願いします。教育総務費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の 5 3 7 万円については、小国小学校 2 階のパソコン室をアクティブラーニング事業や多用途に利用できるよう教室環境の整備を行うとともに新型コロナ対策として自宅待機中の児童、生徒がリモートで授業を受けられる環境整備を行うための経費経費です。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 9 8 万 5 千円、ネットワーク事業基金 2 3 0 万円、残りは一般財源です。

次に社会教育費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の 4 4 0 万円については、小国町図書室のエアコンの改修を当初予算で修繕費 5 0 0 万円を計上していましたが、電動ファン等の設置等機能強化と急激な物価上昇分を見込んだ追加予算であります。修繕費を減額して工事費として 7 3 0 万円を改めて計上させていただいております。委託料 2 1 0 万円につきましては当初は単純な機械の更新として修繕を発注前で発注予定でしたが、機能強化による設計と監理業務の委託が必要となりましたので改めて計上させていただきました。財源は全て、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についての説明になります。

今回の補正に対する歳入になります。先ほど説明させていただきましたが歳入に伴う補助金等の説明が 6 ページから 7 ページに掲載されております。今回補正額の歳出総額から国庫支出金、

その他の特定財源が歳入過多となったため財政調整基金の繰入れを227万4千円減額しております。

以上で、今回の一般会計補正予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第32号について質疑に入ります。

なお質疑に当たりましては、ページ数をお示しの上質問してください。

5番（児玉智博君） ページ数を示してということでしたのでまず歳入の部分御覧ください。

6ページになります。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金ということで4千424万1千円ございます。政府は4月26日に策定した緊急対策で地方創生臨時交付金の原油価格・物価高騰対応分1兆円を創出しました。コロナ禍とウクライナ危機を受けての物価高騰に直面する建設事業者や学校給食費への支援に地方創生臨時交付金が活用できるということが示されております。それで4月28日に示された分では小国町には令和4年度予備費を含めて6千698万円が交付限度額ということを示されているかなというふうに思います。こういうふうになされているにもかかわらずなぜこの補正予算の歳出の部分で原油価格や物価高騰対応がなされていないのかお尋ねします。渡邊町長は3月定例議会で私が軽油価格の高騰で農家からも悲鳴が上がっているということをお話しして、「反当たり3千円ぐらいの支援があったら助かる」と言っていますよということをお伝えしました。そうしましたら町長は「ガソリンとか軽油になりますと幅が非常に広うございますので反当たりとかいう話にはならないというふうに思いますので、その部分は全然別でお話はさせていただきたいなというふうに思っております」と言われました。この間畜産関係の方たちにも南小国町も含めていろいろお話しに来られたやにうわさで聞いておりますけれども、なぜそれがなされていないのかということをお教えください。

また併せて歳出の部分で9ページ、備品購入費の480万円のうち150万円がパソコンだということでしたけれども、これちょっと調べてみますと今回の物価高騰分が4月28日に示されましたけれども内閣府によりますとこの交付金について「これまでの地方単独事業分と大きな違いはない。ただし役所などの備品整備などは住民向けでないため制度の趣旨から外れる」というふうに言われているのです。御存じですよね。いろいろ学校生徒のアクティブラーニングをするのとかあるいは図書室の空調を何かする、あと会計の窓口に自動をあれするというのは住民向けだと思うのですけれども、リモートパソコン150万円というのはこれ住民向けではないと思うのですけれども趣旨から外れるのではないかと思います、その辺はどのように考えられているのですか。

町長（渡邊誠次君） 本当今のおっしゃられるとおりではあります。7月に実は臨時議会をお願いしようというふうにそれを前提としてお話をさせていただきますが、今回上程させていただきましたコロナの交付金の分に関しましては物価高騰の分とか支援分ではありません。従来のおり



のコロナの交付金の使い方としてお示しをさせていただきましたけれども、約5千万円分ぐらいは7月の臨時議会におきまして物価高騰の分であったりとか支援する分であったりというところでまた皆様方にお示しをさせていただいて御相談をさせていただこうかなというふうに考えております。今回の分は令和3年度からの繰越の分を含めまして今回二通りのパターンが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、原油価格・物価高騰対応分の創設ということでありましてけれども、この部分で生活支援に関する事業ですとか事業者支援に関する事業ですとかそういったかたちの部分で国からもきちっと通達がきておりますので当然その部分を全く使わないという考えはありませんが、3月にお答えしたとおりどの業種がどのぐらいの影響があるというところも含めて業種でお示したほうがいいのか全体的にお示したほうがいいのか、その部分も含めて今考えをまとめているところでございますので、その部分ではまた議員の皆様にお示したいというふうに思っております。

パソコンの部分に関しましても先ほどお答えしたとおりですけれども、従来の考え方の対応分で必要であるというところと役場の業務が滞るといのは非常に問題があると思います。この前お答えしたとおり陽性者の方には「仕事しろ」とは私も言いませんけれども役場の職員ですけれども、濃厚接触者というかたちでは本当に仕事できなくて困っております。ですので業務に通常使っているパソコンを持って帰って情報の漏えい等々につながる可能性もあるといったパソコンはさすがに役場のほうから持ち出しができませんので、その部分では是非切り取ったかたちでパソコンも導入させていただきたいなというふうに思っておりますし、その枠の中にはポケットWi-Fiを用意させていただきまして本当に外の車の中でウェブ会議に出るようなことが非常に多くなってまいりましたので、是非ともそういったかたちで業務をしっかりと遂行できるように導入させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 感染した人には仕事はさせないと今言われましたけれども、実際でも濃厚接触者という今大体濃厚接触者という同居している家族がほとんどなのではないかと思うのです。そうであればそういう仕事ではなくてやっぱり家族の看病に全力を挙げてもらう。仕事が滞ったら困るとそれは本当に仕事が滞らないに越したことはないけれども、仕方がないのではないのかというふうに思うわけです。具体的に聞きますけれどもパソコン何台と言われましたか。150万円も出してそのぐらいなのかと。とても職員全部には行き渡らない。実際でも保育士とかは子供の保育が仕事ですからリモートワークなんていうのはそもそもできません。仕事が滞ると困ってテレワークに対応できる仕事をしている職員が何人いるのですか。

それと併せて3回という制限もありますのでまだ聞きたいのがあるのですけれども、13ページ新型コロナウイルス感染症対応経済対策費ということでこれ国が木材の選別機を50%分を補助する。これ町が10%出す、それをコロナ対策費で出すわけです。コロナとどう関係があるの

でしょうか。大体これ国が50%出す条件が町も10%を補助するのが条件なのですか。木材選別機というのは今までも使っていたはずですが、あったはずですが。今必要になって入れるものでもないと思います。今まで対応できていたのになぜ1億円出して。国が50%出すからその50%森林組合が出すというのであれば別に何も文句いう必要はないのですけれども、だけでも町が10%しかも新型コロナウイルス感染症対応経済対策費から出すという理屈がちょっと理解できないので分かるように説明をしていただければと思います。

15ページの商工費。話はコロナが明けてインバウンドも戻ってきているから鍋ヶ滝で多言語もするというふうには言われたかと思うのですけれども、これ予約制が始まって新聞には確か2千万円とか出ていたかと思うのですけれども、それが必要になってまだ決済システムの手数料等で毎年1千200万円の予算が必要になる。そうした中でまた新たに予約システムにいくらじゃぶじゃぶつぎ込むのだというような気がするのですが、あまりに際限なく次から次に鍋ヶ滝に予算をつぎ込むことになるのでしょうか。

以上、お答えください。

町長（渡邊誠次君） まずパソコンの導入に関しては、先日5月の時点で雨が相当降ったときに実は私福岡におりまして、ダム事務所の方たちとまたお話をさせていただいたり要望をさせてもらっていたのですけれども、その時に警報は出ておりませんでしたけれども非常に小国町のほう九州北部といいますか九州中部この辺り非常に雨が降るという状況がございましたので、実はパソコンを2台自分で持っている部分も含めて福岡に持って行って片方でダム事務所の中継をしている画面を見ながら、片方では医療Ma a Sのウェブ会議がありましたのでそれに参画をしておりましたけれども、その時間が押して実は車の中でしたらなければいけない事態というところもありましたのでその部分では非常に私がそういう状態でございますので、職員はもっとその状態に近いようなかたちが今後どんどん出てくるだろうなというふうに思っているところでございます。その中では非常に必要であるというふうに思っておりますし、例えば濃厚接触者の方たちこれまどのぐらいいたかという多分10人前後はもう出ているのではないかなというふうに思いますけれども、その部分ではやはりできる仕事できない仕事、児玉議員言われるようにありますができる仕事はしっかりしていただきたいというところは本当に考えております。また最近は特にそうですが重症化の率が非常に少なくなっているというところでもありますので大変な状況のときに仕事をしろというのは私も申しませんが、通常仕事ができる状態であれば役場の仕事は住民の皆さんに直結することが非常に多ございますので頑張らせていただきたいなというふうに思っております。

また選木機のことに関しましては林業として選木機が非常に随分前から不具合があっているという情報は聞き及んでおりました。このタイミングで森林組合が購入をするというお話を聞きましたときに今まで様々に農業、林業いろんな産業自体に町の一般財源を導入することはございま

したけれども、今回新型コロナウイルスのコロナの交付金があるということでその部分で10%の応援はさせていただきたいなど。これは通常の方と同じようなかたちで考えてコロナの交付金を10%使わせていただいたというところでございます。財源があるときには財源を使わせて特定の財源があるときには特定の財源は使わせてさせていただきたいというふうに思っております。

それから多言語化の仕組みに関しましては今何をやらないといけないかといいますと、ASO おぐに観光協会の総会が先日行われたときにも事務局側からもそこに参加をしていた方たちそれから行政側からも今は準備をする期間であるというふうに話が出ておりましたので、私としては今この段階で準備をしっかりさせていただいて来たるべきときに備えさせていただきたいなと思って、この多言語化の仕組みを考えさせていただいて上程させていただいているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） 次は何々に備えようというふうになれば要するに鍋ヶ滝とか坂本善三のシアタールームみたいなものとかに際限なく今からもじゃぶじゃぶ予算をつぎ込んでいくんだということなのでしょうね。それでもうなんか全然答えていないのですけれど要するに森林組合の部分です。応援しようと思ったから10%を出す。応援しよう町長が思えば何にでもそのお金を出すのですか。しかも何でそれを新型コロナウイルスのこの交付金でやるのですか。どう関係があるのですか、コロナ対策と。

先般、参議院の予算委員会があつて立憲民主党の議員がいろんなイカの本物とか縄文美人のあれ700万円したらしいのですけれども、そういうのが本当にコロナ対策と関係があるのかというような質問をされてメディアでも大きく取上げられました。小国町もライトアップとか私ずっと指摘している部分もあるので非常によそ事ではないなというふうに思って聞いたのですけれども、この木材選別機が結局老朽化したと。コロナウイルスに感染して老朽化したのですか。違うでしょ。生物じゃないからウイルスは感染しません。

そしてもう1点、パソコンについても私が聞いたのはそういうリモートワークができる職員が今何人いて何台買うのだと聞いたのです。何人そこにいるのですか。自分が大雨が降ってパソコンが2台があつてどうこう言われましたけれど、自分がそうだから町長がそれたまたまその時1年間のうちの1日そういう状況になっただけでしょう。だからほかの職員もなる、それはなるかもしれないけれども何か直感的な部分で答弁されても困るのです。これ本当公金ですからきちんと答えていただきたいということを重ねて質問いたします。

それともう1点、くまもと空港の家具の購入費です。全員協議会でも指摘しましたが町がそこに展示スペースを確保しましたと。なんか3人ぐらいいるというふうに前回言われましたけれども、3人以外にもいろんなそういう工芸品とか作られている方は町内にたくさんいらっしゃると思うのです。置きたい人はどうぞというふうに幅広く募って、置きたい人が自分たちの作品をここに並べると。そういうふうになればここに500万円出す必要はないのではないかと

うふうに思います。いろいろありますけれどこれも物価高騰の分は後から言われるから林業の分もその中に入ってくるかもしれませんので、その時にまたそのお話はさせていただければと思います。

今聞いた分答えてください。

町長（渡邊誠次君） 私の足りない分はほかの担当課長に答えていただきたいなというふうに思っております。

児玉議員思われるところたくさんあるのかもしれませんが、私としましてはこの上程させていただいた全部に関しまして全て理由があってここに上程をさせていただいているというのは当然なのですが、なかなか児玉議員の意に沿うような答弁ができなくて非常に申し訳ないというふうには思っておりますが、選木機のことに関しましては当然のように機械でございますのでコロナウイルスに感染しないであろうとおっしゃいましたけれどもそのとおりだというふうに私も思っております。しかしながらその選木機を今回導入するタイミングでコロナの交付金を使えるのであれば一般財源をわざわざ使わなくてもいいのではないかなと当然思っております。一般財源をじゃぶじゃぶ使っていいのであれば昔からどんどん使いたかったなというふうにも思っておりますが、私としては先ほどのコロナの交付金もそうですし森林環境譲与税に関しましても非常に使い勝手が悪いと私は考えておりますが、補助金でございますのでこの部分で使えるという部分であればしっかりと私としては使っていきたいなというふうに思っております。これまで令和3年からですかね2年からですかね森林環境譲与税がずっと使われてきましたけれども、実は基金の積み上げがずつとなされております。これ基金の積み上げがなされているということは使えてこなかったのです。林業の先駆者として小国町は非常に皆さんがんばられておりますが、そういうところであるからこそその森林環境譲与税が使いにくいという側面がございます。しっかりと使える状況のときには私は森林環境譲与税使ったほうがいいと思いますので、その部分では皆様方に御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） それでは、森林組合が導入する選別機のことについて概要を説明させていただきます。

まず現在の選別機は平成5年、6年度で切原のほうから若宮のほうに移動しましたが、その時に導入したままの機械で大変老朽化が著しく毎年修繕費もかさみ続けております。今回入れます原木の自動選別機は今までのものより大径木、小国町の杉は今まで30センチまでしか自動では選別できませんでしたが今回40センチまで自動選別機で選別できるようになっております。それから選別ポケットの増加等により、より効率的に作業はできるようになっております。コロナウイルスの関係で皆さん御存じのとおり輸入材が大変減少しております。これから昨年度もそうですが小国材の原木の共販、供給量が年々増加しております。この状況を見据えてこれからま

だコロナウイルスですとか世界情勢の不安定が続くということで小国材また国産材の必要性が高くなっていくということはもう当然目に見えております。それに備えてコロナウイルスの対応で導入を予定しているものです。今回タイミングで国のほうの補助も50%いただけるということになったので、第一次産業である林業に対して町のほうも協力をしたいということで10%の上乗せをするものです。

続きまして、空港の小国材家具についてお答えさせていただきます。どなたでも誰でも希望する方がいればというお話がありましたがそれは最終的にはそういったかたちに持っていければと思います。空港は小国町が家具を展示、利用していただく上で管理者は空港になります。空港があらかじめ管理できるようなものを確認できたものしか置けないということになっておりますし、今回の空港の建設に関しましてはトータルのデザイナーの方もいらっしゃいます。フロアのデザインと整合性を持って調和のとれたものを設置していただきたいということで小国町としても小国杉の家具を空港に置くということは大変誇らしいことですので、よりデザイン性もそうですが機能性若しくはやっぱり小国杉だなというようなものを置きたいと思っております。議員の御提案のどなたでもという点については、また1回ここで設置した後に継続的な協議としてさせていただきますと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） これで暫時休憩といたします。次の会議2時20分から行います。

（午後2時07分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時18分）

総務課長（佐藤則和君） 先ほど出ましたパソコンの台数ですけれども、今回導入予定は一応5台を予定しております。台数の根拠としましては、役場に課が9課ありますので今現況で使っているパソコンが4台と新しいパソコンが5台ということで、各課に1台程度予備のパソコンを置いてそういった濃厚接触者等で休んだりとか先ほど町長言われましたが出張に持ち出すとかそういったことに活用できたらと考えております。これまでも自宅で待機しながら使用した延べ回数が374接続、延べ人数で99人という実績もございますので今後コロナがどのような推移をしていくかはちょっと先々読めませんが、合計で5台プラス4台の9台で対応したいというのがこの5台の根拠とさせていただきますと思います。

それとコロナ交付金の森林組合への負担でございますけれども、現在のコロナ禍においてウッドショックにより木材の搬出も非常に増えているという状況の中で、そういった老朽化により林業に支障を来すことのないように経済が循環するようにコロナ交付金のほうを充てさせていただくということに財政のほうとしては考えております。

以上でございます。

産業課長（穴井 徹君） 先ほどの空港の小国材家具の導入の件で補足説明をさせていただきます。年間のくまもと空港の利用者がコロナ禍の前の状況が約300万人です。単純に計算しても5年間で1千500万人の方が小国杉の家具を見ていただけるようになりますし、これは展示だけではなく利用するスペースとしても考えております。この小国の家具を使ってパソコンを置いて仕事をされる方もいるでしょうし、座ってフードコートも近くにありますので食事をされる方もいるかと思えます。そういったことで目に見るだけではなく触れていただきながら利用するという事で考えております。

それから近くに紹介パネルを置いて小国杉の紹介も行いますので川上産地の小国の山林整備、森林整備だけではなく川下への普及経済対策として考えております。

それからまた補足ですが、今回のくまもと空港は小国材がかなりの割合で利用されております。そちらのほうも空港利用される際には見ていただきたいと思えます。

以上です。

7番（西田直美君） 私もくまもと空港の小国杉について伺いたいと思えます。今課長のほうからおっしゃられましたけれどもそれは承知したとして、まずそもそもの問題として3人の方若しくは3工房のをあそこのほうに8セットのダイニングテーブルセットみたいなのを置くというふうにおっしゃいましたけれども、この選定はどういう基準でなされたのか若しくは小国のほうにもほかにもいろいろ作られる方がいらっしゃいますが、その全員の方たちに公募か何かをやってそのうちから選ばれたということなののでしょうか。その基準をまず教えていただけますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 現在のところ3名程度ということでこの3名になった理由は、くまもと空港のビル管理の今回の設計の担当者の方が直接小国のほうに来ていただきましていろんな作者の製品を見ていただきました。先ほども述べさせていただきましたが今回の空港のトータルのデザイン等と勘案して空港ビルのほうからこの3名に作っていただければということでお話をいただいております。

以上です。

7番（西田直美君） そうなるとそこに町が介在するか町のましてや予算500万円を使うということは、どうにも承知できないような話になってくると思うのです。それはデザイナーが言うくまもと空港のイメージ作りをするということそれにその3人の方の作品が合致するという事であればそのデザイナーと工房の方のお話で済むことであり、「では、あなたのものを展示しませんか」「無料で展示させてあげますよ」ということができればそれで十分に話がつくことではないかと思うのです。例えばそれが町のほうで中小の小規模の方がやってらっしゃるので応援したいということであれば町はやはり公平性を期すという意味では町全体の方に声をかけるべきであろうと全員同じ町民ですし町の事業者であるということには変わりがないわけですから、そこに町が直接声をかけたわけでもない方たちのものを展示する。そこに500万円を町が全部買

い取って納入します。どうもそのところは納得のいくものではないと思うのですが、これは誰に話をしても納得していただけないのではないかと思います。私自身もその3人の方よく存じ上げております。いい方たちだし私の好きな方たちではありますが公私は別ですからこれは公平性という意味ではどうも納得いかないこととして取上げさせていただきたいと思えます。

もう一つお伺いしたいところが、今度は教育のところで16ページの一番上、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の備品購入費です。264万9千円で各教科教材・校具用備品というのがあります。現在小中学校でスタディサプリとかを入れていただいたりしていると思うのですが、それ以外のところでこれくらいの予算を必要とするものというのは具体的にどういうものを教えていただけますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） それでは空港の件のお話をさせていただきます。作者に町が介入するのは公平性に欠けるのではないかというお話がありましたが、無償で寄贈していただくということに関しては議員も言われましたが小国町の作者の場合個人企業1人で作っているような方がほとんどですので、そこに無償で負担をしていただくというのはちょっと無理だと思います。私たちも言いかねます。

それから空港のほうがそういうスペースを利用して小国杉のPRブースを作っただけということであくまでも空港のほうで日常の管理はしていただいておりますので、デザイン性と安全性等を勘案して空港のほうからの要望も取り入れるそういったかたちでいくのは自然なかたちだとは思っております。

教育長（麻生廣文君） 教育費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の備品購入費等についての御質問だったと思います。まずこのことにつきましては小学校のパソコン室の改修をいたします。それは主体的で対話的深い学びを推進するためのアクティブラーニング教室というものに今現在のパソコン室を改修していくものでございます。令和に入りましてタブレットを1人1台だとかあるいは周辺の情報教育環境設備等をしてまいりました。御存じのように昨年は先生方の研修等も大変積むことができております。ただ現状でこれまで使っておりましたパソコン室ここを改修いたしましてオンラインの授業に使ったりあるいは加工や他施設との遠隔事業とかあるいは先生方の研修等をもっとスムーズにやりたい。これ中学校の場合は割と各教科担任が教室でそれから何かバックアップがいてやることはできるのですが、小学校の場合は学級担任1人でやっていくものですからまずはハブ教室というハブ化をこのアクティブラーニング教室で行うということで、そこにいくとある程度の準備ができていますのですぐ対応ができるのではないかなといったところでこれを上げさせていただいております。実際にはここに各教科教材・校具用備品となっておりますがここには什器としましての机やイス等についてはこのことを相談しているところからこうしたものは使い勝手がいいという紹介もいただいておりますし、そうした部

分については寄附的な部分でいただくこともできております。ただし周辺については町でやる部分もあるということで非常に子供たちが能動的に授業を進めていく、先生方も一緒にやりやすくなるということを目指して今進めているところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、14ページ、15ページについて質問させていただきたいと思います。14ページの北里柴三郎顕彰費の中の地域おこし協力隊なのですけれども、一言で言って業務どのようなことをこの協力隊に求めるのか。1点私思うのがやっぱり顕彰費で館ができた上には学芸員みたいな方がやっぱりきちっと説明されるような方がいてほしいなという気持ちがあります。この協力隊にはどのようなことを求めるのか。

それと、15ページのほうの新型コロナウイルス感染症飲食店時短要請協力負担金これについて制度的な設計、要はどのようなかたちでどのような申請をするとこの負担金の対象になるのか。

それと、下の商工活性化事業補助金これとの差異がどのようなものか、御説明いただきたいと思っております。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず一つ目の北里柴三郎博士顕彰の地域おこし協力隊の補正予算分の497万2千円分の主な業務の求めるものということでございますが、端的に申しますとこのシアタールーム建設に当たり広報周知活動を始め、主な運営スタッフの中心となる人材を確保したいと思っております。以前から学芸員という言葉だったりその他のそういう主要な人物を置いたらという話はあったと思っておりますが私どもとしてもこの中心となるような人物を探していきたいというふうに思っております。

それから協力金の関係一遍に話していいですか。1千375万6千円の補正の負担金でございますが、今回は6波分ということで1月の21日からこれ総務課長が先ほど話しました3月21日までということです。この60日間分の負担でございますが1波から3波までは町の負担金はありませんでした。4波、5波ということで過去の議案の中で補正で1割分の負担金計上をさせていただいておりまして今回3回目になります。制度的には国が8割、県が1波から3波までは2割で町の負担はございませんでしたけれども、4波、5波今回の6波ということで1割負担が発生したということでその1割負担分相当を負担金として計上するかたちになります。それから協力金自体は過去の影響を受けたお店の情報がもう県のほうで把握されていまして、直接ホームページの中に申請サイトというのがございましてそこに書類を準備して郵送する。そして不備があった場合はそこでやりとりしてまたやりとりをする。最終的には直接町を経由するのではなくて直接のやりとりになっております。それから商工会の150万円の感染症対応との違いでございますが、これもコロナ交付金を活用しまして事業者の中にやはり高齢者の方がいらっやっって電子申請というのはなかなかできないということもございまして、その代行業務とかそれから



ここで言うならば商工会の個別の相談会を専門のスタッフを呼んでセミナーをするということ  
これ継続的にやっています、その部分の事業費が150万円ということでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

同僚議員からいろいろ経済問題をされていましたが、明日の一般質問でやりたいと思います。  
また町長の思いをその時に7月議会までとっておくのではなくて、どんどん出していただきたい  
と思います。久しぶりに町長と一般質問で話せますのでやっていきたいと思います。

それで、16ページでこの前も全員協議会のお聞きしたのですけれども奨学金貸付金。  
これが増えることはいいことではないのですが子供さんたちにやっぱり高校、大学に行って自分  
の夢を持っていただくためには非常にいいことだと思います。物価が年度末にかけてまだまだ上  
がるということで子供さん、親御さん相当厳しい状態だと思います。それで今後小国町としても  
途中でこういう申請があった場合も補正でまた上げていただいて広報なんかも周知していただい  
て来れば補助金を出していただきたいと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今回大学生が2人ということで申請が上がりましたので、先日選考委員会  
をやって現在のところよろしいだろうというそういう回答はいただいているところでございまし  
て、今回上げさせていただいたところでございます。小国で育った子供たちでございます。高校、  
大学へ行ってもしっかり勉強していただきたいなという思いを持っておりますので、どうぞ今後  
も機会あるたびにいろんな方に奨学金制度等についても周知をしてまいりたいと思いますし、そ  
うした申請が上がりましたら時期問わずしっかり選考委員会等を開催してやっていければと思っ  
ております。もしそうしたことがありましたらまた補正組ませていただきたいと思っております  
ので、前向きに取り組ませていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

7番（西田直美君） 15ページの一番上のほうになります鍋ヶ滝予約サイト多言語化手数料の1  
50万円について全協のときにもお伺いしたのですけれども、4か国語予約ができるようにとい  
うことだったのですけれども、どう考えても高いなと思ってですね、しつこいですがすけれども。本  
当は大体2、30万円でもいくらその公共のことを考えても普通個人でやる場合は  
無料で私たちの分もいろんなことがアプリを入れてできたりもするので何かえらく高いなとい  
うのが正直な感想なのですけれども、こういうものというのは例えばいくつか相見積りみたいな  
を取ってやるというようなことはやるのでしょうか。それともどこか1か所にもう今やっている  
ところに「はい、いくらになる」と言ったら「もうこの金額ですよ」で、それでオーケーになる  
のでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

全協の際も多言語化については少し概要を説明させていただきましたけれども、これからのイ

ンバウンドに向けて英語と中国語と韓国語を予約システムの中で対応したいと考えていますが、そもそもの予約システムの運用自体が2千万円の規模の予算の中でシステムを動かしておりまして、その付加をつけるということでシステムの中にその機能を落とし込むということですので、単独の通常今世の中にあるような携帯でできるような品物とはちょっと違いますので、その部分は一概に価格の比較はできないと思っております。また予算は実際JTBが予約システムの運行をやっておりますシステム管理の中で見積りをいただいてその部分を今回予算計上させていただいております。価格は安いにこしたことはないので交渉はしたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 9ページについてお尋ねをしたいと思います。旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託料900万円がございまして。またその下にサテライトオフィスの工事設計業務委託料というのが500万円ございまして、以前から西里小学校につきましては跡地の利用をどうしていくのかというような検討はなされていたと思っております。以前は廃校利用辺りの総務省の予算等がありましたけれどもそちらのほうはもう一応廃止になっております。しかしながらこういったかたちで跡地をうまく具合活用していくというかたちは今後小国外の方が見ると非常に素晴らしい景観であるというようなことも聞いております。この進捗状況というか、どういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきましたのでお答えをしたいところでありますが、実は一般質問でも今回2名からこの部分では御質問を受けておりますので、この金額だけの部分に関しましてちょっとお答えをさせていただきますと、一番最初の900万円の部分に関しましてはジスコ不動産の方から2千万円を御寄附いただきましたけれども、その方の部分の基金を取り崩させていただきましてこのプロジェクトの費用に充てさせていただきたいというふうに思います。この部分に関しましてはプロポーザルも行おうと思っておりますけれども一番最終地点がESD教育ですけれども、その部分のほかにサテライトオフィスを活用したりとかもちろん西里小学校を修理したりとかというところも全部含めたところをお願いをしたいなというふうに思っておりますが、もちろん修理する費用だけでも概算だけで言いますと去年おとしちょっと専門的な知識があられる方にお尋ねをしたところ少なくとも4、5千万円は掛かるであろう。修理だけです。そういったところでお話を伺ってございました。ですので私としましてはもちろん御寄附いただいて非常に大きい金額でありますけれどもそれでも足りませんので、もちろんあの西里小学校に関しましては修理をするだけでいいのか、はたまたあの西里小学校をしっかりと活用していかないといけないのかという選択肢を自分で考えたときには、やはり事業としてあの西里小学校を利活用していくといったところを重点に置いていかないといけないと思っておりますので、まずはその事業を起こす部分でこのプロジェクト費を900万円使わせていただきたい。その上で下に書いてあります

サテライトオフィス化工事設計業務委託料これでその建物自体調査をさせていただきまして、しっかり見積りがとれて根拠のあるその積算ができるような調査をかけさせていただいた上で、例えばいろんな補助金をとる上でその積み上げがしっかりなされていないとその補助金も取れていかないというところもありますので、例えば北里柴三郎博士の部分で使った地方創生の推進交付金であるとか、例えばはたまたサテライトオフィスにも使えるデジタル田園都市国家等構想の補助金であるとか、また森林組合のほうでいつも言われます林業の促進の部分での補助金であるとか、そういったところも含めてしっかり考えさせていただきたいと思ひましてこの500万円の調査費それから事業を進める際での900万円、この二つを上程させていただいたところです。

事業の進捗に当たりましてはI.D22と2年前に協定を結ばさせていただきました。実は無料でずっと事業を行ってきておりまして私も上京した際には打合せをして、またこちらに来られたときはこの予算の部分ではないところでもありますけれどもしっかりとお話をしながらその事業自体の中身をしっかりと煮詰めていたりしておりますけれども、実際動き始めるのがジスコ不動産様のお陰もありますけれどもこういったかたちでやっと上程をできるようになりましたので、これからはしっかり事業が進むように頑張りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 16ページの8新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、12委託料の小国町図書室空調機改修設計監理業務委託料210万円、何を設計するのですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小国町図書室の空調機改修の設計監理委託料なのですけれども、当初は単純な機械の更新として修繕を発注予定でしたが設備の機能強化など専門的な技術が必要となり設計と監理業務委託料を追加で計上させていただきました。設備の機能強化という面でより感染リスクを軽減して利用者の健康と安全を守るために抗菌加工の高性能フィルターを取付け、天井に電動ファンを設置するなどの機能強化。工事請負費のほうではそれプラス急激な物価上昇を見込んだ補正をお願いするものです。

9番（熊谷博行君） 何か前後がおかしいような気もするのですが。この当初の500万円は町の電気屋さんの見積りですか。そして今度ここに上がったから本当は730万円出てくるのがおかしいのにもう出るのはおかしいと思いますが。210万円の中に保守点検の委託料も入っているというわけですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 210万円の中に設計と監理委託を含んでおります。保守点検は含んでいません。

9番（熊谷博行君） 監理業務だから後々の保守点検も入るのではないかと考えていたのですが。だから設計が一緒にして今度は答えがその下に出るというのが僕には理解できないのですが。では730万円の内訳というのは単純に当初500万円から物価が上がったから730万円と計上

したのか。この設計監理業務委託で730万円というお金が上がってきたのかを知りたいのですが。

教育委員会事務局長（久野由美君） 見積りをとりましてそれで上がった額であります。

9番（熊谷博行君） 当初は500万円だったのが物価が上がったから730万円になりましたという金額ですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 機能の強化ということで電動ファンを新たに付けるようにしまして、その電動ファンを追加するのと高性能のフィルターを取り付けるというものを新たに加えております。

議長（松崎俊一君） ちょっと暫時休憩します。

（午後2時49分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時52分）

建設課長（小野昌伸君） 設計監理委託210万円というのは今度高性能のファン等々を取り付けるために屋根に取り付けるときに屋根の構造本当にもつかどうか、ファンが落ちてくると大変なのでそういう構造計算等を含めた実施設計と今から工事を発注していくというときに監理委託料を出しますので、工程会議とかそこに設計会社も入ったりしますので設計監理業務委託のお金が210万円。そしてその下が工事の金額というかたちで委託費と工事請負として組んでいただいているというところです。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第32号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

急激な物価高が生活に深刻な打撃を与えています。抜本的な対策は急務であります。ところが質疑を通じて明らかになりましたが小国町のその対策が具体化されるのは7月に予定されている臨時議会ということでありました。スピード感に欠けると言わざるを得ません。7月のいつ臨時議会が開かれるかわかりませんがとも盆が明けてしまうのでしょうか。農林水産省によりますと配合飼料価格は2020年4月に1トン当たり6万円台後半だったものが去年12月には8万円を超えました。またJA全農は令和4年4月から6月期の配合飼料供給価格について令和4

年1月から3月期に対し全国全畜種総平均トン当たり4千350円値上げしています。肥料の販売価格についてもJA全農は6月から大幅値上げに踏み切り主要品目が過去最高値を更新したということでもあります。物価高騰の影響は第一次産業にとどまりません。黒淵の50代男性建築関係の個人事業主は「コロナでも厳しかったが今はその比ではない、仕事が激減してしまい何か別の仕事に就いたほうがいいのかもかもしれないという考えも出てきている」と廃業も視野にあることを話していました。こうした中自治体の間に緊急対策を打ち出す動きが広がっています。大分市は農家や畜産業者などに対する支援策として肥料や飼料の購入費のうち上昇分の3分の1に当たる金額を補助する費用など1億1千900万円を計上した補正予算案をまとめました。予算案にはこのほか物価高騰の影響で売上げが去年の同じ時期より5%以上減った中小企業や個人事業主に対し、低利子で最大3千万円まで貸し付ける緊急融資の費用も盛り込まれています。大分市の佐藤市長は「苦しい状況にある事業者には支援策を利用することで事業を継続してもらいたい」と話していました。ところが小国町は7月までゆっくりと考えるということでもあります。すでに廃業を検討している人が7月まで待てるのか。今この段階で小国町が支援策を出し大分市長ではありませんけれども、その支援策を利用することで事業を継続してもらおうということが大事なのではないかと思います。町長の発言で印象深いものに自然と経済と教育のバランスをしっかりと守っていききたいというものがあります。自然を守るだけでは人は住み続けることはできませんのでしっかりと経済とバランスが保てるような地域を目指していきたいと言ったことを覚えておいででしょうか。去年の3月議会での私への答弁であります。今まさにコロナ禍に追い打ちをかける物価高騰により町経済にダメージが与えられ、それは日に日に深刻になっていくものと考えられます。緊急の対策が必要であるにもかかわらずやはりもう既に小国町は遅れをとっていると言わなければならないかと思います。

また本予算の個々の歳出についてもいくつか述べておきたいと思います。くまもと空港に小国杉を使った木製家具を購入する費用500万円が出ているわけでありましたが、同僚議員への答弁で担当課長は無償で寄贈するのは小さな個人事業者には無理だということをおっしゃいました。余りに知恵がないのではないかと云々ざるを得ません。別に寄贈する必要はないと思うのです。自分でそこに置いておいてもらう。通常の管理は空港の関係の人がやるけれどもある程度期間がきたらその後は自分で売るなり何なりすればいいわけです。小国町が500万円で購入する。その後はどうするのか取りあえず5年間は展示をし続ける、その後は未定だというふうに全員協議会で言われました。もしその空港のスペースから町が購入したものを引上げたらどうなるのでしょうか。恐らく下城小学校跡の倉庫などに保管してほこりをかぶってってしまうということが関の山ではないだろうかというふうに思います。

また森林組合への木材選別機整備事業補助金として町が10%補助をするということでありました。コロナの影響として国産材の需要が大変大きくなっているためこれを整備するのが必要だ

というふうに言われました。それはそうでしょう。しかしそれはまずはこの50%の国の補助金があるのですからそれを活用して残りの50%は森林組合の責任でやればいいんですよ。国産材の需要が高まっている。今後も売れる見込みがあるわけですからそこは先行投資として残りの50%を森林組合が用意をする。将来の見込みがある部分について何も町が応援すると、応援はしていいと思いますけれども応援をすることと町がお金を出すことはイコールではないと思います。

こうした新型コロナウイルス感染症対応経済対策費についてはやはり私は昨今のこの物価高騰という部分であれば低所得者、住民税非課税とかそれに類する人たちそういう人たちのやはり生活支援が大事じゃないか。それこそがやっぱりなされていない経済対策ではないかと思います。まさに低所得者への国の交付金が出されました。しかし自分たちも苦しいのにその対象にならなかったというふうに非常に悔しがっている町内の方が何人もいらっしゃいます。そういう人たちにこのコロナ交付金を町が届ける。コロナ禍に次ぐ物価高騰についてやはり町がそういった人たちの支援を行っていくということこそが順番として先なのではないでしょうか。町のそういった経済対策、支援の姿勢をどうか改めていただきますよう、また物価高騰による住民、事業者支援をいち早く打ち出すよう求めまして討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私は議案第32号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）に、反対の立場から討論を行います。

本補正予算の中には教育費の奨学金貸付金や補装具交付事業として障害者福祉費が増加されるなど有効な予算も当然あります。しかしながら阿蘇くまもと空港の小国杉紹介スペース用の家具を500万円で購入するということには納得がいきません。森林環境譲与税を利用して小国杉をPRする。また町内で小国杉を使って製作を行っている小規模で頑張っている業者を応援するというのであれば全業者に声をかけ1人でも多くの工房の作品を展示するようにすべきです。三つの工房だけがどのように選定されたのか納得のいく説明ではありませんでした。

また旧西里小学校活用プロジェクト運営業務委託料900万円またサテライトオフィス化工事設計業務委託料500万円についても明確ではありませんが、これについては10日の一般質問で詳しく聞く予定です。

もう一つ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費から備品購入費として480万円の予算が計上されました。そのうちの150万円は職員のテレワーク用パソコン購入と言われましたが実際にテレワークをする職員が何人いるのか、どのような状況で必要なのか、各課に1台備えるということですが、ではこれが本当に必要なのかということに対しての明確な答弁はいただけません。町の予算はどれだけ町民に役立てることができるかをよくよく考え慎重に立てられなければなりません。今回の補正予算ではその慎重さに欠ける複数の予算が計上されていると考えます。

よって、私は令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）に反対し、これをもって討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

6番（大塚英博君） 私は、令和4年度の小国町一般会計補正予算に、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

これを見ますと森林環境譲与税そしてネットワーク基金そしてコロナ対策交付金。この国からの補助金によって歳出の部分においては地方創生要するにこれから小国町をどういうふうにしていくかという方向性の中でお金がかなり投入されております。これは子供に夢を与えるまた私たちにとっても先を見る夢であります。現実的にこの部分でこの問題に対してはいろんな問題があろうかと思えますけれども、やっぱり将来を見据えたそしてお金の配分というのは私は十分これで満たされているのかなというふうに思います。

よって、全体的に私はこの補正予算においては十分検討されたうへの歳出ではなかったのかと賛成の立場から討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議案第33号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の14ページをお願いいたします。

議案第33号 令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正につきましては、先ほどの国民健康保険税税率の改正に伴いまして歳入予算の組替

えを行うものでございます。保険税の税率改正に当たっての緩和措置として賦課方式変更分の資産割相当額1千211万3千円と不足額への措置500万円の合わせて1千711万3千円を緩和措置として歳入予算の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 小国町国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

特別会計予算書の4ページを御用意ください。歳入歳出補正予算事項別明細書になります。今回の補正は先ほどの国民健康保険税率改正に伴い歳入予算の組替えを行うものです。

まず款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の補正額1千711万3千円は、保険税の税率改正に当たっての緩和措置として1千211万3千円、不足額への措置500万円、合わせて1千711万3千円を減額するものです。その減額分を補うために款6繰入金として財政調整基金から1千211万3千円の繰入れを行います。また不足額分500万円につきましては款7繰越金を充当します。

なお、歳出については金額の増減はございません。

説明は、以上となります。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第33号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 一応念のための確認なのですが、この補正予算でこの予算ではやはり11.8%の被保険者、155世帯の方々が増税になるのは避けられないということでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほどの税率改正の際に御審議いただきましたとおり、この緩和措置としての部分の1千211万3千円それから不足額分の500万円につきましてそれぞれ医療給付費分それから介護納付金分、後期高齢者支援金分ということでそれぞれに今回示させていただいております減額をした結果として、全体の金額としては前年度と保険税の金額はほぼ変わりませんが3方式に組替えを行ったことにつきまして言われるように、155世帯の方については増額になるという部分については御理解をいただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第33号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論を行います。

議案第26号でも述べましたが議案第26号に基づくこの議案第33号の補正予算では全体の



被保険者 11.8%、155世帯この中には保険税滞納世帯も含まれておりますが、こうした方たちの増税につながる予算ですので反対いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第33号、令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は3時30分から。

（午後3時12分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時25分）

議長（松崎俊一君） 日程第16、「同意第2号 小国町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の15ページをお願いいたします。

同意第2号 小国町固定資産評価員の選任について

小国町固定資産評価員として下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 小 野 寿 宏

生年月日 昭和38年7月5日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2471番地7

提案理由といたしましては、令和4年3月31日をもちまして同評価員を兼ねる税務会計課長の北里慎治氏が退職したためでございます。

提案理由といたしましては少し補足を説明させていただきます。

固定資産評価員でございますけれども地方税法第404条に固定資産評価員の設置という条文

がございましてその第1項に、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置すると規定されておりました。第2項といたしまして固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定となっています。また小国町税条例第76条の固定資産評価員の設置で固定資産評価員の数は1人とすると定められています。今年3月31日をもって現評価員の北里慎治氏が退職されましたので、日付につきましては喫緊の議会ということでございますので議決日であります6月8日という区切りとさせていただきますというふうに思っております。小野寿宏さんは現在もう皆さん御存じのとおり小国町役場税務会計課長でございます。税務課及び税務会計勤務は5年と1か月という期間でございます。

御審議方をよろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） ここで同意第2号、小国町固定資産評価員の選任につきましては、議会運営上、小野税務会計課長に退席をお願いしたいと思います。

（小野税務会計課長 退席）

議長（松崎俊一君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 固定資産評価員についてお尋ねしたいのですが、いわゆる固定資産というと土地なんかもそうですけれども有形固定資産であったり無形固定資産とかあとは投資、その他の資産というふうに分かれると思うのですが、それらは全てにおいて評価するのでしょうか。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午後3時29分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

総務課長（佐藤則和君） 固定資産の評価につきましては、償却資産と家屋、土地、全てでございます。評価できます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもつて行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び7番、西田直美君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び7番、西田直美君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。立会人に申し上げます。従来の方法を一部変更して投票を行います。1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思います。事務局は投票箱を1番議員のもとへ御持参ください。

(投票箱持参)

議長(松崎俊一君) それでは2番議員より、順次投票をお願いしたいと思います。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び7番、西田直美君に立会いをお願いします。

(開票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松崎俊一君） 日程第 17、「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の 16 ページをお願いいたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 石 田 清 美

生年月日 昭和 46 年 4 月 22 日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵 1704 番地 29

提案理由といたしましては、令和 4 年 9 月 30 日に、現人権擁護委員の穴井り香氏が任期満了となるためでございます。

まず人権擁護委員につきまして御説明を簡単にさせていただきたいというふうに思います。

人権擁護委員法第 2 条にあります委員の使命というところから抜粋をさせていただきたいと思っております。人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするとされております。任期は 3 年でございます。小国町の委員の定数は 4 名でございます。

石田清美さんでございますけれども、これまでに食品衛生協会小国支部指導員や様々な通常の仕事を通じまして地域の方々からの信望が非常に厚うございまして人権問題におけるいろいろな理解や熱意を有しております、人格的にも適任者として私もしっかりと判断させていただきまして提案をさせていただくところでございます。職歴といたしましては平成2年からお勤めでございますけれども関西電業株式会社それから南小国町の観光協会それから小国町森林組合で勤務をされておりまして、平成11年からご実家の石田商店に勤務され現在に至っておられます。是非ともよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 人権擁護委員についての質問なのですが、定例会みたいなのはあるのでしょうか。例えば令和3年度でしたらそういう会議などが何回開かれているか教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） 定例会と申しますか活動としては、阿蘇支部の活動であったり小国町のほうでは行政相談であったり人権フェスティバルとかそういったことで、1年を通して活動は大体2か月に1回程度は活動が行われるというような状況になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） これは要するに監査委員みたいに小国町人権擁護委員会というのはないのですか。

町民課長（宮崎智幸君） この人権擁護委員というのはそもそも法務大臣が委嘱をするというようなかたちになっておりますので、町のほうでそういった組織があるというようなものではございません。町の行事であったり法務局のほうが管轄しているような相談の受付とかそういったものに参加していただく。また町のそういう行事関係にも参加していただくというようなかたちになります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。立会人に申し上げます。先ほどと同様に従来の方法を一部変更して投票を行います。1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思います。

(投票箱持参)

議長(松崎俊一君) それでは2番議員より、順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0 票  
有効投票中  
賛成 9 票  
反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松崎俊一君） 日程第 18、「報告第 2 号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道下滴水線道路改良工事）」）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の 17 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 8 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集 18 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 別紙

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和 4 年 3 月 1 1 日

変更に係る議案 令和 3 年議案第 33 号

公共工事請負契約の締結について

補第 48 号

町道下滴水線道路改良工事

変更前契約金額 8 千 6 3 5 万円

変更後契約金額 9 千 2 4 4 万 1 千 3 8 1 円

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは、右肩に資料（1）建設課とあります補第 48 号町道下滴水線道路改良工事について説明いたします。

1 枚めくっていただいて公共工事変更契約書をつけております。変更工事請負額増額の 609 万 1 千 3 8 1 円となっております。変更契約日、令和 4 年 3 月 1 1 日。受注業者、株式会社伊藤

組であります。

1枚めくっていただいて変更理由書です。概要を説明します。

工事概要：施工延長 335.5メートル。1工区は202メートル、2工区133.5メートルあります。当初請負額8千635万円。変更請負額9千244万1千381円。差引額609万1千円381円。約7%の増額となっております。主な変更についてです。1工区約160万円の増額。既設道路及び取付舗装面積の増加分です。2工区約440万円の増額。路床置換工において、現場石灰混合からプラント混合への変更です。そして転落防止柵40メートルと目隠しフェンス20メートルを増加しております。

その次に、着工前と竣工の写真3枚付けております。

その後に、平面図1工区と2工区。変更部分を赤色で図示しております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 変更の内容は今読み上げたとおりでございますが、若干補足をさせていただきます。

これは社交金のほうで補助金62.7%で令和2年度繰越事業として行っております。

1工区においては、真光寺の前から天神橋と両サイドに向かって真光寺を中心に両サイド202メートル行っております。一部区間現道拡幅ではなくてバイパス区間ということで非常にカーブもきつかったし縦断勾配もきついというところで、道路面を上げてカーブを緩やかにバイパス計画で若干のカーブを描いております。そういうかたちではほぼバイパス工事ということで御理解いただければと思っております。

2工区においては、蓬萊小学校の下一部まだ未改良のところがありましたので公民館と旧蓬萊小学校の体育館との間というかたちで133.5メートルの工事を行っております。

1工区、6千630万5千728円、約72%。2工区、2千613万5千653円で28%となっております。変更理由の主な理由としましては、まず1工区、真光寺の前におきましては先ほど言ったようにバイパス工事で縦断の緩和、カーブの緩和をしましたので旧道が残っております。その部分において当初オーバーレイ舗装の上からかぶせるということで補修を考えていたのですが縦断勾配の関係もありまして非常にちょっと入口出口のほうが急峻になりましたので、その分を舗装を剥いで路盤からやり直したというかたちで約200平米。その他ちょこちょことした家の出入口とか町道との接続とか取付けの関係がその道路工事の際に若干すり付けの段階で地元協議の結果増えてきた。コンクリート舗装も入れて200平米増えております。

2工区におきましては、路床置換工において現場の石灰処理からプラントの石灰処理ということで当時現場で舗装の場合がサンドイッチ工法と言ってアスファルトがあつて上層路盤があつて下層路盤があつて大体下置き換えします。非常にCBRの結果もここは湧水が多いのでなかなか軟弱地盤ということで置き換えよりもセメント石灰処理をしたほうがよからうということで設計



できましたので、小学校の前辺りも全部伊藤組の事務所等の前も石灰処理を行っております。その引き続きということで行ってきたのですが非常に現場で発生した土が悪うございましてそれに石灰を混ぜても思うような強度が得られないというところでプラント配合、よその会社でしっかりした土と石灰を混ぜて出来上がった品物を持ち込んで転圧をかけるということでその分が非常に工場プラントで製作をしていただいた路床ということでもう現場で練るより非常にそこで単価の差が出ていますのでこれに要する費用が約300万円掛かっております。あとは転落防止柵これは写真の着工前、竣工の一番最後を見ていただくと若干すみません写りが悪いのですが右側に家が1軒ありますがその家の前にあるのが目隠しフェンスです。それとバーが横に並んでいるやつが転落防止柵。道路の機能上高さも低いのでガードレール等々は要らないのですが、昔この家のところが生け垣でプライベート家の保護もしていたしやっぱり道路から見られるといけないということでそういうかたちでプライベートの保護及び向こうのほうから走ってくると左カーブになって水がこっちのほうに雨が降ったときは寄ります。車のタイヤが跳ね上げたりしますものですから家の壁が結構汚れることが多いものですからその雨水対策も兼ねた目隠しとしております。それからあとは高さ1メートル50ぐらいにガードレールは必要ないのですが、歩行者等もおりますので地元協議の結果これは歩行者が畑に転落しないように歩行者の保護のために子供たち高齢者こけるといけませんからそういうかたちで歩行者の防護というかたちでこれは歩行者の目線から転落防止柵をつけております。これが140万円合わせて440万円というかたちの増額になっております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） もう竣工検査終わっているのですか。

建設課長（小野昌伸君） 実施竣工日3月25日。竣工検査日が3月29日。引渡しも異常ありませんでしたので29日に引渡しをいただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） ということは2か月以上支払いができない状況にあるということでしょうか。これが通らないと支払いができないと思うのですが。

建設課長（小野昌伸君） この案件が報告案件でしたので普通こういう5千万円以上の工事、土木工事は1割以上というところでは変更契約のときに皆さんに御審議をいただくというかたちになっておりますが、一応報告事項ということでもう竣工検査が終わって竣工金のほうはお支払いをしております。

5番（児玉智博君） 変更契約を結んだ日が令和4年3月11日ということで、これは3月議会の会期中なのです。3月議会はというと8日が開会日で一応16日に閉会しましたがけれども17日

まで予備日としてとっていたかと思います。これ追加議案として普通出すべきだったのではないかなと思いますが、どうして3月議会で議決をかけなかったのですか。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおり十分変更契約は11日産業常任委員会の日だったと思います。追加議案としても考えないことなかったのですがこれは第1回変更もうほぼ8割方精算に近いお金であったのですが、それから変更の指示をして、防護柵を入れなさい、目隠しフェンスを入れなさい、取付舗装をしなさい、ということで最終的にもう1回検査前に精算をします。そこで若干の10万円増えたり10万円減ったりとかそういう多少の変更もありますので、その都度その都度変更の協議の際に報告するのが当たり前かもしれませんが、すみませんこの部分に関しては最終精算をもって皆さんに報告というかたちをとらせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） そしたらこういう5千万円超えるような工事が要するに年度末ぎりぎりですよ、これ工期が3月25日ですから。もうそういうものについては10%以上増える場合はこの専決でやらないとしょうがないということなのですか。何でやかましく言うかと言うなら専決処分で町長個人の判断でこんな600万円も増額ができるというふうになるなら当然町長も選挙で選ばれていますけれども、やはり人間一人だけではやっぱり民主主義として不十分だから議会複数人の議員が住民の代表としてこの場にいるわけですから民主主義の原則から言えばこれはもう議決を経るべきことは当然なんだと思いますけれども、今の答弁ですと高額な契約金額の公共工事でも年度末にかかれば専決処分というふうになってしまうというふうに、そう理解していいですか。

建設課長（小野昌伸君） 議会の5千万円以上の承認を受けた工事の変更契約に対して議会の議決に付さなければいけないやつは、土木工事で10%変更があった場合この場合は8千600万円ですから860万円に近い変化があった場合、建築では5%。この場合7%ということで1割は超えていないということで報告義務というのがあって報告をしているところで、これは議会の議決の案件ではありません。報告でよろしいということになっています。それが一つと先ほど言ったように確かに変更はこれだけ長い期間があれば逆に言えば6月から始まって12月に大きな変更があったときは1回変更したりまた3月にしたり、その都度その都度報告であろうがもちろん議会案件の1割超えたりすることがあればその都度諮っていくというようなかたちをとらせていただきたいと思います。今回はすみません議会の最中で一番近いところに持っていきべきだったのですが、先ほど言ったように竣工日も近いし報告でもあったのでというかたちで竣工を事後報告になります。がさせていただいたということで、以後気をつけていきたいと思います。

5番（児玉智博君） これは報告で足るということですが、ではなくてこれが例えば600万円ではなくてあと200万円高かった場合はどうしたのという話だと思うのです。それでもやっぱり専決処分したのですかね。それでさらに言えばこれ11日ですけれども開会日には今日

も6月議会この後行政報告をするでしょう。私の記憶が欠落しているのですかね。これが増えそうだから専決処分をさせてほしいと。一応会期内に契約は結ぶけれども最終的な精算でまたそこで10万円、20万円上がってまたそこでいちいち2回も変更するのはあれだからそうさせてもらえませんかというような報告はできたのではないかと思うのです。それはやっぱり担当課が上げないと町長も報告ができないからだからしなかったのではないかと思うのですが、今後どうされますか。

建設課長（小野昌伸君） 議員おっしゃるとおりだと思いますので直近の議会で報告ができる部分、金額が確定した時点で随時やっていきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、質疑のほうは終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「報告第3号 令和3年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の19ページをお願いいたします。

報告第3号 令和3年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは説明させていただきます。

3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき可決していただきました、繰越明許費の中の17の事業で繰越額が計算できましたのでここに報告するものです。

総務課資料（3）をお願いいたします。翌年度への繰越額の合計としましては19億5千576万5千円を繰り越すものです。この財源内訳としましては国県支出金10億4千794万5千円、地方債3億9千100万円、その他1千776万円、一般財源4億9千906万円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「報告第4号 令和3年度小国町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の19ページ引き続きお願いいたします。

報告第4号 令和3年度小国町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について  
地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度小国町一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

令和4年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは報告申し上げます。

3月に開催されました第1回小国町定例議会で補正予算として上程させていただき可決していただきました、事故繰越しの中の5事業で繰越額が計算できましたのでここに報告するものです。

総務課資料（4）をお願いいたします。翌年度への繰越額の合計といたしましては11億1千913万円を繰り越すものでございます。財源内訳としましては国県支出金9億3千869万6千円、地方債1億5千610万円、一般財源2千433万4千円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 災害復旧工事が農林土木に四つに渡ってありますけれども、これの件数を教えていただけますか。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

10番、災害復旧費、これは農地の分になります、77件です。続きまして11番、災害復旧費同じく農業用の施設の災害です、これが10件。その下の段の林道災害復旧事業が1件。それから一番下の災害復旧費これ公共災ですが、これが道路が91件、河川が4件、合わせて95件になっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第21、「文教厚生常任委員長報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

2番（江藤理一郎君） それでは委員長報告させていただきます。

文教厚生常任委員会の委員長報告です。本年2月初旬に発生し3月初旬に収束が公表されましたサポートセンター悠愛の新型コロナウイルス感染について、その経緯等の把握や今後予防体制等を他の施設等にも生かしていくためにも文教厚生常任委員会における所管事務の調査を行いましたので、経過及び結果を御報告申し上げます。

去る4月5日、21日、委員の出席と議長にも出席をいただきました。両日とも開会に先立ちまして議長より御挨拶をいただきましてその後審議に入りました。

5日の審議結果としましては、私がサポートセンター悠愛へ赴き会議結果を伝え次回予定される委員会へ参考人として出席を求め対応を図ることとして調査継続と決しましたので私が会議結果をお伝えしましたが施設側からの出席はかないませんでした。

これを受けまして21日はサポートセンター悠愛からの報告書を提出、現地での説明と質疑応答及び施設の見学が実行されその後会議の開催となりました。各委員からの御意見は多岐にわたり議論は二つの方向へとおおむね分かれました。

一つは重ねて理解を深めたい意向の継続審査ともう一つは十分な説明があり今後の的確な対応を望むとする審議終結でございました。採決の結果サポートセンター悠愛の新型コロナウイルス感染については賛成多数をもって調査終了とすることと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより文教厚生常任委員長報告について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第22、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、3月議会以降今日まで研修会等に各議員を派遣しましたことにつきましての御報告となります。

議長（松崎俊一君） 日程第23、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 私からは1点、行政報告をさせていただきます。

皆様方のお手元に資料で配付してあると思いますけれども「小国町子ども読書活動推進計画（第3次）」の配付をさせていただいております。子どもの読書活動の推進に関する法律の規定に基づきまして令和4年度から令和8年度の5年間の第3次小国町子ども読書活動推進計画を小

国町教育委員会と小国町子ども読書活動推進計画策定委員会で策定をいたしましたので報告をさせていただきます。お手元にその計画と計画のアンケート結果がございますので、是非とも皆様方には御一読いただきたいというふうに思います。どうかよろしく申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

第 2 日



# 令和4年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和4年6月9日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年6月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年6月9日 午後 3時23分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時松洋順君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
政策課長 秋吉祥志君	産業課長 穴井徹君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 小野寿宏君
建設課長 小野昌伸君	町民課長 宮崎智幸君
建設課審議員 田邊国昭君	町民課審議員 中島高宏君
町民課保育園長 清高德子君	建設課主幹 古閑義範君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 4. 6. 9)

議長（松崎俊一君） 定刻になりました。改めまして、おはようございます。

昨日はお疲れさまでした。新しい課長、審議員の答弁など新鮮さを感じたところです。幹部としての自覚を持って頑張ってもらいたいというふうに思っております。

本日は6月定例会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。なお課長の席順につきまして一部変更して着座をいただいております。2列目と3列目です。それから助手として建設課古閑主幹にも出席してもらっています。御了解のほどよろしくお願ひします。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、最初に熊谷博行議員、久野達也議員、時松昭弘議員、穴見まち子議員、松本明雄議員となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。改めて、おはようございます。

久しぶりに1番バッターとなりました。令和4年度スタートして最初の議会でございます。課長さんたちも7名の方が変わられたということで心機一転頑張りたいと思います。私もあと任期が1年です。あと4回一般質問の機会がございます。全ての課長さんに質問していこうかと考えています。

今回は三つの質問をさせていただきます。それでは通告どおりに、最初に北里柴三郎シアタールーム建設について質問いたします。長たらく質問しますので一問一答でよろしくお答えください。先ほど議会で可決されました実施設計も出来上がったということで、私の経験上というのはおかしいけれど公共工事特に建築なんか企画、基本設計、実施設計、積算。積算の中にもコンサルを入れて見積りの収集と見積りの単価の設定は発注者ですが、またコンサルの積算システムに入力をして発注者がまた自分ところの積算システムにデータ入力し、それから設計図書が上がってくるという予定価格もそれでです。そして指名がありまして閲覧、入札、契約、大体間違っていないと思いますがこういう流れでいきます。だからここに来るまでも相当時間が掛かると思います。ばたばただったのではないかと思います。6月3日の勉強会で建築及び外構工事のプレゼンをしていただきました。大体私は把握できましたがそういうのに慣れてない議員さんもいますし、町民の方も見ていただければ幸いかと思います。3月議会で情報課長の答弁で一転二転するところも伺いましたので、もう一度工事概要の説明をお願いします。よろしくお願ひします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず工事の概要につきましては映像をお願いしておりますので、後で建設課より説明をさせていただきます。

3月に補正予算として可決いただきましたシアタールームの建設でございますが、柴三郎記念館の施設の一部となっております。当初3月段階でございますと国との補助金を取れるか取れないかの協議中ございました。正式には議会終了後の3月25日ですけれども国のほうからハード事業拠点整備分です建物分の交付決定をいただきました。1億8千737万6千円の交付決定をいただいております。

それからソフト事業の部分がありまして地方創生推進交付金ということで500万円の交付決定を受けております。3月時点では計画額ということで説明いたしましたけれども、全体としては補助金ベース内での対応をこれからやっていくということで計画額について多少工事の内容的には増減があるかもしれませんが、全体としては補助対象内で実施するということになります。昨日繰越計算書の報告がございましたけれども財源としましては、国庫支出金と地方交付税の半分見返りがございます補正予算の起債とそれから寄附金等特定財源としますと一般財源の持ち出しは3千470万円ということで予定しております。それから建物の中身についてですけれどもデジタル化これは非接触型デジタルコンテンツということでその部分とあと建物のシアタールームの中で流す映像についてですけれども、これについては今月の15日にプロポーザルを行いまして業者を決定するというので全体計画の動きとしては以上でございます。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

今議員のほうから御丁寧な工程の説明ありがとうございます。今情報課長のほうからもありましたとおりタイトなスケジュールで、3月補正があつてそれから実施設計に移りましてコンサル、建設課の職員も非常に積算等々も今頑張っておりまして何とか6月の入札に間に合うように頑張っているところです。今情報課長のほうから説明がありましたとおり地方創生拠点整備交付金というところで建物一式。続きまして効果促進事業で外構のほうをやらせていただきます。

それでは後ろのスクリーンのほうで説明させていただきたいと思っております。後ろを向きますが申し訳ありません。ここが今の北里記念館です。西側のほうに今回2千300平米の敷地の中に建物480平米、約145坪というかたちで計画させております。

造成工事、外構工事から説明いたしますと、まず駐車場整備というかたちで全部で22台です。身障者用が一番近いところで2台ということで22台の普通車の確保を行っております。大型バスにおいては3年前こちらのほうに農業倉庫を解体して5台分のスペースとこちらのほうに乗降車で2台のスペースを造っておりますので5台から6台は駐車ができるというかたちになっております。

それから駐車場整備とあとはこの参道といいたいまいしょうか、こちらがメインの下から上ってくる

道路になります。こちらにおいては勾配が今現在12%というかたちで非常にきつうございますが、一部階段等々も考えましたが登っていくのにお年寄り、高齢者等が非常にきついということで現在のスロープ形で今アスファルト舗装になっていますが、この部分の表層を剥いで自然石舗装の素材に仕上げていきたいと思っています。一部こちらとこちらに段差がついていますので一部階段です。この階段も蹴上がりは10センチ、奥行きが1メートルということでほぼ緩やかなスロープの勾配というかたちで階段を設けさせていただいております。

それからこの遊歩道の整備というかたちで素材的にはこの参道と一緒なのですが、こちらのほうも約145メートル、幅員が2メートル程度ありますのでこちらと同じような現在が土でやっていますので、そういうアスファルトの素材で景観を良くしていきたいと思っています。

それからこの広場今が砂利の舗装になっていますけれども、非常にやはりこちらの山からの湧水等々も多ございましてぬかるんでおります。アプローチとしてはシアタールームからこちらのほうに出ていってもらうので、こちらの整備も行うということでここは洗い出しの仕上げです。こういうかたちの模様でコンクリートのべた打ちで洗い出しをしていきたいと思っております。この平米が約600平米であります。

続きまして、それから番号が打っていますが1番がこの上の写真です。先ほど言った蹴上がり10センチの奥行1メートルというかたちで下から上ってきたイメージとしてこういうかたちでいきます。こういうかたちの反り屋根というのは非常にこの記念館とか今の施設を下から上ってきたときに阻害しないように目立たせないようにこういう反り屋根にしております。また後ほど説明します。2番がこちらから見た図面です。この北側のパース。3番がこちら側から見た西側向いて見たやつです。こちらのほうは若干東向きなので遮光を取り入れたいということでガラス張りになっております。4番が上空から見た写真。5番が下から見た写真ということで。あとはサイン計画をこちらの駐車場とこちらの階段の横付近に室内のイメージを催したサイン計画を考えております。夜間が冬等々の御来客も多いものですから、照明としてこちらとこちらとこちらとこちら4基街路灯を設置したいと思います。外構は以上でございます。

続きまして、これが建物です。建物のコンセプトとしましては、今実際記念館に御来客の方、記念館に入る集客能力が約20名、あとは外で待つかバスで待つかというかたちになるので、一番は今後増える修学旅行とか団体客等々の千円札に向けて来客が多いと思っておりますので、大型バス2台ぐらいがしっかりと1台40人乗ったとしても80人が滞在できるようなバスの中で待機としない方がいいように考えております。まず下から入ってきて風除室を抜けてここはロビーです。非接触型のやつでここがロビーになって、こちらが大空間を御用意しております。こちらにおいては特設展示とか物産品の販売をしたいと思っています。このような大スペースをとるために一応鉄骨造、木造、鉄筋コンクリート造というかたちで三つの比較をしましたが、この柱と柱の Spann 長が8メートルぐらいいるものですから基本的には鉄骨造というかたちで経済比較をして考

えております。あとメインのシアタールームというのがこれが固定席、絵的には4番です。こういうイメージで固定椅子を40席設けております。通路側も若干の余裕がありますので4、50名は入れる。スクリーンにおいては2.5メートルの4メートルですから、このスクリーンよりか若干大きめですかね大きい200インチのスクリーンを設けております。身障者の車椅子はこの後ろのほうでスペースをとっています。こちらのほうから車椅子から見ていただくというかたちになっております。次が5番。こちらです。このシアタールームの2ということで、ここは固定椅子を設けなくしていろんな展示スペースにも使えるようにシアター2というかたちで、同時にきても見えるように先ほど言った200インチのスクリーンと椅子は並べて使う。6番はこのロビーから見た絵です。ここの壁が取り外して収納ができますので開いた感じがこういうかたちになっております。それから1番。これから廊下を見た感じがこういうかたちで非常に壁材、天井材にも天井材は100%木材を使いたいと思っております。壁も内壁と外壁で約7割ぐらいの木材を使用していきたいと思っております。こういうかたちです。天井の高さは約5.3メートルなのでこの議場は大体6メートルありますのでほぼ高さは変わらないと思っております。反り屋根の関係で入るところにおいては2.5メートルというかたちで、入り口からすり上がっていく感じになっております。

次、お願いします。これが屋根を外したときの絵です。先ほど言ったシアター1、シアター2。こちらのほうにトイレを設けておりますので多目的、男性、女性というかたちで設けております。こちらにおいては広さから係数を掛けて浄化槽は40人槽の浄化槽を考えています。非常灯と消火器は2本で非常誘導が一つ、二つ、三つというかたちになっております。屋根材においては金属製のガルバニウム、軽量の金属製の屋根に仕上げたいと思っております。軒天のほう屋根の幅が2メートルほどとっていますので直下の下でも雨風が防げるかなと。台風等々は降り込みがありますので若干その辺は御勘弁願いたいと思っております。ガラスにおいては複層ガラス、強化ガラスとして8ミリ。空気層があって内側に4ミリで合計18ミリのガラスを使っております。

それから外壁においては普通の住宅でよく使っていますサイディング。壁塗りのサイディングをもよおしております。これのほうも今建築確認を申請中でありましてもう今月中には建築の確認が下りるということで特殊建物になりますのでうちは都市計画外なので建築確認ということは普通の民家ではいらないのですが、特殊建物というかたちで建築確認を下ろしております。一応強度計算としては震度7にも耐えうる倒壊をしないということで大きな地震があれば屋根がちょっと変形したりとか壁に亀裂が入ったりぐらいはしますけれども、基本的には倒壊をしないというかたちで構造計算をしております。

基礎においては非常にもともと家屋が建っていた場所であって、エレベーション高さ的にはほとんど変えませんからボーリング調査、こちらのほうとこちらのほうの調査をした結果非常によかったのですが、やはり柱の杭を打つところ柱を打つところの下の地盤改良が必要ということで

約2メートルほど置き換えを21本分して地耐力を持たせたいと思っております。実施設計、概略設計は今のほうで。

今からリムといいましょうか自分の目線が入っていったところを見せたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。これが全体です。まず下のほうから今皆さんがいらっしゃるほうからいきたいと思います。これから上っていきます。一部今階段がここ受付、二本杉のところにあると思いますが、そこに関しては受付カウンターここ一つここを通らないといけないようにきていますので、そういうかたちでブロックで止めてしまいます。階段を上ってまず風除室に入ってください。それから自動ドアを開けて入って行って、ここはロビーです。こちらのほうが券売機。こちらのスペースは車椅子も通れるようにしています。まずこちらが直接展示とかするところのスペースを設けております。こちらが土産品とグッズ販売の展示スペース。事務所に入りましょうか。これが事務所です。事務所から一括でモニターの操作ができますので、カウンターから見た様子です。これから廊下を入ります。こちらの右側がトイレ。ちょっと入ってみましょうか。一番手前が多目的で、男性にいきましょうか。イメージ的には小便器3基です。メインのシアタールームというかたちで、このように固定椅子を40席設置して200インチのモニターです。それでこちらが第2シアタールーム。こういうかたちで椅子を並べて見ていただく。この壁が移動式間仕切なので先ほどの特設ステージのほうともつながっています。研修等々には非常に便利かと思っております。出て行ってこれからは順路です。シアターで映像を見ていただいた後にこの中庭にでます。先ほど説明した500平米ぐらいの広場、こういう洗い出しのやつで仕上げていきます。それから今これが今の現在の受付。二本杉がありまして銅像の部分があってこちらが記念館を過ぎて生家です。ずっと周回を回っていただいて先ほど出た扉がここなので、こちらからも研修等があればこちらでまた語り部の人からお話を聞いたりするときはまた戻っていただく。ロビーのほうにももちろん戻れるということで、もちろん出たところからも戻れますしそういうかたちで3か所。1回出てみます。次は西側の駐車場から入る部分までちょっとお見せしたいと思っております。こちらが駐車場のイメージでございます。こちらを約2メートルほどとっていますので車を止められて特に一番この端が身障者用のスペースなので降りていただいて、西側から入ったイメージがこういうイメージです。西側の駐車スペースにおいては貸切バスにおいては乗り入れていただいて先ほどの乗降者の場所もとっていますのでそちらのほうでお客さんを降ろしていただいて、駐車スペースとしてはまた大型車の駐車場のスペースを使っていただくというかたちで、中型であれば乗り込みは可能というかたちで今木魂館線、木魂館から下りてきて下が県道北里宮原線なのですが北里宮原線のほうもそのタッチのところは2メートルほど追い込んでバスの旋回、バスの軌跡ができるようにちょっと隅切りを行っていきたくと思っております。

簡単ですが、以上で御説明を終わらせていただきます。

9番（熊谷博行君） 新しい試みで私たちは2回目なのですが、町民の方も100%とは言えませ

んが理解していただける、たまに行ったときにはわかってもらえるプレゼンだったと思います。これは今まで大体2回目ですのでほとんどの議員が大体わかったと思います。

次に工期について質問しますが、工事概要の中に工期は出てこなかったのですが。今月の末に入札を行うというような話もでしたが、今月末にあったとして来月の初旬1週目か2週目に臨時議会が招集されまして、そこで議会の承認を得なければいけないような物件もあると思います。そうなれば本契約が7月の中旬、契約した次の日に着工なんか普通は無理ですので8月にずれ込むのではないかと私は予想されますが、この工事令和5年3月31日までによっぽどの世の中の何か災害とか何とかそういうのがない限りは終わらないといけない物件だと思っています。前回の説明では課長のほうから工期は8か月ほど掛かる。根拠は私わかりませんが8か月ほど掛かるという事でこの御時世でございます。資材の納入遅れで隣の県では田植もできないような状況も発生しております。その辺りの危機感はどのようにお考えですか。

建設課長（小野昌伸君） 工期の件でお答えしたいと思います。本当に議員おっしゃるとおり7月入札後皆さんに議会承認案件となります。建築と外構等々がかなりのウェイトを占めていますので承認後早々に着工というのはできませんものですから、一応8月からというかたちにおいても3月31日まで考えれば8か月というかたちで本当に今ウクライナショック、プーチンショック等々で金額も高騰、資材、物が入らない、TSMCの関係もあって特に熊本は入らないということも聞いておりますので、今から閲覧をしながら業者との質疑応答にも応えていかなければいけません。確かにおっしゃるとおり大雨、大雪等々がなければ事故繰越はできません。それと今度入札の落札を希望するところですが非常にタイトな工事なので、業者のほうもなかなか考えるところもあると思いますのでそういう不落等も考えながら計算していくともう本当に待ったなしです。週休2日とか建設業のほうもなっていますが本当に非常に突貫工事等々も行う場面がでてくると思いますので、しっかりと私たち担当の建設課も併せて工程会議は細心のまずは工期を守るというところから頑張っていきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今課長おっしゃられたとおり週休2日制度というのをどこもではないですが、モデル事業で取り入れている工事は多々あります。これはまたこれで歩掛りが変わってくるのですが、ここを週休2日でやっていたらまず終わらないのはわかると思います。特に一番メインのところが冬場に突入するのが小国町の残念なところで、外構工事でも洗い出しのコンクリート改修があったのですが。ああいうのは水で洗うのですが寒い中水を入れれば凍ります。凍ったのはまた下のコンクリートも凍りますのでそういうところを早めにするとかいう指導をしていただいて、是非令和5年の3月に竣工検査ができますように心よりお祈りしますではないのですが楽しみにしておきます。

次は、工事費についての質問をします。3月議会で説明を受けた工事金額が3か月経ちました。



実施設計も終わったので変更があれば説明ください。そういうことまでこういう御時世でございます。3か月で鉄、材木、合板いろいろ値上げがあっております。信じられないような値上げをしていますので。便乗値上げもあります。本当に前の金額で終わるのかというのが心配でございます。何かあればここで説明してください。

建設課長（小野昌伸君） 入札前でもありますので補助内で終わっているというところで確かに議員おっしゃるとおり今から工事に入っていく途中でどんどんどんどん鉄骨のほうも2倍、3倍上がってきていると聞いております。いろんな見積りを取った今の段階よりもどんどんどんどん日が経つにつれ上がっていきます。これが県のほうともいろいろと相談をしているのですが、スライド方式といいまして工事請負費の1%までのそれ以上の資材の単価の高騰があった場合は変更としてもみられるということも聞いておりますので、予算の範囲内で入札案等々の範囲内しかできませんがその辺は取った業者と話しながらしっかりと協議していきたいと思っております。詳しい金額は情報課長いいですか。

情報課長（村上弘雄君） 今わかる範囲で3月のときもちょっと説明しましたけれども全体事業費が4億円のラインというのが国の補助金の関係で決まっております、その予算の交付決定のほうももういただいておりますので補助金のある中でどうにか先ほどのような工事を納めるということになっていきます。またもしそれが上がっていく場合はおのずと一般財源が増えていくだけということになってきますので、そういう努力をしていきたいというふうに思います。

9番（熊谷博行君） 設計どおりで終わるということはないと思います。減額になればいいかもしれませんが減額になるというのはどこかで間違った設計をしていたということでございますので。昔は少々鉄が上がっても変更もしてもらえないというような時代もありました。小国町で今入っておりますスリットダムのああいうときはものすごく鉄が高騰したのですが、なかなか製鉄所が書類を出さなくてみんな泣いた覚えがあります。今小野課長の答弁の中では若干みれるということでその辺りは業者と話し合いをして、町の一般財源から持ち出すことのないように指導していただきたいと思います。これで情報課の分は質問を終わります。

では次の質問に入ります。次は教育委員会でございます。久しぶり教育長の答弁を聞きたいと思っております。2022年度より小学校における外国語、理科、算数、体育の専科担任制度というのがスタートしたと思っております。確か高学年の五、六年生を対象にそれは自治体の自由かもしれませんが、そういうのが全国的な流れだったと思っております。小国町の小学校の今の現状とこれから先の将来の展望をお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） 専門教科なので専科の先生ということでお答えをします。小学校高学年の専科制度の導入につきましては今議員からもありましたけれども、熊本県といたしましては算数、理科、家庭、図工、体育、英語などに限定して進めております。そこで小国小学校は令和2年度から専科を配置できております。最初の年は三、四年生の理科と音楽に制度を導入したところで

ございます。今年度でございますけれども今年度は四、五、六年理科。これ従来どおり教務主任が担当しておりますがそれ以外に三年生の理科と五、六年生の家庭科、三、四、五年生の音楽に専科の先生に担当していただいております。六年の音楽につきましては中学校の音楽の先生が兼務をしております。小国町では御存じのとおり小中一貫のもとに中学校の音楽の先生が従来から兼務しているところでございます。この制度につきましては毎年10月に翌年の計画を県教委のほうに上げて認められれば導入するというようなことでございますので、また今年度も時期がきましたら次年度も引き続き専科の先生が配置できればと申請をしたいなと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 理科の先生は相当前からいたと思いますが。小中一貫のところは割と本当は優遇されて先生が来るようなシステムというのがあったと思いますが、そこは僕はちょっとわかりませんがもともとこの制度にも必ず入ってくるのが働き方改革が根源にはあると思います。県内早くから国立の小中学校とか私立の小学校はないかな早くから実施しているところがあると思います。教育にメリット、デメリットなんかいうのは不適切ですが、教育長の知る限りで知らなければ答えなくてもよろしいですか教育長の知る限りで成功例、失敗ではおかしいけれど、そこがわかればおっしゃってください。

教育長（麻生廣文君） 県内の状況につきましては直接的にお話を伺ったことではございませんが、管内に義務教育学校がございます。義務教育学校につきましては小中兼務が小国小中よりもさらに進んだ状況で進められているように聞いているかなと思います。それから小国小中につきましてはこれ以外にも例えば新採の先生の指導教諭の先生だとかあるいは通級指導などもございまして、非常にバックアップは小中一貫ということでもあっていただいているというふうを考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、わかりました。次の質問に入らせていただきます。

これもまた教育委員会ですが。中学校の部活動地域移行についてお聞きいたします。2023年からスタート、3年間で整えていこうというのがこの間やっと6月6日にスポーツ庁の有識者の会議があり、提言書をスポーツ庁長官の室伏広治さんに提出したのはテレビではあんまり出なかったでしょうが電話ではよく上がっておりました。私もこれだけいっぱい100ページぐらいが提言書ということでございますが、とてもじゃないがこんなのを読んでいても簡単にはいきません。これこそメリット、デメリットが相当あると思います。ここ1年でしっかり足元を固めていただきまして2023年から本当に移行ができるのか。地域に受皿があるのか。私柔道の関係の話ばかりしか入ってこないの、なかなかほかのスポーツのことは無知なのですが。小国に本当に移行して受けてくれる本当のクラブがあるのか。小国中学校は外部コーチが結構入っていますのでスムーズにいくと思うと、僕はいかないと思います。でもこれも働き方改革の先生の職

場環境の整備とあると思いますが、本当に来年からスタートしてスムーズにいくとお思いですか、教育長。

教育長（麻生廣文君） 国や県非常に中学校の部活動につきましては大きな課題というふうにとらえているようでございます。メリット、デメリットというお言葉がございましたけれども例えば外部指導者になったときの責任の所在だとか、あるいは指導要領辺りにも中学校の部活動辺りが規定されておりますけれどもそういうのがどうなってくるのかとか、あるいは文化部の問題だとかいろんな課題がございまして。併せて教職員の負担軽減はなるのかとかいろんな教育長会であったり市長会であったり県知事会などからいろんな点での心配がスポーツ庁にも寄せられているというふうにお聞きしております。先生方の働き方改革という一つのうねりもございましてけれども、国を挙げてやはり進めたいという方向のようでございます。令和2年の9月にスポーツ庁からある程度の方向性が示されましたがなかなか指針が示されませんでした。先ほど議員がおっしゃったようにこの5月に示されたということでございます。ただ2年度からそうした話題ございましたので中学校長とは時々情報交換をしております、昨年度中には各部ごとにまずは土日といった部分から土日における学校外の指導者の指導の可能性はあるかなということを、各部ごとに検討をしてもらってきたところでございます。その結果、土日については割と可能という部分が非常に多かったわけですが、現在ソフトテニスとそれから吹奏楽この辺りはちょっと今のところ見つかっておりません。そうしたことを考えますと今後直接の指導者がいない部分とそれから平日の指導者の課題が残っているかなと思っております。そのほか県の中学校長会あるいは中体連でも議論がなされておりますので国や県動向と併せてしっかり参考にしていきたいと思っております。問題は来年からできるかということでございますが、今年度5月に前倒しでやっとなしと提言が公表されたといったところで実際検討委員会今年度まだ立ち上げておりませんが、休日そして順次平日と拡大していくということでございまして、令和5年から7年度までを改革集中期間とスポーツ庁でも示しておりますので、それにのっとって進めていきたいと思っております。教育委員会としましては小学校の社会体育への移行の経験もございまして、次年度検討委員会を設置そして6年度から以降7年はもう完全に実施したいというふうに思っております。これは阿蘇管内の市町村大体同じような流れで今進めているやに聞いております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 4年あると思っていたらすぐ4年きまして、私たちと一緒に4年はすぐきます。1年間はありますのでここでしっかり検討委員会ではないけれど、一般人、指導者、先生たちだけでも駄目ですよ。外部コーチとかいろいろ外部指導者とかいろいろ入れて、そこで委員会作ってずっと話していくのが一番だと思います。柔道は全国大会を廃止します。山下会長が申し上げて一番先にそういうのに取り組んだスポーツかと思いますが、どうしても指導者というのは勝ちたいのです。楽しくするというのをいつか忘れるのです。指導者の自分の名前を残し

たい。だから一生懸命家庭を壊してでもする指導者もいます。でも子供のケアが本当にできるかというと一緒にやっている間だけしかできないのが現状でございます。4年あると思ったら土日が5年度、あとは普通の日も全部民間に移行せよとこれに書いてありますが大変だと思います。しっかり作っていただいて子供の数は減ります。部活は減りません。なかなか難しいと思います。でもここは3年間で教育委員会しっかり動いていただきまして、小国町から部活動をしない子が増えて毎日帰宅部にならないような体制をとっていただきたいと思います。何かあればお答えください。

教育長（麻生廣文君） 大変ありがとうございます。今のお話聞きながらしっかり思ったことが、やはり先ほど外部の方の責任の問題も申し上げましたが、それ以外に平日となっていたときに指導者が本当につけるかどうかという大きな問題がございます。ただここ5年、6年につきましてはこれまで学校関係者も当然平日等にあるいは土日でも必要があればやっていたという部分でございますので、子供たちにまず無理がきたりあるいは伸びるものも伸ばせないという状況だけは避けていきたいなと思っております。そうした中で一部の指導者にはそれこそ勝利至上主義の方も出てこないとも限らないということを考えますと、やはり議会の皆様方の御理解を得ながら当然町辺りのバックアップなりをしっかりと体制として固めている点でお話もできるようなそうしたかたちを作り上げていきたいなと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 簡単な問題ではないと思います。だって普通の一般人が教えるのです。公務員が教えるわけではないし大変仕事をしながら来るといふ。平日にどうやって部活を教えるのかと考ただけでもぞっとしますが、ここはしっかり受皿を固めていただきましてあと4年あります。もう4年かもしれないけれどあと4年ありますのでしっかりと作っていただきたいと思います。

ではこれで一般質問を終わります。お世話になりました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時5分から行います。

（午前10時53分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

議長（松崎俊一君） 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。それでは、一般質問に入らせていただきます。

まずもって今回多くの課長さんが3月31日をもって退職され、新しい体制で今回初めての議会となります。是非新しくなられた課長の皆様方にこれまでの経験を生かしながら自分で学んだ知識それらを業務の中で大いに発揮していただき、町の将来性を高めていただきたいと思います。御祈念申し上げます。

ここ数年来コロナウイルス感染症の対応ということで町は多くの取組をしてきました。また一

昨年の水害ということで本当に町長を始め職員の方々も本来やりたい部分、絶対ここを成長させたいという部分がなかなかそこに力を注ぐ以前に目の前のことを早急に対応するという二つの道筋を歩んできたかと思います。そんな中で今回私通告で鍋ヶ滝の予約システムそれから仮称ですけれども仮の名前ですけれども北里柴三郎シアタールームの建設ということで通告をさせていただきました。同僚議員からも先ほどシアタールームについての質問がありましたので、できるだけ重複しないように質問も進めさせていただきたいと思います。ですからちょっと仮通告の順番と前後させていただきますけれども、まずはシアタールームの部分から質問させていただきたいと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中にも情報課長の説明の中でありましたけれども北里柴三郎博士顕彰費ということで、令和3年度の予算で予算計上されこれが4年度へ繰り越されております。実施設計や非接触コンテンツ整備、シアタールームこれは監理です。監理が監督の監理なのですけれども監理業務など委託料で約7千250万円、工事請負費で3億6千500万円、総額4億3千770万円となっております。また国からは地方創生拠点整備費補助金として1億9千970万円、県の復興基金交付金が600万円。それから企業版ふるさと寄附金と1千万円充当していただき不足する部分は一般補助施設整備事業債これは国の補正予算債なのですけれども1億8千730万円を充当し、一般財源は3千470万円とされるという補正予算でこれが繰り越されて今実施設計ということになってきております。これまでの現有の北里記念館その姿を見たときにもう皆様御承知のとおりなのですけれども大正5年に北里柴三郎博士が建設され町に寄贈された貴賓館、北里文庫その敷地に昭和62年北里研究所、北里学園が中心となりましてこの博士の生家を復元・修復し現在に至っております。また北里研究所は平成24年から26年にかけて改修及び博士の遺品などを陳列しグラウンドオープンということで26年末に今の姿となっているところです。ここはこれまでの経緯を踏まえすと町は言い換えれば北里柴三郎博士を顕彰しようとはしたものの町が事業主体としてやったという実績は私はないのではないかなど。管理はしてきたけれども北里博士が建てられてそして研究所、学園が整備しあるいは遺品等を陳列して現在に至っているというのが現状かと思います。そんな意味合いからも今回の仮称ですけれどもシアタールーム建設というのはある意味町が初めて事業主体として町の事業として取り組むものです。これは北里柴三郎顕彰という観点からも大いに意義あるものと私は思います。ですからこそ町としても今一度この町が事業主体として取り組む。その意義というか意気込みというものをまずはお聞かせいただけたらと思います。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。先ほど熊谷議員からは全体的な建物のことに関して御質問いただきました。また今久野議員からは意義的などころというふうな質問でしたのでお答えをさせていただきます。あとは後ほど担当課より答えていただきたいと思いますというふうに思いますが、もちろん財源含めましてしっかりと町のほうで考えさせていただきまして、も

うなにせ北里柴三郎博士のことですから今までも同様ですけれども郷土の偉人、特に代表される北里柴三郎博士に関してはどんどんと盛り上げていきたいという思いが1点。それから2024年の新千円札に採用される。これは本当に千載一遇と申しますかもう多分ないと思います。ですので私としましては2024年度にスタートできるようにしっかり準備をさせていただきまして、町を挙げて北里柴三郎博士の顕彰を進めてまいりたいというふうに思っております。しかしながら町だけでももちろん町民の皆さんだけでは非常に難しいところだというふうに思っております。今までもこれまでも非常にたくさんの北里研究所、北里大学それからいろんな企業を含めましてたくさんの応援をいただいて今成立をしておりますけれども、それ以上にたくさんの方たちから応援をしていきたいという旨も町のほうに実はたくさん申出が来ております。私も含めましてしっかりとその方たちと手を握っていきながら、また町民の皆さんとお話をさせていただきながら顕彰事業を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

情報課長（村上弘雄君） 町長の今のお話と少し重なる部分ありますが、お答えをしたいと思えます。議員がお話ししました過去の経緯につきましては、生家の修復それから記念館の改修など北里大学や北里研究所の全面的な支援を受け町に寄贈されたことは後世に語り継ぐべき大切な出来事だと認識しております。そんな中で先ほども話がありましたけれども新紙幣の発行という肖像画の採用につきましては、町が率先的に今後博士の顕彰に取り組むきっかけになったというふうに思います。多くの観光客が2019年の発表で訪れたときに現場の建物の規模ではどうしてもニーズに対応できないということが判明しました。記念館の中でもシアタールームを造成することで大型バスの修学旅行等の観光客の受入れが容易になり、さらに駐車場を拡張することで多くの観光客を受け入れることが可能となります。またコロナ禍の安全安心な観光地づくりという意味では非接触型のデジタルコンテンツやARによる北里文庫の展示物の活用など、さらに予約システムの導入による新しい観光のニーズに合った施設整備を行っていききたいと思っております。そういう意味でこの建物自体の補助金を探す意味ではなかなか通常の補助事業は見つかりませんので、地方創生という名のもとで国のほうに計画を出すまち・ひと・しごと創生総合戦略というのを町自らが計画を策定し内閣総理大臣に提出するというので、初めてこの事業は町が実施主体としてでない採択されない事業でございますのでその部分で今回非常にタイトなスケジュールでございますが取り組んでいっているということが小国町の実施する意義だと認識しております。

以上です。

4番（久野達也君） 今町長、情報課長のほうから説明いただきました。やはり北里柴三郎を顕彰しそのことを後世にこれまでの経緯も伝えていくし、これからも継承していくためにも館の整備というものこれも重要な部分だと思います。そんな中で行政はやはり財源の確保ということに努めなければならないのも事実でございます。私先ほどから仮称北里柴三郎シアタールーム建設と

何度も仮称というのをあえて使わせていただきました。と申しますのもやっぱりシアタールームというのはその建物の中の部屋の名前だろうと思うのです。このシアタールーム建設というのが何か私はひとり歩きしてはいけない、「シアタールームを建てる」「シアタールームを建てる」とシアタールームを含んだ何々を建てるという、そこの辺はやはりきちっとした施設の名称があってその名称はやっぱり町が北里柴三郎博士を顕彰していくんだという意気込みの表れではないかと思えます。それで今後名称も決まっていくでしょう。名称が決まらなければ恐らく設置条例等も整備しづらいかと思えますので、名称決定について例えば手順等の考えがあれば現状で構いません、お聞かせいただけたらと思えます。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

建物の名称決定についての手順、予定についてでございますけれども、これまで補助事業でシアタールームを申請して採択した経緯がありますので、表現的にはこの文書のやりとりの部分でこの言葉は生き残っていくということでございます。しかしながら先ほど議員がおっしゃるように北里柴三郎記念館の施設の一部でございますので、今後については北里柴三郎記念館シアターホールとして正式には町民の皆さんに愛称募集もかけていきたいというふうに今考えております。またその時期等については7月頃またおぐチャンとか文字放送とか広報などで周知をして、町民みんなで盛り上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（久野達也君） 今名称の案も示されましたけれども若干私のイメージとは違うのですけれども。イメージが違うというのは北里柴三郎記念館というのは今を考えてみてください。北里柴三郎記念館といったときはあの一带を指すと思うのです。文庫、貴賓館、生家、これらを含めて記念館と言っていると思うのです。ここに記念館が付いたとき新たな建物が記念館なのか。例えば呼称でいうときに記念館と言ったらその施設一带を指すのか建物を指すのか何か少し記念館と使い過ぎているのではないかなと。ある意味その一带を記念館としてとらえるのであれば建物はやっぱりもうちょっと考えを、そこにシアターホールというのが入ればそれで区別はできると言えばそれまでかもしれませんが、私は案としては頭の中にあるのですけれどもこれはやっぱり町民の皆様の中間の意見を何か吸い上げるかたちで、そして初めて記念館としての一体の整備につながるのではないかなと自分なりに思っております。

それから北里柴三郎記念館という言い方。それから木魂館もあります。これらを含めて今一般財団法人学びやの里に指定管理ということで管理運営を行っているところなのですけれども、先ほど言いましたこの仮称のシアタールームが完成後に名前にこだわった理由がここにも少し出てくるのですけれども、町が直営管理していくのかあるいは指定管理というとらえ方をするのか。ここも生じてこようかと思えます。ですから先ほど言ったように北里記念館という一带として今指定管理に出しております。ですからそこら辺りを考えるとやっぱり記念館の個々の名前それは

区別その名称で建物が分かるような格好がとれるのがいいのではないかと思います。ただ指定管理に付すといってもこれはあくまで議決要件です。今の段階で新たな建物が指定管理に出すという議決を受けたわけでも何でもございません。完成もまだしておりません。これらを含めると今の段階で確定的なことは執行部としても言えない部分もそれは当然理解できます。理解できますけれども今後完成後の管理運営について、もしお考えがあればお聞かせください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

先ほど一連のやりとりの中で施設の中の一つの施設と記念館と一帯となったこの部分についても私もそのような感じしております。その上で先ほどの質問、公の施設の今後の考え方ですけれどもまず御存じのことではありますけれども、公の施設の場合は地方自治法の改正によりまして現在が直営か指定管理者制度とこの二つで運営をするいずれかということでございます。またこれについては議決要件でございますので今ここで確定的なお話は確かにできません。過去の経緯としましてあの施設一帯がお話ありましたけれども、記念館を始め木魂館、北里バラ、遊学寮など一連の施設を全て当時の全体計画の中で「北里カントリーパーク構想」というのがありましてその中でずっと整備をしてきた背景がございます。現状としましては一般財団法人学びやの里が指定管理を受けているということございまして、今回の場合も当初は敷地内にシアターホールをといた話もあったのですが面積でちょっと不足するということで用地買収から始まって今日に至っておりますので、現段階では公設公営とか公設民営とか考え方はありますけれども公設民営のほうのメリットを生かしながら運用していったらというふうに考えております。あくまで現在の考えでございます。

4番（久野達也君） そちら辺りはたくさん知恵を絞っていただいて、是非完成後の提案できちっと説明いただき議事に付されるものと期待しております。

次に冒頭申し上げましたけれどもこの北里記念館、貴賓館、文庫、生家、現状でそれと受付、グッズの売場と大きくこの4点の建物があるかと思っております。この北里記念館を運営していく上でやはり博士の顕彰を考えると、町それから北里研究所、大学を含めた部分それから当然今現在指定管理を受けております一般財団法人学びやの里とこの関係は重要ですし、ここが今後も展開のポイントとなってこようかと思っております。小国町は博士の出身地ということでもあります。もう皆さんも御承知のとおり出身地です。その業績、実態というのはやはり北里研究所や北里大学の情報に頼らざるを得ないし、そこが情報元だろうとも思います。この3者間での意思疎通を図り信頼関係を構築することそれが統一的な方向性を見いだす部分ではないかと思っております。この関係性を重要だと考えたときに町の例えば今の動きこの3者の関係をどう構築していくのかあるいはもうすでに取り組んでいるのかもしれないけれども、動きがあればお知らせいただきたいと思っております。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。



小国町と学びやの里財団とそれから北里大学研究所との関係、現状でございますが、この2年間なかなか行動的には動きができませんでしたけれども、タイミングを見て私も担当のほうも上京しまして北里研究所と大学に直接行って対面で今後の顕彰事業についての説明とやりとりをさせていただいております。また神奈川のほうにも研究所等ありますけれどもそこは予定までしておりましたけれども、コロナの関係で行けなかったということで対面ではなくウェブでやりとりをさせていただいております。基本的な部分として町が顕彰事業の一つとしてシアタールームを造りますけれども町を挙げてそれから町外に向けてもせっかくですから盛り上げていくということで、これまで財団が非常に太いパイプでつながっておりましたけれども町もそこで自治体として連携をとりたいということでこの2年間で協定のやりとりをさせていただいて、町と大学よりも北里研究所というほうが向こうとしては都合がいいということで小国町と北里研究所で協定を結ぶやりとりをさせていただいておりますが、今年になって小国町の場合やっぱり財団これは非常にキーになっていますので3者協定のほうがよかろうということで北里研究所から所見をいただきましたので、現在3者を交えての包括協定を文面等についてはもうほぼほぼ固まりつつあるのであとは大学側とうちの町長と一応日程調整の部分まで今いっているところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） 進んでいる部分お聞かせいただきました、是非いい方向に進むことを願っております。やはり協定書を交わすという部分は大きいものがあるかと思っております。今後も積極的な動きを示してください。

それと先ほど新千円札の話題も出ました。確かにこの新千円札の動きがなかったなら、この動きもなかったのではないかなと私も正直思っております。小国出身ということで北里柴三郎博士が偉大な方だというのはみんな認識しております。でもなかなか北里記念館があるということで偉大な方がいるという部分でとどまっていたのではないかな。それが新千円札の肖像になるということで新たにそのことを町の活性化につなげようという動きがでてきたのも事実だろうと思っております。これが契機になったことが云々ではなくして何らかの世の中の動きを町の動きの起爆剤とするのも当然大切だと思っております。

それで町ではこれまでも報告受けておりますけれども職員によるプロジェクトチームを発足し、各課からの代表でいろんな啓発事業に取り組むあるいはグッズ開発いろんな部分があったかと思っております。職員の皆さん夏場はそろえてポロシャツを着用したりあるいはネクタイの作成。この前はうちも孫が持って帰っていましたがけれどもシールというようなことでいろんな取組がなされております。この取組をプロジェクトチームが例えば検討して練り上げていく。それも重要でしょうし、そのプロジェクトの練り上げた結果が各種団体いろんな団体と一体性を持たせる。そのような取組も必要かと思っております。ただちょっと私にその部分は正直見えていません。もしそのような動きがあればお知らせいただきたいと思っております。確かに各商店でのぼりを立てております。の

ぼりを立てておりますけれどもものぼりを立てて終わってるのかな、あるいは今後の活動について例えば商工会の青年部と協議しているとかそういうのがちょっと申し訳ございませんけれども私の情報不足でわかりませんので、そのような動き計画等があればお知らせいただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず最初に北里柴三郎プロジェクトの活動についてということと先ほど言ったように広く知らしめるための今後の展開ということですが。

まず柴三郎プロジェクトの活動につきましては、先ほどお話がありましたとおり職員で構成しております町長を先頭に16名の職員で活動を行っております。また学びの里財団からも3名それから観光協会からも1名ということでトータル21名で定期的に会議を行っております、部会としましては広報イベント部会それから商品開発部会の二つでやっております。広報イベント部会のほうでは牛乳パックへの印刷、看板の設置、先ほどお話ありましたシール、マグネットシール等の作成を行っております。あと商品開発部会では職員自らがジャンパー、ポロシャツ、シャツ、マスク、ネクタイ、ネクストラップなどを購入して来客者への啓発を行っているということでございます。

また町内のほうへの啓発としましては、お店へのポスター、ミニのぼり、それから10か所にカウントダウン用の日めくりカレンダーを設置して来客者の啓発を行っております。場所は主に観光施設と公共施設に置いております。それから啓発用として、取材を受けるための町のバックパネルこれを柴三郎の啓発用のバックパネルをまた作りました。それから今のは役場内でのことでどうしてもここには行政的なエリアということで広がりがないというのは課題になってくるわけですが、近いうちというか6月中には先ほどお話もありましたけれども商工会においてはそういうことで柴三郎の顕彰事業に関わる専門部会もできたということも聞いておまして、その辺も含めて小国町の顕彰事業のため推進連絡協議会を立ち上げます。その中には県も参入していただいて関係機関としては12名。商工会、観光協会、JA、公立病院、教育委員会、森林組合、社協、老人クラブ、北里協議会、育才舎、学びの里、これに町ということでここは代表者の方たちに集まっていたらこうと思っています。それから実際実務として活動していただきたいという意味で実務担当者これをメンバーとしては17名。今お話ししたそれぞれの機関から出席をしていただきたいというふうに思っています。それからそれは今町内の行政以外の方がという話になりますけれども、オブザーバーとしてこれまで北里柴三郎博士に関連したとか非常につながりの深い方たち団体がいらっしゃいます。もちろん北里研究所それから熊本大学それからマンスフェルト北里柴三郎研究会これに小国郷史談会とか文化財保護委員会とか学校、中学校、老人クラブ等、この辺は議題のテーマに応じて随時オブザーバーとして会議に参加していただきたいというふうに思います。その中で自分たちの組織なり個人で何ができるかというのを展開していき

たい、それで広がっていけばいいなということで考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私からも少し補足をさせていただきます。もう大半の部分は今情報課長がお答えになりました。その母体といいますか協議体を作る過程においてやはり先ほど熊谷議員のときにお示ししましたように全形といいますかシアタールーム仮称の全形等をまずは議会の皆様に見ていただいた上でやはり協議体を作らなければいけないのではないかというふうに思いましたし、議員の皆様方にお示した後にその協議体を作ってその協議体の中でやはり先ほど言った愛称もそうですが呼び名、呼称含めたところでいろいろと皆さん方で話し合っただけで決めていくことが大事なのではないかと今思いましたので、ちょっと順番を決めさせていただきまして情報課と協議をして議会が終わった後6月中旬から下旬にかけてその協議体を作ってその協議体の中で愛称だったり呼び名だったりというところをまずはさせていただきたいなというふうに思っております。

それから先ほど連携協定どういったかたちの連携協定、呼び名はわかりませんが協定を結ぶ際にも今日熊日さんもお見えですけれどもやはりたくさんの方にプレスリリースできるように、例えば愛称の部分でもそうでございますし協定の部分でもそうだというふうに思います。またいろいろな過程の中で随時たくさんの方の宣伝をかけられるような体制づくりもその中でやっていきたいなというふうに思っております。それから1点熊本大学がまた独自なところで北里博士の顕彰事業をしっかりやっていきたいと。事務局がこの前町のほうにもお申出いただいてきておりますので是非ともそこもしっかりと連携した上で、できるだけたくさんの方に目にとまるように小国町としてこれまでなかなか動きが少なかったのもその部分では議員の皆様方にまずお示しをして、その次の段階で町内そして町外の方にたくさん目にとまるようにしっかり頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 本当事案を整理されそれらを総括的に発展させていくための取組というものを少し感じ取らせていただきました。各種団体との連携を図り一体感を持って取り組むんだというこの部分、この具体的な動きが住民のこの千円札という部分に少しずつ広がって浸透していくという部分でもあろうかと思えます。

実はちょっと写真を見ながらお話しさせていただきますけれども、熊日新聞に先だって載っておりました小国両神社の話です。石灯籠にセッコクの花が咲いたと。このセッコクというのは少し読ませていただきますけれども医学の薬の神様である少彦名神にちなんで少彦名薬根という呼び名をされていたそうです。そしてそのことが2024年発行の新千円札の顔となる細菌学者北里柴三郎博士の出身地の氏神である両神社の石塔のところに今花が開いているということで何かちょっとした動きちょっとした動きが例えば北里柴三郎にどうつながっていくのか、これらも一

つ大事な部分として熊日新聞見ていてこういう取組なんだなと少し感じさせていただいた部分がありますので紹介させていただきました。北里柴三郎シアタールームについては最後になりますけれども、私の少し意見も述べさせていただきたいと思います。この小国町の地域の子供たちに博士の偉業を認識してもらおう。あるいは郷土を誇りに思ってもらおう。これらがこの取組には結びついていくものであろうかと思えます。地域を愛するという言葉では簡単ですけども具体的目標値があるのかなかなかでません。でも小国町には目標値としての北里柴三郎博士があるのではないかと考えております。医学の世界に進む、文学の世界に進む、工業の部分に進む、どこの部分に進もうとしてもやっぱりこういったような郷土の偉人、名誉町民もほかにも坂本善三先生それから河津寅雄元町長といます。郷土の誇りとしてあるいは杉平作弥翁、大塚磨翁といろんな偉人がおられます。将来的に子供たちに誇りを持ってもらい地域を持続していくというのがこの北里柴三郎シアタールームの建設には僕は掛かっているのではないかと考えていますので是非有効な展開を期待いたします。

次に通告でしておりました鍋ヶ滝予約システムについて質問させていただきたいと思えます。実は私昨年12月のときにも一般質問で感染症対策地方創生交付金事業について質問をさせていただきました。そんな中でシステム導入の利便性の検証などについての質問で、町長は予約システムによりオーバーツーリズム、渋滞の緩和ができ予約によって受け手としての準備ができる。またそのことによっておもてなしもしっかりできるとも述べておられました。この予約システムの導入については実証実験等慎重に丁寧に進められてきました。この取組が当然ランニングコストの問題あるいは新たな必要経費が生じるということもあろうかと思えます。そして併せてこの取組によって削減できた経費もあるのではないかと考えています。これらを整理された上で費用対効果これについて今の状況どのように整理されているのか、お聞かせいただけたらと思えます。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

鍋ヶ滝の観光地ということで非常に有名になったわけですけども、過去の渋滞については地域の住民の皆さんに非常に迷惑をかけたという経緯もありますし、そのための解決策としてシャトルバスを運行した。その中でまたコロナ禍によるシャトルバスの運行ができなかったということでこの2年間は一番人が多いときほど閉園するというようなことが繰り返し行われておりました。そういった意味では今回の予約システムを導入することで安心安全な観光地づくりの取組ができるというふうに考えておりました。その中で実証実験をやったわけですけどもそのときの予約率は60%ぐらいだったです。実証実験の時期は。費用対効果という視点もありますが昨年がコロナ禍ということで一番開園してお客さん呼び込みたいときに開けられないということで、3年度の収支はマイナスの1千400万円になります。今回はまだ始まったばかりですけどもこれから先コロナ関係で閉めるということはずないので、そういうことでいけばまだ現段階で見込みですけども1千300万円程度の収支が見込まれるというふうに考えています。この部

分で閉園は確率的にはほぼ皆無になるし気象条件で閉めるということはあるにしても渋滞緩和にもつながるといってございます。

以上です。

4番（久野達也君） 確かに3年度はちょっと比較がしづらい部分もあったかと思います。システムを入れてコロナで対応できないという部分も含まれております。実は先だって5月16日ですかね熊日新聞にこのように載っておりました。「鍋ヶ滝 大型連休もスイスイ小国町「事前予約制」半年 手応え」ということでこのような記事も載っておりました。それでこの「事前予約でスイスイ動いた」、「当然密にもならなかった」と。そのようなことでもあろうかと思えます。そして私もゴールデンウイークのとき他地域の観光施設に行ったのですけれども、そこはたくさんの方がおりました正直。たくさんの方がいるときに嫁と一緒に一番最初言った言葉はマスクはしながらも「これ」という、やっぱり今コロナ禍の中ですのでそういう感情が芽生えるのも正直なところでは。行かなきゃよかったんじゃないかと言えばそれまでですけれども、行ってみたいという感情もいただきました。それを考えるときにこの熊日新聞の写真をとまた見たのですけれども写真も人と人の隙間があります。私が行ったところは人と人の隙間はありませんでした。写真を写すときはちょっと手を挙げるような感じのところだったのですけれども、そんなところに本当行かなきゃよかったと。それらを考えたときにこの予約システムがどうなのかというのも少しずつ検証できてくるのではないかなと思います。それと併せてこの新聞記事によりますと1日当たりの上限を1千870人と設定した。これが2千人あるいは2千500人となるのか、状況を見ながら変わっていくのかとも思いながら、今後例えばこの予約システムをどのように発展、振興させていくのかお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

3月議会でも予約システムについてはほかの議員からも質問がありやり取りがありましたけれども、そのときはゴールデンウイーク前ということで実証実験だけのやりとりで終わりました。今回は今お話があったように新聞記事に載せていただいておりますが、ゴールデンウイークこそこの予約システムの力が発揮できるかなというふうにご考えておりましたけれども、いかんせん初めてのこともありますから問題点もあるかなということでご不安もありましたけれども、結論から申しますと成功裏に終わったというふうにご思っています。実際ゴールデンウイークの期間中は情報課の職員はこの3年間ずっと最低2人は張り付いて職務に当たってそれは閉園していることのクレームの対応も含めてですけれども、今回初めて開けている状態で完全予約制ということでごりましたけれども、私も予約が昼1時ぐらいにはもう満になって完全に満状態という時の日に割当てで行っていましたが、朝から第3駐車場が大体6割、7割埋まったような状態で人はしっかり中にいて集落の中の渋滞はゼロでした。ということでこれまでと違う景色が見えました。予約としてはそのときが一つの方法として地形的な問題もありますけれども、あそこは全て一方

通行というか学校側が旧蓬莱小学校が入ってきてそこで全てフィルターといいますかそこで警備員が招き入れて完全予約制ということでの入場をお願いして、そこでどうしてもという方については当日券の発行をゆうステーションで販売をするということでおのずと予約率は上がりました。実際町のシステムは決済まで機能が付いている予約システムでございますので、現場のほうは1秒、2秒、携帯をかざすだけで中に入れるということで非常にスムーズな運営ができたというふうに思っております。

今後についてですけれどもゴールデンウィークと匹敵するぐらいちょっと多いのが夏休みとかお盆です。これが過去のデータからいくとかなり多い3千人ぐらい来ていましたので同じくこの時期は完全予約制でゴールデンウィークと同じようにしないとイケないかなというふうに思っています。それからピークの24万人程度だった元年が必ずしもそれが一番よかったかということではなくて、先ほどお話がありましたように滝つぼはもう人だらけで川の流れも見えないでというようなバスの中では1時間以上待つとかそういうことがありましたので、今回の予約システムでの枠というのが今お話があったように1千870人このシステムの枠を運用の中で少しずつ枠を上げていけばおのずとその数が増えていく。しかしそこは現場の渋滞状況を見ながら少しずつシステムの中で運営していこうというふうに考えています。ですので多少は増やすことができいくと思いますが最終的には令和3年度のシステム運行が終わってから本当にあそこの規模での今あるべき数というのが分かるのではなかろうかというふうに思っています。

以上です。

4番（久野達也君） 連休期間中も実際職員目で見えて感じてそれを次に生かしていきたいという部分大いに評価させていただきたいと思います。ただ今課長の答弁の中にもありましたようにやっぱりお盆です。お盆となったときには地元の方の動きというのも是非念頭に置いていただきたいと思います。私も以前の12月の質問のときにもやはりわずらわしくなったという部分が地元の方にとってはもしかすると出るかもしれません。そのわずらわしさがどう解消できてるのか。ゆうステーションに行けばできるというのが今一つ解消方法として挙げられておりましたけれども、是非そこがいろんな方法を模索していただきたいと思います。この予約システムが町内の経済活性化、町内の活性化、もう活性化というといろんな言葉に頭が変わってまいりますけれども、この活性化にどう関係してくるのか。予約システムで来庁の方がスムーズに動けるとそう執行部としては評価なさっているのであれば、その動きがきちっとあられ持続できるように一過性のものにならないよう是非ともお願いいたします。

そしてこの動きは先ほど言いましたように町内の活性化に結びつくためには道路整備ということで今道路も整備計画がなされております。誰が考えてもそうです鍋ヶ滝に来られてゆうステーションに寄って記念館に寄ってというような人の動き。あるいは岳の湯まで上っていただいて杖立の温泉に入ってくださいと、いろんな動きをするのは道路整備の条件というのも一つ必要か

なども思っております。是非今後大いなる発展と展開を期待いたしまして、質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 鍋ヶ滝につきましては担当課長より御説明申し上げました。私といたしましてももう当初からこの予約システムの部分につきましては多分こういう世の中が来るというふうなお話方もしてきたかと思うのですが、これ多分これからずっと重ねていくと多分このコストも下がってくると思います。ただ今の時点でなぜ参画をするかというのは一番大事なところはコロナウイルス禍でこの鍋ヶ滝の予約システム化を図ることで新聞にも載っていたように、安心と安全を売りにすることができるというこの仕組みが非常に大事なところだというふうに私は思っております。あの混雑をしていたあの渋滞をしていた鍋ヶ滝が連休中それから秋の行楽シーズン等々で閉めざるを得ない状況を打開したというのも非常に大きいかもしれませんが、それ以上に行楽シーズン非常に人数が多いときたくさんのお観光客の方が来られるときに開けることができる、不特定多数の方を少し制限をかけながら予約で入ってきていただけるというこの安心安全のやり方を小国町は今から準備をしていきますという一番最初のいいきっかけになったのではないかなというふうに思います。よく比較的に令和元年のお話をされる方もいらっしゃいます。実際多分4千人が最高だったのですかね。4千人来られたときの渋滞の全然予約なしでのことを考えていただくと少なくとも2時間ぐらいいはあの中でずっと車の中にいないといけなかったのではないかなというふうに思います。

それから鍋ヶ滝に着いてからもあの階段それから上り下り滝の滝つぼそれから川、非常に多くの方がいるような状態でひしめき合って御覧いただく、この状況が観光地として本当にいいのかどうか。これはオーバーツーリズムの中でも極端に言ったら悪い例だと思います。収入を得ることの部分、経済の部分だけを考えればそれは1千人よりも4千人のほうがいいかもしれませんが、私はおもてなしをする側としてその姿勢はよくないというふうに思っております。しっかりと予約システムを使わせていただきまして先ほど情報課長も言いましたけれども、いろいろところで予約をする状況にある世の中になります。でするのでその部分で小国町は少し早い段階でありますけれどもしっかりと携わらせていただいて、そのイメージを持ってしっかりとつなげてまいりたいというふうに思います。

それから鍋ヶ滝の周辺。あそこは観光地ではなかったところです昔。そこが観光地になるというところは住民の皆様にとってはすごい圧力といいますかいろいろなストレスが掛かってまいります。それを軽減するためのものとして予約システムも入れたということもあります。実は杖立温泉は今度の5月の連休、2時間、3時間の渋滞がありました。これも解消は絶対しなければいけないのですが、ただお客様のことに関してだけではなく地元の方からするとともに観光される方が来る地域ですのでその部分は地域の方たちはいろいろ思うところはあるかもしれませんが納得をしていただける方もたくさんいらっしゃるというふうに思います。しかしながらやはりその渋滞を解消するためにはあらゆる方法を使って先ほど久野議員言われましたけれど

も地形的な条件がありますので難しいところもありますが、できるだけ町といたしましてはASOおぐに観光協会でアンケート等もとって調査も始めるというふうに言っていただいておりますので、是非ともその部分は町も一緒になって考えさせていただきたいというふうに思います。全国的にオーバーツーリズムの問題多いところであればあるほど問題が出てきております。その部分をいち早く解消するところもやはり観光地の魅力の一つというふうに私は思っておりますので、是非とも御理解それからいろいろなまた情報を御提供いただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。午後の会議13時00分から行います。

（午前11時59分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 1番、時松昭弘議員、登壇をお願いします。

1番（時松昭弘君） 先ほどから2人の議員の方から新課長さん方に対して4月の人事異動に対しまして新たに就任をされましてこれから先の活躍に期待をしたいと思います。特に審議員になられた方もおられますけれどもそこで皆さん方に議員の方々も同じですが、地方公共団体の役割というのが地方自治法の中にあります。これなかなか地方自治の本旨ということで総則の中にもありますけれども一番肝心なことでありますけれども今一度皆さん方に地方自治法を見ていただく機会があれば見直していただければというふうに思います。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本としております。地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするということが明記されております。言うなればこれを要約しますといろいろ国会とか県議会とか町議会の中でも話がありますけれども、地方自治体は町民の暮らしを守ること、国であれば国民の暮らしを守ること。最近災害とか火災とかいろんなかたちがありますけれども暮らしを守ることではなく、命と暮らしを守ることが言われております。そして二つ目には住民サービスを行うということが言われております。そして三つ目が福祉の増進を図る。この三つが地方自治体の公共団体の役割。これがいわゆる地方自治の基本3原則とも言われております。これはもう以前から言われておりますけれどもこういったことをしっかり私たちも含めて皆さん方が今一度頭に置きながら業務に励んでいただきたいというふうに思います。特に町村の場合は交付税あるいは自主財源の中からもろんなかたちで予算も組まれておりますけれども、やはり本当に住民サービスができるようなあるいは福祉の増進を図ることができるような予算の配置というのが非常に必要になってまいります。このことを今一度みんなで考えるいい機会かなというふうに思いますので、就任に当たりまして新課長さん方また我々議員のほうもこういったことを肝に銘じて今後活動をしなければならぬというふうに考えております。



それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず奨学金制度についてということで質問をしたいと思います。この奨学金制度というのがこの条例が制定されておりますけれども、これは昭和40年だったと思いますけれども設立をされております。その後平成12年頃に改正になっておりますが設立当時の町長は河津寅雄氏でありました。全国に先駆けて教科書の無償化あるいは修学旅行の無償化等を行っております。1960年代要は昭和30年代ですけれども戦後の復興の半ば町民の暮らしがもう大変厳しい時代がありました。将来の人材育成を行うということを目的として奨学金制度が設立をされております。これは今現在の部分は貸与型ということになっております。貸与の奨学金制度によって多くの人材が育成をされております。今現状の奨学金制度について状況をお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） 現在の小国町奨学金についてお答えします。高校進学から短期大学や専門学校、4年制大学などに進学するに当たりまして経済的理由により就学が困難な学生に対し奨学金を貸与しています。高校生が月1万2千円、大学生などが月4万5千円まで貸与可能です。例年4月末までの申込期間を設けて募集しておりますが、今年度の申込みは大学生枠の2名となっています。今後も随時申込みを受け付けています。

1番（時松昭弘君） 今まで貸与をされて返済がされているというかたちでもおられるのですか。そういう方おられますか。何名ぐらいおられますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 過去の奨学金の貸与の状況ですけれども、平成18年から平成23年度までは毎年3件から4件の応募がございました。平成6年から貸与になっておりますが平成6年から令和3年昨年度までで高校生が27名、大学生が76名の貸与となっています。

1番（時松昭弘君） ただいま事務局から人数等の説明がありました。この奨学金制度につきましてはこの利用をして非常に助かったというような声も聞いております。しかしながらここ3年ほどですけれどもコロナ関係で就業が困難で子供の学資というのは非常に大変な方々もおられるとの危急に聞いております。

ここで以前はこういった奨学金制度について給付型の奨学金制度というのが一応議論をされたことがあると思いますが、それに伴いまして小国の出身者で個人の方が企業の方ですけれども奨学金制度を取り入れた方もおられます。その方は熊本市内で企業を起こしております。小国の方は相当その方にお世話になって中にはこれは熊本市の出身の方ですけれどもいわゆる東大まで進学をされたという方が今活躍をされております。こういったことを考えますと今の奨学金制度につきましては貸与型、返済が義務付けられておりますけれども、国からのほうも日本学生支援機構というのがありますけれどもいわゆる給付型制度というのが最近からできております。これも自治体が行っている給付型というのも市町村には数多く見られますけれども、こういったことをこの町も考えていくべきではないかというふうに執行部に提案をしたいところでございます。教育委員会の中でこういった議論が教育委員の中で出ているのか。いわゆる奨学金制度についての

話があるのか、そこら辺がどのような状況になっているかお尋ねしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 教育委員会の中でこの奨学金の制度そのものの見直し等についての話は出ておりません。ただ奨学金につきましては選考委員会を終えて教育委員会にかける機会がございますので、その折にこの奨学金の制度については毎年教育委員会内で制度そのもの現行の制度についてはお話を毎年申し上げている状況でございます。

1 番（時松昭弘君） 教育長にお尋ねしますが、その中で給付型というお話は出ておりませんか。

教育長（麻生廣文君） 教育委員会の中で直接給付型についての話題はございませんでした。

1 番（時松昭弘君） 職員の方々も子育てで高校、大学にやられた方がたくさんおられると思います。こういった中で将来的にはこの人材育成というのがいかに大事なことかということ考えた場合、次世代を担う人たちに行政として何らかの対応をしたらどうかと考えます。学校の教育環境というのが平成 21 年の 4 月から統廃合で小学校は 6 校が現在の小国小学校になっております。小学校が統合した関係で耐震とかあるいは教育環境の設備というのが非常に充実してきております。これはもちろん議会の中から一般質問等でそういったお話が出て執行部が受入れていただいたということもあります。特にエアコンあるいはタブレット、小中学校の連絡通路それと柔道場関係もありますが、こういった教育環境が充実をしていくのも行政が今まで非常に努力をした結果であろうというふうに思います。

そこで次の小国町の将来を考えたときに今現在人口減少が非常に進んでおりますが、将来給付型辺りにしたときに小国町に例えばまた帰ってきて地元でいろんなかたちで仕事をしていただくとか地元で貢献をする人たちも非常に必要になってまいります。そういった方に対して何らかの給付型の中でも住民税非課税とかいうこととなりますとなかなか該当者も少なくなると思いますけれども、この財源の問題も非常に多くあると思います。今後給付型の奨学金制度を検討したときには、次の時代を背負っていく、次の時代を守っていく人材を、そういった人を育てていくことも私たちが今与えられた大きな役割ではないかというふうに考えます。そして次のまちづくり辺りに貢献をしていただくということが大変重要ではないかというふうに思います。今現在いわゆる農業関係でありますけれども担い手支援事業というかたちで町のほうも取り組んでいただいておりますけれども、こういったかたちも給付型になっています。ですからなかなか一概には言えませんけれどもできるだけ最大限財源の確保辺りの見通しをしてやっぱりやるというかたちが必要になるのではないかと思います。小国町のほうもこの町も無料塾等が今開催をされております。お隣の玖珠町等につきましてはいわゆる防衛費の予算等を利用していわゆる無料塾等を行っております。小国の場合はそうやった予算がありませんのでなかなかあるとすれば一つの現在きている電源立地交付金ですかああいったかたちも一つの考えていく方法かなというふうに私の個人的な考えですけれどもそういうふうなかたちもあれば年間 600 万円ほどあります。そういったかたちをそしてその全額ではなくとも少なくとも給付を何人おられるかわかりませんが、

その基準がいろいろあると思いますけれどもそこ辺りは教育委員会の中でもそういった選考の基準を設けるとすればそういったこともやっぱり必要ではないかというふうに考えるところであります。教育委員会だけではなくてこれは当然財政に関係がありますので、執行部のほうにも何か意見があればお尋ねをしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 議員のおっしゃる住民サービスだとかあるいは小国の子供たちを育てるといった観点からお話いただいていると思います。奨学金の件でございますが今貸付これを給付型にできないかということでございます。この給付型の場合に今ちらっと御紹介もありました親元就農の場合とかありますので、この給付型につきましてはUターンの場合とそれから一律給付型というふうに普通一般的などといった2点からちょっと考えを述べさせていただきます。

まずUターンでの人材の確保ということについては議員の言われるとおりに様々な手段を通じて今からも話していかなければならないというふうに思いますので執行部としましてもしっかり考えていきたいなと思っております。将来の進路目標がはっきり決まっているという場合はその職場に応じた奨学金制度を活用すると就職してから免除してくれるとかいう制度がございます。例えば小国公立病院での看護学生の奨学金制度などがあるかなと思いますし先ほどの親元就農辺りも大きな広い目で見ればそうしたことかなというふうにあります。それ以外に私ちょっと個人的に考えますと、将来の仕事などの目標をはっきりしている場合とはっきりしていない場合に15歳、18歳に選択をその時点で迫るというのも少し酷な気もしながらいるところでございます。

それから、では一律に給付型にはという部分からお答えいたしますと多分に予想しますに申請が殺到するのかなということ。そうした場合は先ほど議員からもおっしゃるように成績条項だとかあるいは家庭の経済状況と条項等をしっかり審査いたしまして厳密にやっていく必要があるかなと大変線引きが今度教育委員会としては難しくなるなということをちょっと危惧します。またこの狭い小国町でございますのでこの選考辺りは非常にかなりこれは練り上げていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。それからここ数年がかかり申込みが減ってきているという部分については多分国や県の制度が非常にこの給付型という部分で整備されてきておりますので、ちょっとその辺りの情報については事務局長のほうから説明をいたしますのでよろしくをお願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 議員もおっしゃっていらっしゃいましたけれども奨学給付金関係が充実してきたということで御紹介をします。現在授業料以外の教育費負担を軽減するため高校生などがいる低所得世帯を対象に支援を行う高校生等奨学金給付金という国の制度がございます。県の高校教育課就学支援班に伺ったところ昨年度県内で4千196名の実績があり、そのうち小国高校生34名、給付額の合計が409万1千円とのことでした。このほか日本学生支援機構奨学金が高校卒業後の給付金制度が令和2年4月からできています。こちらのほうも利用していただけたらと思います。進路指導中にこのような制度については学校で周知をしているとこ

ろです。また今年度広報おぐに4月号で法人の給付奨学金の御案内を掲載していますがけれども給付の奨学金の情報などがある場合は積極的に周知をしていきたいと思っています。

1番（時松昭弘君） 今いろいろ制度があるということで先ほどの説明では小国高校生が34人利用されているということであります。近年小中一貫あるいは中高一貫というかたちで小国高校辺りに入学をされて非常に進学率が上がっております。もちろん先生方、周りの人たちのいろんな努力の結果であるというふうに思いますが、それだけ伴いましてその次に来るのが学費がついてまいります。非常に学費の負担というのがいわゆる貸与型と特に大学辺りになりますと育英会辺りの資金を借りますと月に5万円も6万円も支払う。その期間がまだ10年も15年も掛かるといような状況があります。そのような状況もあって非常に努力をしながらそういった大学を卒業されて現在に至っている方たちがこの小国町の出身の中でもたくさんおられます。この金額的には給付型というのが非常に財源的にも厳しいような状況はよく理解はできますけれども、そういったほかの奨学金制度についてやっぱり教育委員会辺りがそういった周知活動辺りを行う。あるいはこういった制度がありますよということも教育委員会としては取り組む一つの課題ではないかというふうに思います。ただありますということだけで終わればやっぱりその情報を知っている方と知らない方、もちろん進学をされて途中でそういったことで申請が上がる場合はその期間があったときにはそれが間に合わないといようなことも出てきます。今回補正予算で奨学金を2名の方が申込みをされたら補正が成立をしておりますけれども、本来ならばもう今6月ですから3月とか4月の初めぐらいこういった当初予算辺りでこういった申込みがあればできたのではないかというふうに一応考えられます。一応教育委員会のほうに委員会の中身というのはとてもよく理解はできませんけれども、やはり教育長がちょうど6年前ですか就任をされたときに御本人が一番わかっていると思いますけれども私の記憶では四つのチャレンジ目標というのを掲げておられました。そういったかたちでその中でも小国型教育ということを掲げて人材育成を図るといような教育長の思いが込められていたというふうに理解をします。その中で以前高森のほうにおられたと思いますけれども高森で本を出されたこともあります。非常に立派な冊子ができておりました。そういった思いがあればその思いをやはり子供たちのほうに伝えていくそういった教育委員会であってほしいというふうに私は思います。その点今後検討するといのかたちになろうかと思っておりますけれども委員会等でいろんな議論を尽くしていただいて、そしてまた執行部のほうにも財源とのお話もしていただいてどういうふうにするか考えていく時期にきているのではないかというふうに思います。その点どうお考えかお尋ねをします。

教育長（麻生廣文君） ありがとうございます。6年前ですかね就任したときのことを思い出しながらあのときにチャレンジプランというのを掲げて12月の議会で10月就任して12月では披露させていただいたその場面をしっかりと今思い出しながらお答えしたいと思っておりますけれども、今例えばということでこの奨学金の話になっているのかなと思いますけれども、しっかりと町

での取組あるいは学校での取組を児童生徒やあるいは保護者にしっかり周知していくことが大切ではないかというお話だと受け止めましたので、そうしたことを努めながらしっかりと子供たちの学力向上につなげていきたいと思っております。

1 番（時松昭弘君）　しっかりその点取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。森林環境譲与税のことについて質問をいたします。この森林環境譲与税 2019 年ですか設立があって現在 3 年目というふうになっております。この基金を環境税が市町村に配布をされておりますけれども、基金の残高が非常にどの市町村も多い。ただ小国の場合は他の町村から見ますと中身がいろいろ利用をさせていただいております。ただ一つ執行部のほうにもこういったことが今動きがあるということを私問題提起したいと思いますが、この森林環境税の動きが最近いろいろ流動的になってきているような感じがいたします。この環境税設立には各自治体の議員連盟で環境税に対する議員連盟とか発足をしましていろいろ陳情をして 2019 年にできたわけでありまして。これ目的が森林環境税をめぐるいわゆる山を守るということが一番大事なことでありますけれども、最近では与党内で環境税の見直しの動きがあります。この先行する自治体のほうにこの制度というのが配分されますけれども、今までいただいたお金の中で約 5 割が使っていない。有効に活用しなければ見直しに向けた提言というのを取りまとめて政府に提出をする。これも農林部会のほうの委員のほうから出ております。これも総務省と林野庁が最近そのことを受けて今調査をしております。もちろん県のほうも林野庁からの指示を受けてこの町のほうにも調査に来たというふうに思いますが、いろんな使い方全般の予算の中でも環境税を使っていたいただきましたけれども、本当に森林の役割を守るといった場合はそもそもの目的というのが脱炭素化そして森林の保全をするということが一番大きな課題であります。地籍調査等も今終わっておりますけれどもいわゆる地籍調査の場合で外周だけを調査して中身のところは筆界未定というかたちで残っているところがたくさんあります。特に私が心配するのが原野の開放をされた後で植えられたところこれがまだまだ個人が一応管理をしておりますけれども、実際の土地台帳を見ますと町の名前になっているというようなどころがいくつもあります。こういったかたちをそのまましておけば将来的には相続人がいないようになってきたときにはなかなか管理ができないような状況になってくるのではないかというふうに思います。こういったこともやっぱり固定資産税の税収を上げるためにも何らかのかたちで対応をしていく時期にきているのではないかと思います。今現在市町村に配布をさせていただいているのが全国で 500 億円です。これは総務省と林野庁がこの 500 億円の中の調査をしたときがこの 228 億円というのが間伐材あるいは木材利用の促進に使われたということでありまして。その残りの半分の 275 億円ですけれどもこれは全然使われずに基金のほうに積立られている。まだ一円も使っていない町村が実際約 2 割あります。いわゆるこの配分方法というのが 5、3、2 の割合で配分がありますけれども配分の約 3 割というのは人口で決まります。残りは森林面積あるいは作業者と

ということになりますがこの農林部会の議員の方たちからもこのままでいいのかというような意見が出ておりますが、私もちょっと県のほうの情報を調べてみましたがやっぱり県からも森林整備課辺りが「もっと有効に活用しなさい」というような指導を今現在行っております。本来ならばこの見直しが部会の中では人口の3割ではなくいわゆる森林面積、作業者に対して5、3、2の割合を、2をいわゆる人口に持ってきてあとの5と3を山林関係に予算を配置するというようになります。こういったことを考えていかなければ今後は市町村辺りがどういうふうなかたちで計画を作っていくとややもすると環境税の動きが非常に厳しくなるような状況にありますので、よその町村もいろいろ議論をされると思いますけれども小国のほうは今後の計画というのはどういうふうにあるのか、お尋ねをしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは、お答えさせていただきます。

森林環境譲与税と環境税の関係等はただいま議員のほうから詳しく説明していただきましたので割愛させていただきます。小国町の状況としましては環境税が令和6年度から課税されますが先行されて令和元年度から譲与税の譲与が開始されております。譲与税の総額は令和元年度から決算予定額の3年度分まで含めて8千405万1千円となっております。小国町の現在までの執行額は3か年で3千44万2千993円。残りが先ほどもお話がありましたが基金のほうに積立てさせていただいて約5千300万円基金への積立てがあります。本年度につきましては譲与税の予定額が4千400万円前後を予定しております。本年度については先日の補正予算等もありまして全額執行させていただく予定になっております。

あと先ほどから関係団体等の御努力によってやっと設立された制度ですので目的に沿って基金への積立額が増えている市町村が多いとかいう問題は抱えているかと思いますが、有効に活用させていただきたいと思っております。県庁からのほうの先日から懇談会がありまして基金の用途についても少し拡充される見込みであろうということでお話は伺っております。2年前になりますが令和2年、時松副議長が森林組合長の時代に小国町長含めたかたちで環境譲与税の用途ですとか今後の森林経営の在り方についてお話をさせていただいた中で、今後経済林として活用していく分と環境林として活用していく分等のすみ分け、ゾーニング等をさせていただきながら山側の森林整備また後継者育成のための担い手育成ですとか機械整備の導入など御意見いただいておりますので、そういった御意見を参考にさせていただきながら有効に活用させていただきたいと思っております。

以上です。

1番（時松昭弘君） 課長、ありがとうございました。

有効に活用するということでありますけれども、今見直しの動きがあっておりますけれども現在の現状の場合は非常に使い勝手がなかなか厳しい状況があります。いろいろ制約がありますがけれどもいろんな機関働きかけをしながら使い勝手がいいようなかたちに今課長から答弁があり

ましたように国、県も動きがあるみたいであります。そうしていかないとこの環境税の今後地球温暖化、今小国の場合はカーボン・オフセットいわゆる明和不動産とかアステリア辺りからの給付もいただいておりますけれども、こういった森林が温暖化を防止するというような役割は非常に大きいわけです。ただ森林を守るということだけではなく地球の今の温度が全国的に森林整備をしたときには2度ほど下がるというようなことも言われております。それだけ森林が持つ多面的機能。これから先災害等はまた増えてまいります。そういったときにはまた災害の関係でも山が風水害を守る役割もあるというふうに考えられます。特に今小国の場合は針葉樹が非常に多いですけれども環境税辺りを使いながらいわゆる樹木転換をするということも考える事が必要ではないかというふうに思います。特にいわゆるファームロードから上辺りが非常に高い山が多いですけれども、こういった樹木転換をして杉から広葉樹を植える。球磨地方では樹木をいわゆる梅檀というかたちで樹木を変えております。梅檀というのは家具のほうに非常に成長も早いですが大川家具辺りが利用されておりますが、小国の場合は梅檀が高い山ではなかなか育ちにくいということがあります。ですからこの樹木が高冷地でもできるような樹木の選定そして杉から広葉樹に変える、そうしたときには今いわゆる小国がSDGsで取り組んでおりますけれどもその場合は環境モデル都市というかたちで取り組んでいただいております。そうしたときにやっぱり山林を有効に活用したかたちでいわゆるファームロードは別にして、やっぱり森林浴を楽しむとかあるいは遊歩道を建設するとかいうかたちを町有林辺りだったらあるいは施業安地であれば可能であるというふうに思います。ただ民有林に対してもそういった理解が得られればそういった協議を設けていくとかいうかたちを検討することも環境税の使い道の方法かなというふうに思います。

それとこの県下の環境税の使途の公表というのを県が出しておりますけれども、小国の状況を見ますと道路の沿線木、危険木これに今利用されておりますけれども、ほかの市町村では小国だけです。これ無いです。県もいろいろお話を聞く中では道路の沿線木、危険木等に予算を使っていくことによっていわゆる一般財源で当然しなければならないところを環境税でできるわけですから。そして町道の管理あるいは林道の管理等はできてくる。また景観もよくなる。景観がよくなればまた北里柴三郎のシアタールームなんかもできてまいります。そういった来客にきていただいたときには小国のよさというのは自然の中から体感をしていただくということも今後考えていく必要があるのではないかというふうに思います。いわゆるお金のいらぬようなやり方。いろいろ毎年毎年同じ財源だけを投入するのではなく、そういったかたちで予算を使っていたかたちで、この環境税につきましてはいろいろ制約がありますので制約をできるだけ私たちも働きかけをしながら環境税が使いやすいような方向に持っていければというふうに思います。どうぞ執行部の方もその点もしっかり検討いただいて、町長辺りの見解をお尋ねしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 時松副議長からは森林の持つ多様性も含めて見解を教えていただいておりますけれども、森林組合長をされている時代から森林の持つ多様性それから経済林そして環境林の違い等々も含めていろいろ教わりました。私といたしましても森林環境譲与税は本当に昨年までは使いにくかったのです。非常にその状況で基金のほうに積立てざるを得ないような状況もありましたけれども、やはりかなり性格上使いやすくだんだんなっているような状況でもありますし、一つは実は小国町は林業関係実は全国に先駆けて行っている事業がかなりあります。ですので実は周りに比べると少し先鋭的になっている部分もあったものですから森林環境譲与税というそもそもの特質からいくと今まで使っていた分のほかの部分に使ってほしいというような流れがありましたので、小国町としては逆にその部分を森林環境譲与税以外の部分で補って事業をしておりましたのでその分余計使いにくかったようなところもあったというふうに聞いております。私といたしましてはまずは担当課としっかり県のほうと協議をさせていただきながら、特定財源となり得る森林環境譲与税でございますのでその部分では今日昨日と皆様方に御審議いただいたように、特定財源として使える場所があればしっかりと使って行って林業の振興に使わせていただきたいというふうに思っているところです。またいろいろと教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1 番（時松昭弘君） 今小国のほうで森林の作業者非常になかなか人がいない担い手がいないというような状況があります。この中でも担い手に対する支援事業というのが環境税の活用にてできております。特に今小国の中で一人親方の方たちがおられますがいわゆる排出する機械クローラーといいますけれどもクローラーが今リモコン式で約300万円、400万円が近い。以前から町のほうから当時補助をしていただいておりますが、こういったかたちについても環境税が使えるのではないかというふうに思います。また今非常に木が大きな大径木になっております。トラックの10立米ぐらい積む機械がありますけれども、これらの機械なんかも主伐をするときでも約2千万円ぐらいするわけです。なかなか組合でも買えない。しかしそういったものがあれば非常に作業者も楽であるということで、現在リース制度というのが今できておりますがこのリースに対して環境税が使えるものかと。いわゆる買取ということになると修理代とかいろんなやつがありますのでそこ辺りも今後検討する必要があるのではないかというふうに思います。担当課辺りがいろんなかたちで調査をしながらしっかりそういった調査をして、次の担い手が育っていくような仕組みづくりもまだまだ必要である。今一人親方が以前は60人ぐらいおりましたけれども40人近くになっております。その中で60歳以上が約6割、残り4割が30代はもう数名というかたちで非常に若い人たちが山に行く方が少なくなっております。そういった方たちに対しても一人親方については労災関係でも町のほうのいろいろしていただいておりますけれども、やっぱり手厚い支援も考えていく必要が今あるのではないかというふうに思います。そういったことも十分検討していただきたいと思います。最後に何かございますならば答弁をお願いしたい



と思います。

町長（渡邊誠次君） 私も先日一人親方組合の総会にも参加させていただきました。それからその後結構長い時間お話をする時間をいただきましたのでいろいろとお話をさせていただきました。林業を整備する機械もそうでございますがやはり担い手の部分非常に大事なところではありますが、今の就労環境を整え改善していく部分をしっかり取り組んでいかないとそれを見ている担い手の人たちがなかなか就労することに難しいというようなお話をされることもございましたので、就労環境をまずは整備できるような部分がありましたらもちろん担当課がその制度、森林環境譲与税の制度の部分ではしっかりと煮詰めていかないといけませんけれども、私としても時松副議長言われるように担い手の育成それから就労環境の改善それから機械の導入の部分その部分でもしっかりと担当課とお話をさせていただきながら、またそのニーズに合ったようなかたちでできれば取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともまたいろいろと教えていただきたいと思います。

1 番（時松昭弘君） これで質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を2時ちょうどから行います。

（午後1時48分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） 3番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3 番（穴見まち子君） 3番、穴見です。よろしく願いいたします。

通告に従って進めていきたいと思います。まず最初に先週の日曜日ですか6月の最初は美化の日というところで私たちの部落の道草切りそれからその人員の中には60代、70代、90代に近い人も女性の方ですけれどもおられて、その日は雨だったのです。なかなか雨の日にするということはないのですけれども、しっかりと道草切りをしてその後に通ったときにやっぱり全然違う年3回ぐらい草は切ります。それでこの人たちがいるおかげで皆さんの気持ちの伝わり方がやっぱりいいなと思いました。そして私たちも女性の婦人会の方も中山間地関係でお花を用意してしっかりと花植えをしました。カップを着たり少し濡れながら持ってきたところに配置をしたりしたところでした。町の愛護費等はいただきますけれどもその地域の人たちが地域を守ってするという事は大事なことです、まだいつまで続くかわからないのですけれども持続可能な限り皆さんと一緒にできたらなと思っております。

それでは、廃校の学校跡地の利用についてのことですが、廃校で子供たちの小学校が統合されてもうしばらく経ちます。最初のほうは保護者の方だったりお年寄りの方が「子供の声が聞こえない。さみしくなった。」と言葉が聞かれて本当に最初はどうなのかなと思っていたら私のところにも孫が上は中学2年と5年生が今いるのですけれども、ずっと学校に行く際に安心し

てバスに乗って帰りまでちゃんと連れてもらえる。そのところはしっかり安心はしていますが、やはりバスに乗るということで足腰が弱くなって運動会の際に大丈夫かなと思いがらしっかり学校で走ったりとか部活動している子供たちもいるので4年生になったら部活をしますよね。帰ってくる時間が6時半頃。それもしっかりバスで送ってもらっているので安心しているところ  
です。

ところで各小学校は宮原小学校を除いて廃校になっていますけれども、現在どのようなかたち  
でいろんな方が使われていると思いますけれども、その状況を教えていただきたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） それでは、旧小学校の今の利用状況について説明をさせていただきます。

まず万成小学校でございます。校舎につきましては皆様御存じのとおり社会福祉協議会のほう  
に今生活介助事業ということで貸出しをしております。それと一部は農事組合法人かみだの事務所  
として使っていただいております。グラウンドにも農事組合法人かみだの倉庫が建っております。  
ということで使用していただいております。体育館のほうは教育委員会の一般貸出しという  
ことで利用していただいております。

それと次、北里小学校でございますが、校舎のほうは町が役場の倉庫代わりに使わせていただ  
いております。グラウンドのほうは北里3部の老人会のほうにグラウンドゴルフ練習場として今  
無料で使っていただいております。それと体育館については、これも教育委員会の一般貸出しと  
いうことで利用していただいております。

西里小学校につきましては、校舎を第四分団の詰所に一部屋開放しております。その他は現在  
のところ利用はございません。それと体育館については今休止をしているような状況でございま  
す。

下城小学校につきましては、校舎のほうを避難所にも使いますけれども、ここも一部町の倉庫  
等に使っております。一部楽夢下城のお祭りの道具なんかを収納させていただきたいというこ  
とで一部屋だけ開放させていただいております。グラウンドについては、小国町のグラウンドゴル  
フの練習場ということで無料で開放させていただいております。体育館でございますけれども、  
体育館は教育委員会の一般貸出しということで利用させていただいております。

蓬萊小学校です。校舎のほうは、カトレアの会コーラス練習ということでこれも無料で低学年  
棟と言われる場所を貸出しております。それともう一団体黒淵地区の加工所運営協議会という  
ところに無料で貸出しをしています。グラウンドについては黒淵グラウンドゴルフ会のほうに無料  
で使っていただいております。体育館につきましては、これも教育委員会の一般貸出しという  
ことで利用しております。

それといずれも町の災害時の避難所として万成小学校であれば図書室、体育館、北里小学校で  
あれば体育館、西里小学校は校舎、下城小学校も校舎の2階部分と地震なんかの折には体育館も  
使用しております。蓬萊小学校においては、体育館を避難所として活用しております。利用状況

は以上でございます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

いずれもやはりいろんな使い方があって一番安心して使えるといったときのしっかりとした耐震の状況にあるということだと思っております。それで一番優れているところはどのような状況で、学校で耐震がしてあるところの説明をお願いしたいと思っております。

総務課長（佐藤則和君） 耐震におきましては昭和56年に今の制度になっておりましてそれ以後に建った校舎であれば耐震が終了しているということで、万成小学校と西里小学校の校舎は耐震ができております。北里小学校と下城小学校と蓬莱小学校の校舎につきましては耐震はできてないということでその分は一般の人は極力使えないということではしておりますけれども、どうしても避難所としての利用は下城小学校では行われているという現状でございます。あと体育館につきましてはそれ以前の建物であっても耐震診断を全て終了しておりまして、西里小学校以外の体育館は全て耐震はオーケーだという判断です。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

耐震がしてあるというところで学校もですけども特に体育館の利用頻度というのはいろんな方が学校を使っただけのコーラスだったりバレーボールの練習とかバスケットとか特に北里の体育館は子供たちだけの遠足とかあるのですがそんなときにも体育館での遠足を行ったり、天気がいいときは木塊館とかいろんなところですのでですけど、その体育館があるおかげで広いところも行けるし安心して使えるのかなと思っております。実際体育館での保育園の運動会を見に行っただけですけど結構な広さがあるし安心があるしちょっと中が暗いというのがあれですよ。少し明るくしてもらったらそこを利用している方はそんなふうに言ってましたけれども、少し明るくしてもらえないでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 今体育施設の旧体育館関係でLED化ということで検討はしていますけれども、今後予算を組ませていただきたいと思っておりますのでその節はよろしく願いたします。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。あそこはよそから来られる合宿の方とか練習をしたりするときも多いのです。そんなときにやっぱり男性、女性にしてももう少しLEDというのはちょっと暗いというのはわかるのですけれども、明るいほうが使い勝手がいいかなと思っております。結構遅くまで練習をして木塊館だったり泊まったりするのです。今後はその利用が多かったときに「あそこの体育館暗いよね」とか言われるよりかはいいかなと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

そこで西里小学校の使い方について新しく方向性が出ていると思うのです。ESDみたいな感じで同僚議員の方が後に質問されますけれどもやはり持続可能なところですよ。開発の

ための教育、環境、気候、生物、町の文化に対する学習、防災、エネルギーと皆さんが興味を持ってもらってやっぱりこの昔からあるものとずっと未来に向かってつなげていく教育その関わり方だと思っていますけれども、町としてその方向性はどのような感じに思っているかをお伝えしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 西里小学校の使い方ということです。昨日も補正予算で上程をさせていただいて可決をしていただきました。もう一番はそのときにも少しお答えさせていただきましたけれども最終的な地点、目標として小国町におけるE S D教育を推進できる拠点にしたいというところが最終地点に実は目標としてあります。ただあの木造の校舎は建築をされて木島先生が設計をされて建てられておりますけれども、建てられて年数が西里小学校30年経っているような状況でしてまずは屋根の部分だったりとかドーム型の真ん中に多目的の集会施設がありますけれども、ドーム型の部分それから周りの渡り廊下の部分で非常に雨漏りをしているような状況でございました。私が町長をさせていただいた最初の年にI . D 2 2という東京のしっかり地域を考える会社があるのですけれどもそちらと西里小学校における協定を結ばせていただきまして、事業をいかに取り組んでいくかの本当に予算はゼロだったのですけれども協議を続けてきたり、また西里小学校に携わっていただいた木島先生の当時から一緒に働いていらっしゃった杉本先生という方が東京におられたり熊大に田中先生という先生、すみません下の名前まで失礼ですけれども今ちょっとさっと出てきませんけれどもかなりの先生方に携わっていただきましていろいろと教えていただきながら一番大事に私が思っていたことは簡単に扱うべきではないというお話をいただきました。修理をするにしても本当に簡単に修理をすると本当全て台なしにするようなところもある可能性もありますので、是非ともその部分ではしっかりと調査した上で取り組んでほしいという思いもありますし、そのぐらいあの建物を皆さん大切に思っておられる方が非常に多ございます。また西里地域の方たちと西里小学校の中で会議といいますか「どういうふうな使い方をしましょうか」というような会議をしたときにも地域の方々からどうにかして西里小学校を町としてどうにか使ってほしいという思いは非常にございました。その中で町といたしましてもその屋根の修理それから最終地点のE S Dの教育それまでのその西里小学校の使い方といったところで今少しずつ話を煮詰めているようなところでもありますけれども、今回の900万円の事業で委託をさせていただきますがその委託の事業先はしっかりとプロポーザルで決定をさせていただきたいというふうに思っておりますし、西里小学校は地域おこし協力隊にまずはあそこに入っていていただいてその運営をしていながら今一部屋だけ西里小学校で先ほど総務課長がおっしゃったように消防団の4分団の詰所として一部屋を借りていただいております。そういったかたちでできればその調査をかけていながらサテライトオフィス西里小学校の周りの教室にいろんな事業所に入っていていただいて、例えば東京から来られた事業所だったりI C Tの事業所だったり地域の消防団だったりこれ構想の段階ですので決定したわけではありませんけれども森林組合から木

のおもちゃを置きましてその中で運営したり、いろいろな性格を持ったサテライトオフィスを整備させていただいてそのサテライトオフィスを整備するからというしっかりとした目的があればその屋根の修理をしたりするデジタル田園都市国家構想というような補助金もとれるめども出て来ると私は思っておりますので、いろいろ重ねた事業になるかもしれませんがまずは目標はE S D運営はサテライトオフィス、その運営をする事務的なところの部分は委託で出ささせていただいてその実務は地域おこし協力隊というようなかたちの携わり方をさせていただきたいなというふうに思っております。その中で先ほど言った消防団とか地域の方とか例えば中央から東京からの方だとかいろいろなかたちでその西里小学校がたくさんの方たちが交流できる拠点も考えていきたいと思っておりますし、またそこに避難所が併設されて絶えずそういった人が必ず交流する場所にいるというような方向も非常に私としてはいいのではないかなというふうに考えております。先ほど万成小学校の話がちょっと出まして万成小学校は農事組合法人かみだと社協と一緒に使っておられる。やっぱり複合的にこれからは使っていくほうが私もいいというふうに思っておりますし、建物の性格、性質上しっかりとその部分が共有できるのであれば共有できる仕組みを作っていくほうが効率もいいというふうに思われますので、是非ともそういったような使い方を私も考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

私が数年前だったのですけれども西里小学校に温泉を引いたらどうかとちょっとした提案を出したのです。遠からずそれが叶われていいかなと今は思っているし地域の方はお年寄りの方が多いです。皆さん興味を持っておられますので西里小学校を使っていたきたいという思いは皆さん思っていると思います。国道387号線から前を通ってずっと行っていったら近いし近くには遊水溪もあります。北里小学校も近いというところで今道はそんなに広いところもありませんけれどもよくなっているので、将来的に見てしっかりと動きができたらいかなと思っているところですので、地元の人たちともしっかりと話合いをして皆さんの意見も取り入れてすぐには思うようにはいかないと思いますけれども、やっぱりしっかりとやっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

町長（渡邊誠次君） 今御質問の中で温泉をというところではありますが、周りに地熱発電を計画されている事業所の方たちもいらっしゃいます。そんなにもう距離感という規模感がいろいろ考え方はあるかもしれませんが可能性としてはゼロではないというふうに思っています。ただ物理的に可能かどうかこの辺りはしっかりと事業者と図っていかないといけないと思っておりますし、ランニングコストの部分はもっと考えていかないといけませんのでその部分では検討は重ねていきたいと思っておりますけれども、西里地域ですので再生可能エネルギーそれから温泉の熱といったかたちの事業の構想は重ねていろいろと考えられることはできると思っております。ただできるかできない

かの判断はまた別にしっかりとしていけないといけないと思いますので、その部分は物理的に実務の中でしっかりと検討させていただきながら先ほど言った構想の部分はできるだけそこで実現できるように進めてまいりたいというふうに思っております。いろいろな御提案をいただいておりますけれども西里小学校を中心にあの西里の地域の拠点になれるような事業に結びついていければいいのではないかなというふうに今考えているところです。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

なかなか建物としてあのような建物というのほどこにもないので、できた当初はしっかりした表彰をもらっていますよねデザイン的に。それを生かすためにも皆様のいろんな知恵を借りてやっぱり前に一歩でも二歩でも進めるような体制で頑張っていたいただきたいと思いますし、地元の人にもしっかり声かけをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に小国町の橋りょうに対する維持管理の質問に移りたいと思います。2012年の12月2日に笹子トンネル、皆様報道で聞いたことがあると思いますがトンネルの事故があって全国的に橋とトンネルの点検が国からの意向で点検をするようになったと聞いています。小国町も橋とトンネルもあると思いますがその点検状況、小国町は橋が大体どのくらいあるのかと思っているし一番古いのはどのくらい経っているのか。点検してみてその報告状況というのはどんなふうになっているのでしょうか。よろしくをお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃられたとおり笹子トンネルの天井板崩落事故それから道路法が改正されてトンネル、橋りょうそれに使用構造物の一斉点検をなささいということで国交省からの通達で今現在も行っているところです。これが点検は5年に1回というかたちでやっています管内165の橋があります。これを5年サイクルで回していっていますので平均40橋ぐらいですかねその辺で毎年2千万円近いお金で橋りょう点検をしています。この中で古い橋と言えば鯛ノ田の橋、鯛ノ田橋。鯛ノ田から上明里に抜けるところが鯛ノ田に架かっている橋があるのですがそこは石橋でございます。これが大正12年。それと昨日説明しました下滴水線の起点側、蓬萊小学校の下にある橋りょう蓬萊橋、これも石橋でありまして大正2年というかたちで。あと古いのになれば町なかで言えば大橋、昭和3年。国勢橋、昭和7年に架設しております。現在50年未満の橋というのが大体6割、50年以上経っているのが4割というかたちになっております。非常に老朽化が今後加速していくということで20年後はもう全く逆転のをしていくということで50年以上が7割、50年未満が3割というかたちになっております。5年に1回の近接目視と言って足場を組んで人海戦術で橋の裏から橋台から全てを調査していくというかたちで今行っております。その結果で4段階に分けて報告をしてくださいということなので、第1段階これはより健全という橋が64橋ありまして約4割、第2段階として多少の破損、劣化が見られますけれども措置まではいってないよというやつが73橋これが同じく4割、あとレベル3と

いいまして早急と言いませんけれどこのレベル3というのが何らかの対応をしてくださいよ、修繕計画を練るなり実際に現場に入るなりそして延命化を図ってくださいとかたちでこれが28橋あります。レベル4これも1橋は今通行止めをしている大イチョウのところにある橋です。それが一つとかたちになっておりまして、今までは大体が通行規制で古い橋になれば荷重が10トン荷重とか今の橋になれば20トン荷重とかいろいろありますけれども、その荷重制限をして逆に言えば最悪人しか行ったらいけない橋にするとかそういう延命措置で対応も可能だったので、国交省のほうは昨年からですかね国土強靱化2か年計画と早期完了を目指しなさいということ、令和7年までですかそういう緊急インフラ点検整備をしていきなさいということで、このレベル3と4に関しては即座にしなさいという道路メンテナンス会議等々でやっていない町村は逆に公表されるというところもありますものですから非常に予算も掛かりながらやっているところ。そのところで今実際やっているのがこの前議会の議決も得ました令和3年度の繰越事業でやっています跨線橋。それと神原橋そして倉本地区の千駄金橋とかたちでこれは令和3年から繰越しとかたちで現在工事の施工中とかたちになっております。一番国が言っているのは近いうち起こるであろう南海トラフとか地震です。地震に備えなさいというところで何がしか評価をしてしっかりと人命、車両通行の安全性を確保しなさいとかたちで待たなしで言ってきていますので、また来年も残りの14橋、レベル3が今委託まで終わっているのが約半分でございます。残りの部分をまた来年度要望して5年度までですからそういうかたちで補修計画を立てながら何らかの工事に入っていくとかたちになっていくと思います。現況は以上でございます。

3番（穴見まち子君） 私も知っているだけで広域農道とか新しい橋の長い橋とかできていますよね。地震で市井野線とか点検というのはしばらく掛かったし、そこを通るときに私たちが通ると言ったら稲刈り作業のときに気をつけて通るのですけれどもあそこだったり、杖立に行く212号線の長い橋がありますよね。あれも古くなるのはなると思いますけれどもいろんなところもあるけれど、やっぱり点検って大変だなというのを何回か見たのです。その上でやっぱりコストが掛かったり小国町で見つけていく独自のいつも監視をするというわけにはいけないけれども維持管理ですよ。どうしていくかというのは建設課と町長のあれだと思っておりますけれども、今後の一番の課題と思ってそれをどんなふうにしていきたいというふうに思っているかというところなのですけれども答えられますか。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおりファームロード関係とか212号線はもう国道の関係になりますので、100メートル以上が長大橋と言われているのですが80メートル以上の橋りょうが11橋ほどあります。非常に町道移管したはいいわこれの点検というのが大イチョウ橋なんかは高所作業車を利用しながら足場組むことはとてもできませんですから上から吊るして人海戦術で橋りょうしていく。また構造が結構ワイヤーいろんなものもありますので点検等とか大変

になって1橋当たり1千万円近い点検の可能性があります。今人の力というのもありますけれども今いろんな情報を共有しているところであれば、ドローンでいろんな監視をしながら今レーザーでも追われるので断面図が人間の体のレントゲンみたいに出てきますのでそういうかたちでドローンを飛ばしながら極力コストを抑えながらもその長大橋においては点検をしていく。あとは今後レベル3以上はつくるなというところでこの前も町長とは協議したのですが、玉名の例を言えば玉名の建設課の中には橋りょう班がおりましてしっかりと維持修繕といいたいでしょうか、うちの場合はコンクリートの劣化が一番激しいです。なぜかという冬場に融雪剤を散布するものですからコンクリートがばらけていくというところで、国道なんか見ていくと歩車道境界ブロックなんかばらばらになっていると思いますので非常に融雪剤にはコンクリートも弱いというところで、一生懸命点検の中でどういう補修の仕方を行っているかまた研修でも行かないとということ言っているのですが、そういうかたちで役場内でできることあとは業者と連携しながらよく洗う。散布した春先とかを結構費用も掛かるのですが極力塩カリを落として劣化を防いでいく。要はレベル3をつくらないようにするということなので今後また検討が必要かと思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 技術的な部分は今建設課長が言ったとおりです。私としてはこの165橋これはいずれかは劣化していきます。これをいずれかは点検、修理それからしっかりと調査をした上で設計測量をしてそして工事して修復する。このサイクルがいずれかは回ってきます。165橋を持っている地域は実は物すごく少ないと思います。社交金を63%ですかねその後で過疎債や辺地債をもちろん組合せていったとしても残りはもちろん町の持ち出しをしないとイケないのですが、165橋もあるということはいずれかその修理をしないとイケないのを私の代なのか次の代なのかずっと後の代なのかわかりませんが、それをやらないとイケないというのだけは100%間違いないのでその部分ではしっかりと考えていかないとイケない。その土台を今考えさせていただいているのが一点。

もう一つは私のほうではこの165橋の原因。これは急峻な地形にあります。平たいところにはそんなに橋は要らないと思うのです。もう一つ、これ町道に架かる橋です。国道、県道に架かっているところはこの費用は実はあんまり掛からないというところもありますので、この部分では町村会の中で今調整をさせていただいてこういったようなたくさん橋りょうを持っているところの首長さんたちにお話を回して、いずれかの財政措置を国のほうで図っていただきたいというような話のほうをまずは作っていかないと全体的な多分考え方をすると何十億円、多分何十億円で終わらないかもしれないのですけれども、そういったかたちも考えられますのでその部分では今スタート地点ではありません。もう経過している中での話ではありますけれどもその協議も併せて行っていかなければならないというふうに考えておりますので、その部分ではまた議員の皆様方にも政治的な話になりましたらお力をいただかないとイケないと思いますのでよろしくお願い



いしたいと思います。

3番（穴見まち子君） 必ず点検が5年に1回ありますよね。それを前もってしっかりと業者の方と一緒に点検、診断そしてその記録を残して次は次という、大変だろうけれども町だったり建設課だったり職員の方にしっかりとお願いして私たちが必要な橋ですので、これから先も未来の先も使えるような橋でさっと維持管理ができるような方向で町もしっかり考えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。これで終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議2時50分から行います。

（午後2時37分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時49分）

議長（松崎俊一君） 8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） 8番、松本です。

今まで4人の議員の方が7名の新人の課長さんに対して敬意を払われておりました。僕としては一人一人コメントをお願いしたいところですが時間の関係もありますので今日は差し控えたいと思います。課長さんも僕みたいに優しい議員から厳しい議員までいますので執行部としては反問権はありません。ですが執行権がありますので優秀な部下がおりますので各課でまとめているような意見を出してこの町のために生かしていただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。今日は6月になりましたがまだまだ梅雨に入っておりません。小国町としてはありがたい話なのですが梅雨が始めると長雨で線状降水帯が気象庁で言えばもう1時間前にはわかるようになったとかそういう話もありますが、やはり明るいうちに皆さん避難していただきたいと思います。それに今100年、200年の大雨でとかいうテレビで話をしていますが、この頃は千年の話です。「千年規模の雨が降った場合はどこに逃げなさい」とかそういうことも言われてますので、一番先にやっぱり自助で自分はどこに逃げたら助かるとかそういうことを先に考えていただいて逃げていただきたいと思います。それでも駄目なときは共助です。皆さんの力を借りて「やっぱりあそこに私たちは逃げたいからお願いします」とかそういう工夫をしていただきたいと思います。

今前の議員の方が橋りょうの話もされました。僕も前に橋りょうの話もしましたけれど、ここでもう1回建設課のほうに質問を出しておりますので聞きたいと思います。杖立のほうの川は今掘削でどんどんどんどん水位が下がっていると思いますが、小国町の中ば特に宮原は町なかに三本、先ほど国勢橋も話が出ましたけれども昔の橋があって中にピアが入っております。今後10年、20年掛かると思いますが横の道路の高さを上げていただいて中のピアを外していただいて水の流れをよくしていただきたいと思います。橋が一番難しいです。今町長が言われたみたいに山間部のところは橋があるのが当たり前です。平たん地では橋はほとんどありません。何を造る

のも造成費も掛かりません。平たん地の畑を買収して建物を建てればいいわけですので、その辺はやっぱり山間部は大変だなという思いがあります。ちまたでは半導体の会社に来るから大観峰の下は賑わっておりますがなかなか大観峰を超えるとまだまだ大変な状態であります。今から質問したいのは国道の期成会がずっとあったと思います。212号線、387号線、442号線、滝室坂の話は中九州高規格道路です。中九州高規格道路も阿蘇のほうではなくて大津まで行っている道が今度は合志のほうにつながるほうが先にいきます。ですからなかなかうちの町としてもメリットがありませんが今後町長が期成会に行ったときは、大観峰を下りたらすぐあそこに中九州高規格道路のインターを造っていただいて熊本市内に早く行けるようにしていただきたいと思います。国道の話で小国町では新規の国道はほとんどできないようなもう全部広がっておりますので、今は特に舗装工事をやっていただいております。今後どうなるか建設課長のほうから説明のほうよろしくをお願いします。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。先ほど言った中九州の話からでよろしいでしょうか。

8番（松本明雄君） はい。

建設課長（小野昌伸君） 現在この前の57号中九州の期成会の後に熊本河川国道事務所のほうから概要説明がっております。本年度予算1千600億円というかたちでコンセプトは150分構想。熊本都市圏まで全て2時間半で来れるようなネットワークを作りたい。これはダブルネットワーク先ほども言いましたけれど近年起こるであろう南海トラフ等々の地震があったときに他県からの要請とか自衛隊とかそういうところが即座に熊本のほうに来ていただけるようにというかたちで150分構想。あとは90分構想ということで熊本県、天草も含めて今改良が進んでいますが全ての市町村から県庁所在地まで1時間半で来れるようなネットワークを組もうというかたちで、その中の中九州高規格道路も入っております。今議員がおっしゃったとおり中九州のほうも大分は分合の区間が調査中ということでほぼ竹田市内までは完成しております。国交省も大分、延岡、宮崎、その3都市にまだネットワークができていないということで、この中九州もそのうちの大きめに抜ける一つであります。これは今滝室坂改良はしていますけれども全長6.3キロ、トンネルだけで4キロあります。話によりますと今年度中、今年だったですかね本坑が貫通するということで縦断勾配というか上り勾配も4%ということで非常に技術を駆使して造っておりますので、いろんな自治体、議員も含めて私たち建設課もまた研修等々も考えておりますが国交省からもトンネル本坑が貫通したときには是非とも研修においでくださいという御要望もいただいております。それから熊本地震後できた北側復興ルートです。復興ルートももう開通しておりますので復興ルートと滝室坂をつなぐルートに関してはまだ未定ということで、今現在大津西から合志を抜けて熊本北インターまでということで熊本北インターから大津まではもう令和4年度で工事着工。合志から熊本西325号線とって大津町から本田技研の横を通過して菊池まで

抜ける4車線の道路があります。あそこにタッチさせますのでその区間が今から調査中ということで今後もう近年工事に入っていくと思っています。中九州の熊本県内としてはあと阿蘇、滝室坂と復興ルートをつなぐルートがまだまだ今からというかたちで、今おっしゃられたとおり少しでも大観峰のほうに寄れば大観峰下りですぐそれに乗換えられるのではないかと考えております。

中九州のほうはそうとして、あとは舗装関係ということで非常に令和2年災害以降いろいろ県のほうも河川掘削等々頑張らせていただいております、舗装のほうも傷んでおりますので大分やっております。実績としましては国道212号線令和2年度ですが430メートルほど国道387号線が800メートルほど。トータル1千600メートルほど舗装を行っております。金額のほうは7千300万円ほど掛かっております。令和3年度国道212号線が580メートル、国道387号線が570メートルでトータル1億円という数字に令和2年、令和3年の国道の舗装状況です。国道の場合はいろいろ社交金を使っておりますので、そういう結果でございます。

町長（渡邊誠次君） 今建設課長から具体的にお話がありましたけれども、私からは少し構想的な部分だけ今お伝えをさせていただきます。九州ブロックにおきましては東西南北をクロスで区切るようなネットワークが形成されておりますけれども、このクロスの部分の間に四つ輪っかを通してリングネットワークに今移行するような方向で全体に話が広がっております。今建設課長が言ったのはそれにのっとったようなかたちで、宮崎方面の1区画のリングそれから熊本天草方面の区画それから長崎佐賀方面、大分その辺の部分に関しましては熊本は本当に重なっているところではありますが、小国町の部分に関しましては大分県側のこのリングにかかるところでございます。今日田市と話を実は煮詰めている部分の一つありまして、これは212号線の期成会ではありませんけれどもスカイファームロードが日田から387号線それから南小国町のほうに行くファームロードありますけれども、あの路線を是非とも212号線の路盤といいますか地質がすごく脆弱なところがあって皆さん御存じのとおり日田までの間が毎年ずっと工事をしているような段階でございますので、その部分で日田市の原田市長と私で今話しているところは是非ファームロードをどうにかリダンダンシーと申しますがダブルネットワークの構想の部分がありますのでどうにかできないだろうか。その中で日田市の有田地区においての高速道路にスマートインターチェンジを造ってそこから乗せてこちらのほうに来れないかという構想等々、今原田市長と実は話をさせてもらっているところです。まだあくまでも構想段階ですのでただお話の部分では212号線だけではなくてもうスカイファームロードになりますともちろん期成会はまだありませんのでそういう段階ではありますが、その部分でも少しずつ話の展開があるといったところ。それから広域道路のネットワークの計画の中には212号線で218号線です。どちらかというところあちらの蘇陽のほう山都町あちらのほうまでずっと縦軸で日田阿蘇道路という構想の段階に入っておりますので、その部分では九州の広域のネットワークの中では全然話が進んでないわけではなくて今までゼロでしたけれどもそれが構想の段階の部分には入ってきたというところをお伝えさせ

ていただきたいと思います。

以上です。

8番（松本明雄君） 構想段階ですからまだまだ30年、40年と掛かる話ではありますが一つでも実現に向けて頑張ってくださいと思います。今さっき舗装の話もしましたので昨日総合計画の中で舗装の話が出ていました。なかなか町道で舗装をすると橋りょうと一緒に距離数が相当あります。この前も田舎のほうを通っていましたがちょっとコケが生えてその後に穴がほげたとかそういうところも見たので、今後全部舗装をやり替えろとは言いませんがまめに見ていただいて一遍言ったと思うのですけれども、別府市なんかは今ラインがありますのでラインで写真撮っていただいて建設課のほうに送っていただく。町道課のほうに送っていただいてその場所を特定して穴が小さいうちにやっていただくとお金も掛かりませんので、そういう方法もあるということだけをお知らせしておきます。

もう一つは急傾斜地。小国町もやっぱり山が家のそばに来ておりますので今まで宮原はこの下町地域、倉原、関田、新橋はこの前申請出したと思います。そして北里では西村地区ですかねあの辺りもやっていると思います。なかなかこの採択条件ですよね。この辺がありましてまだ危険なところもありますので、採択条件のほうを報告していただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

今おっしゃられました今現在進行中が関田の急傾斜がありますが、これは国庫補助事業です。阿蘇管内でも小国だけと聞いております。ここにおいては採択基準ほとんどがまずこの裏もそうですけれど、傾斜角度が30度以上切り立っているというのが条件。それと崖の高さが10メートル以上。その保全地域に係る民家が10戸以上というかたちで国庫補助の場合は事業費が7千万円以上というかたちから始まります。あとはよくあるのが先ほど言った尻江田地区の単費事業これは県の単費で行うやつですが、これも傾斜が30度は変わりません。それから山の高さが5メートル以上ということとあと金額に指定はないということで、その町々から申請があればオーケーというかたちであります。それから令和2年の時が下町ですかね災害関連で渡辺木工所のところが崩れたところなのですが、これは災害復旧事業として傾斜角度は変わりません。高さも10メートル以上。民家は5戸以上というかたちで金額が1千500万円以上というかたちで、それぞれの急傾斜でも3パターン。小国でよく申請するやつが3パターンあるということです。

以上です。

8番（松本明雄君） 基準はわかるのですが見て回ったら非常に危ないとも見受けられます。今後その基準に合うか合わないか。基準が緩和できればしていただくことも可能であればお願いしたいと思います。また個別に建設課と町長のほうにお願いに行きたいと思いますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。建設課に関する部分はこの辺で終わらして、大きな話からいくと夢のような話はしませんのでお話を聞いていただきたいのは小国町の経済の話をしたと思うので

すけれども、先に中学校の社会科の勉強のような話をしますのでお聞きいただきたいと思います。やっと中国コロナが収束を迎えて日本の経済も立ち直るかなと。外国人の方もこの6月からは2万人入ってくるようになります。小国町も観光がほとんどのメインですので潤ってくるかなと思いましたが、ロシアのプーチンがウクライナに侵攻しました。これはソビエト時代から何とか共産党ではないですけれどもソビエト連邦のときからウクライナは穀倉地帯です。あそこでほとんどの食料を賄っておりました。プーチンは自分たちの国を賄うために小麦を全部持ち出してあどきに死んだ人数が臆測で300万人。また食料が足らなくなったか何が足らなくなったか知りませんがウクライナに侵攻しております。この戦争が予想では何か月で終わるという話でしたが今の状況を見ているとこれでは終わりそうにありません。その影響で小麦が高くなるとか燃料が高くなるとか今日の原油価格を見ると1バレル118円です。大体町長もわかると思いますけれども損益分岐点が大体45ドルから50ドルです。それをはるかに超しております。そしてここにガソリンスタンドを営んでいる方もいますけれども政府の備蓄も出しております。そしてそれにましてや元売価格が35円引いて売っているのでも170円です。本当言えはもう200円を超すようなガソリンの値段になっております。地元の建設業の方々も燃料代だけでも50万円から100万円も上がっているとそういう話も聞いております。特にコロナの影響でコンテナが不足しました。それでは一番最初に困ったのが小国町では牧草です。牧草も自分のところで賄えないかなと思っていましたらやっぱり輸入して牧草を食べさせておりました。それで牛を飼っている方々も非常に困窮しております。そして特に今度またトウモロコシです。家畜の飼料のトウモロコシがまた上がりそうです。大豆の自給率も皆さん知っていると思いますけれども、日本はもう9%しかありません。食料で100%を超しているのは米だけです。その米の値段も去年の町長がわかるようにJAの買入れ価格がいくら下がったかはわかりでしょうか。2千円下がっております。これで僕も穀物だけで済むと思っていたのですけれども、ロシアは肥料の原料を持っていたみたいで今後肥料も相当な上げ率になると思います。町民にも今年末には8千円から1万円の品物が値上げになる。給料は上がらない。そして品物は売れない。今後農家の方々や町民の方々がどう生活していくのか。昨日も同僚議員の方がちょっと言われましたけれども、僕が一般質問するので非常に困っていらっしゃいましたら途中でやめていただきましたので、今日は町長とそういうところを話しながら町長は昨日の答弁の中で7月には予算を付けてそういうところも手厚くやっていただきたいと思いますが、コロナのときに南小国町は自己資金をふるさと納税で持っておりました。そのお金を農家の方々にもお出しして我々が農家の方々を回る。「牛には1頭1万円出したじゃないか」とか「肥料にも出したじゃないか」とか「ウンカが出たときも出したじゃないか」とかいろんな話をされます。特に隣町で非常に近い。親戚の方々も多いですのでそういう話がまた今後でないような施策をとっていただく。予算的には非常に厳しいと思います。6千何百万円しかありませんのでその中でどういう振り分けをしながら商売の方々も時短でされていた方やい

ろんな商売の体系がありますけれども、特にアパレル関係はほとんど補助金が出ていないと思います。売上げが前年度より何割か下がった方には交付金が出ていると思いますが、それ以外の方はなかなかお金が出ておりませんので今後本当に厳しいところにお金が使えるような施策を町長がとっていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 新型コロナウイルスの感染症によって本当にどれぐらいの打撃を受けているのか、また松本議員言われるようにロシアのウクライナ侵攻によって資材それから原油価格これからいろんなものが高騰するというふうに言われております。またそれがどのぐらい続くかというところは実は表に出ておりません。その関係からして私も国、県があらゆる助成、補助等々を行っておられるというのは皆さんが一番御存じだというふうに思いますが、私といたしましては町ができることは限られているというふうに少し付け加えさせていただきたいと思います。こちらに令和4年4月に内閣府の地方創生推進室から来ました事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金コロナ禍における原油価格物価高騰対応分の創設について昨日も話が出ましたけれども、これが小国町では6千698万円きております。通常今までのコロナの交付金の使い方の分がこのうちの4分の1で1千674万5千円。それから生活の支援だったりまた非課税世帯に対する困窮世帯に対する支援だったりという給付事業を含めたところが4分の3、5千23万5千円こちらが配分を小国町にされた分でございます。大枠をこの部分に限らせていただきまして町といたしましてもまずは本当に影響を受けておられる方が産業なのか暮らしなのかその部分もしっかりと見極めさせていただきたいなというふうに思っております。実際に農業の方資材たくさん買われるかもしれません。建設業の方ももちろん軽油含めてたくさん使われるかもしれません。様々な補助、助成がある中でまた農業関係は農業関係で国の施策があります。観光関係も国の政策があります。当然のように林業に関しましても昨日小国町で機械の整備であったりまた同じ感覚ではありませんが国保税の分に関しても1千700万円新たに入れて私はあの部分でも全体的な数字の部分、お支払いする部分を含めたところで軽減ができたのではないかというふうに思っておりますが、暮らしの部分を支えるという観点を一番先に考えるのであれば実はもう執行部の中で提案として少し出ているのが、水道料の基本料金の減免であったり光ケーブルの基本料金の減免であったりというところをまず根底に置いて広い範囲でそういった暮らしの部分のお支えができるようなかたちがとれないかなというところをまず考えさせていただいております。その次に産業これはどの部分で先ほど言ったように大きな影響を受けておられるのか。この前のように観光関係では特に飲食店ですけれども飲食店の中でも昼間の経営だけの方それから夜経営されている方で時短の要請の金額が全部で小国町3か月間で1億3千700万円だったと思いますが出ております。そのお金が入るところと入らないところ松本議員言われるようにアパレル関係ここになかなか手当がないと補助がないというお話もされておりましたので、そういったところの部分をしっかり町長のほうで考えさせていただきながらしっかりと付けてい

きたいなど。ただもうこの4月の時点で先ほどの話は実はずっと詰めていっております。ただ今回お出しできなかったのはそういったところの部分、暮らしの部分を支えるのかはたまた産業の部分を支えるのか、そういったところの選択肢はもう少しお時間をいただきたいなというふうに思っております。

それからもう1点、スピード感を持ってというふうな表現をされるかもしれませんが、私としては今から2年前一番最初にコロナの交付金を使って給付事業をしたときに本当に困ったときには金融機関からお金を借りないといけない状況が生まれるので、利息の部分ではなくて元本の部分でそれがお使いできるようなかたちで最高30万円の限度額だったと思いますけれどもそういったような助成をさせていただきたいというふうに伝えさせていただいて実際に皆さんに可決いただきました。その支払いが今年始まっています。本当にきつところどころがどこなのか。やっぱり表面的な部分でなかなか厳しいところは全員そうだと思いますが、本当に厳しいところはどうなのかという判断はやっぱりしっかりと見極めていかないといけないと思っておりますので、松本議員も商工会ですごくお話をされていてたくさんのお話を聞かれていますと思っておりますけれども、町としてもそういったかたちでやっぱり据置きの2年が今始まっている状況と去年の状況では全然違う。こういった状況を私ども真剣に考えさせていただいて先ほど言ったようにどの部分に5千万円という大枠でありますけれども、その部分を使わせていただくのかしっかりと考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 町長と僕の考え方も合うところもあれば合わないところもある。それはもう当たり前です。ですけれど飼料、肥料はこれだけの被害があれば農林水産省が補助金を出すと思います。ですがそれ以上にこの産業がなくなることは大変なことです。もう1軒やめてしまうと次にするには自分でどうかしようとかいうには相当な力が要りますので、僕は全体的なことはわかりませんがそちら側が一番わかります。生活に困っているのか今町長が言われたとおりもう3月から支払いが始まっております。本当はもう3月からどンドンどンドン売上げが上がってどンドン支払いができれば僕らも農家の方々も皆さんいいんですけれども、今度みたいにウクライナのようなことがあれば自然災害ではないのです。あれは人が物を崩して小麦の畑なんかもみんなめちゃくちゃにして今後復興に何年掛かるかわからないような状態です。ですがまだ日本はそういう状況ではないのでいいとはいったものの皆さんが小国町の町民がいかにか生活ができるか。そういうところをいろんな課がありますので情報を入れていただいて手厚く補助していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） はい、しっかりと見極めをさせていただきまして、先ほどからお伝えしますようにタイミング的に本当にもうちょっと後のほうがいいのか今のほうがいいのか、その部分もしっかり図らせていただきたいなというふうに思っております。1点私は考え方として先ほどの

この部分とか特定の財源があったときにはその部分にいかにか効率よく皆さん方の御手元に届くのか、効率よく振興策に使えるのか給付策に使えるのかというのを判断をしっかりとさせていただきたいと思います。逆に一般財源の部分に関しまして町の一般財源というかたちで一旦町のほうに入るのであれば私はこれは未来への投資の部分に使わせていただくことはあったとしても、未来への負担を残すために今使うということは私は極力避けたいというふうに思っておりますので、私といたしましては特定財源以外の部分に関しましては今限りある財政の中の部分で補えるかたちの部分以外は、私はできるだけ将来に対して将来の子供たちとか議会もそうです執行部もそうですけれども将来の10年後それから50年後含めまして負担が残るような財政措置は考えるべきではないかなというふうに思って今答弁をさせていただいているところです。

以上です。

8番（松本明雄君） 最後の質問をさせていただきます。この議会が始まる前10日間自宅待機をしておりました。それでいろいろ勉強することがありましたので昨日同僚議員のほうからも聞かれましたが、参議院の予算委員会の中で立憲民主党の蓮舫さんがコロナ対策事業の補助金に対して聞かれておりました。小国町としては今後国の監査が入ったときに絶対今まで使われてきた予算ですよ、それが絶対監査に引っかからないかどうか、町長の御発言をお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 国の監査には引っかかる引っかからない以前の問題で、必要であるからこそ御用意をさせていただいて御提案をさせていただきました。それで承認可決をしていただきましたので小国町としては執行部側が提案して議会側が承認したのであれば間違いはないというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） では、これをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（松崎俊一君） 予定していました5人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日10日は、児玉議員、大塚議員、西田議員、江藤議員の4名の一般質問となっています。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後3時23分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

# 第 3 日

# 令和4年第2回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和4年6月10日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年6月10日 午前10時00分

1. 閉 会 令和4年6月10日 午後 3時16分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 佐 藤 則 和 君	教 委 事 務 局 長 久 野 由 美 君
政 策 課 長 秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 会 計 課 長 小 野 寿 宏 君
建 設 課 長 小 野 昌 伸 君	町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君
建 設 課 審 議 員 田 邊 国 昭 君	町 民 課 審 議 員 中 島 高 宏 君
町 民 課 保 育 園 長 清 高 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 4. 6. 10)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

週末か週明けに梅雨入りとの報道がありました。災害に対する警戒と各位体調管理には万全を期していただきたいというふうに思っております。

さて、本日は6月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

初めに昨日に引き続きまして一般質問となっておりますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の質問者は登壇順に、児玉議員、大塚議員、西田議員、江藤議員となっております。よろしく願いいたします。

早速、5番、児玉智博議員、登壇をお願いいたします。

5番（児玉智博君） 2年以上続く新型コロナウイルス感染症に加えロシアのウクライナ侵略による急激な物価高、そして円安が暮らしや営業に深刻な打撃を与えています。抜本的な対策が急務であります。

帝国データバンクが1日に公表した調査によりますと、2022年の食料品値上げが累計1万789品目となりました。原材料や原油などの価格高止まりに加え円安基調も続いており、年内に再値上げ再々値上げの動きが進む公算が大きいと見られています。産業分野では配合飼料価格が2020年4月に1トン当たり6万円台後半だったものが去年12月には8万円を超えました。またJA全農は令和4年4月から6月期の配合飼料供給価格について令和4年1月から3月期に対し全国全畜種総平均トン当たり4千350円値上げしています。肥料の販売価格についてもJA全農は6月から大幅値上げに踏み切り主要品目が過去最高値を更新したということでもあります。影響は第一次産業にとどまりません。町内の建築関連のある個人事業主はコロナでも厳しかったが今はそのときの比ではない。仕事が激減して何か別の仕事に就いたほうがいいのかもしいかなという考えも出てきていると廃業も視野にあることを話していました。

政府は4月26日に策定した緊急対策で地方創生臨時交付金の原油価格物価高騰対応分1兆円を創設しています。同月28日には各都道府県、市町村への交付限度額も示されました。今回の定例会では各地で緊急対策を打ち出す動きが広がっています。大分市は農家や畜産業者などに対する支援策として、肥料や飼料の購入費のうち上昇分の3分の1に当たる金額を補助する費用など1億1千900万円を計上した補正予算をまとめました。予算案にはこのほか物価高騰の影響で売上げが去年の同じ時期より5%以上減った中小企業や個人事業主に対し、低利子で最大3千

万円まで貸し付ける緊急融資の費用も盛り込まれています。佐藤市長は苦しい状況にある事業者には支援策を利用することで事業を継続してもらいたいと話していました。小国町には令和3年度補正予算と令和4年度の予備費を合わせ6千698万円が配分されるにもかかわらず、今定例会に提出された補正予算に物価高騰に苦しむ町民や中小企業、小規模事業者への支援策はありませんでした。渡邊町長は来月開く予定の臨時議会に提出する補正予算に計上するということが、1日でも早く困っている人に漏れなく支援が届くよう速やかな対策を求めます。

また昨日の熊谷議員の質問では、現在の社会情勢のもとでは北里柴三郎記念館シアタールームが工期内に完成できない可能性が小さくないのではないかと懸念が私も聞いていて思いました。建設課長は工期内完成に向けて努力する旨の決意表明をするしかなかったと思います。ここは計画白紙も含めて検討し、物価高騰対策に予算を振り分ける必要があるのではないかとこのことを問題提起いたしまして質問に入ります。

まず鍋ヶ滝公園について質問します。予約システムによる初めての大型連休でありましたが昨日の質問にもありましたように新聞などでは好意的に書かれていたわけでありますが、しかし町内の旅館や飲食店関係者の方などからは予約制を知らずにやってきた旅行者特に高齢層のお客さんからは「そんなことは聞いていない」、「一体どうすればいいのか」と不評だったという意見も聞きますが、こうした声をどう受け止めるかお聞かせください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

議員御指摘の部分の町内の飲食店と町民の方等の聞いていないという予約システムの件でございますが、昨年の実証実験も含めまして確かに啓発周知活動については必要な部分があったというふうに思っています。その部分で今回特にゴールデンウィーク期間中ということで完全予約制ということをとるものですからそこはうちとしてもしっかり啓発していきたいということで、特別に旧蓬萊小学校のグラウンドを使いまして予約ができていない方についての対応をするようにしました。それからそれでもどうしても完全予約制とはいったものの一部できないという方がいらっしゃいますので、その部分については実証実験ではできなかったのですけれどもゆうステーションで当日券の発行ということを行いましてそういう方への対応をしたところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 今年はいのぼり祭りが行われた杖立温泉街は大混雑をして、地元の人によりますとコロナ前以上の混み具合だったというお話も伺っております。それと裏腹に鍋ヶ滝公園とその周辺では混雑は生じなかったのは地元紙も伝えるとおりであります。

そこでまず予約システムの導入や運用に関する経費の説明と大型連休中の入園者数と入園料収入がコロナ前の2019年度と比較してどうだったのか。また併せて町内のその他の観光地の入り込み客数の情報を御報告ください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まずゴールデンウィーク期間中の鍋ヶ滝の入園者数でございますが、議員の配付資料にも数が載せてあるみたいですがシステムで精算ということで多少数字が変わるかもしれませんが、現在うちが押さえているのが入園者数が1万991人です。それからピークであった24万人年間来られた元年度は2万6千781人で単純比較すると元年比で41%のゴールデンウィークの入園ということになります。しかしながらその年のその数字が本当にあるべき観光の在り方かということをお考えますと、事務局的にはコロナ前の過去の5年間のゴールデンウィークの平均を少し出してみましたけれどもそれは1万5千210人です。これと比較すると72%の入園者がおられたということでございますので、旅の在り方等も変わっておりますのである程度の回復の兆しは見たのではないかというふうに思っております。

それからほかの観光施設の入込み客の情報というか数なのですが、これにつきましては熊本県の観光統計というのが定期的に行われていましてこの時期というのが6月以降になります。且つ抽出型になっていましてそれでは細かいデータがとれないということで現在は単独で別に統計をとっております、これは今月調査をかけて例年7月、8月で集計をするということで手元データはございません。

主要な観光施設においては聞き取りというかたちで数字を把握しましたので、報告させていただきます。

まずゆうステーションですけれども、5月はゴールデンウィーク期間中ということではとれませんでした。5月の月として1万1千455人です。売上げが1千708万6千円。これは対元年と比較すると人として比較すれば人は86%、売上げでは98%ということでほぼコロナ前と同等の数が来られているということになります。

それから木魂館ですが、5月の入りが4千848人。それから売上げで704万7千円ということでこれについては人数のほうは比較したタイミングが、キャンプ場というのを木魂館が新しく取り入れたことによって人だけは急激に伸びております。売上げは同等という感じになります。

その他、北里柴三郎それから湯けむり茶屋ありますがこの辺はいいですか。

以上です。

5番（児玉智博君） ゆうステーションを見てもやはり杖立温泉街の皆さんのお話からしても、恐らく小国町にやってきた観光客というのは大型連休期間中は令和元年度とさほど変わらない人たちがきていたのではないかなというふうに思います。

配付資料鍋ヶ滝公園の収支比較と書いてあるものを御覧ください。これ今御説明いただいたこれ事前に担当者から聞き取りを行いまして作った数であります。情報課長との人数の部分でちょっと違いがありますが御答弁いただいたほうが少し多いのですが、ただこれ金額も書いておりますのでこちらの配付資料のほうで話を進めていきたいと思っております。

まず一番上2019年度の決算から。これは一昨年の9月議会で承認された決算書と同じ数字であります。だから実際のお金の出入りと考えてください。この年はコロナの1年前であります。また記録をとり始めてから現在までで最高の入園者があった年であります。年間入園者が24万5千603人。入園料等収入は7千126万5千80円です。対する支出は1千486万3千764円です。この内訳が一番大きいのが受付の人などの賃金が約928万円、以下シャトルバスの約230万円、チケットの印刷や紙代126万円などです。

転じて今年2022年これまでは予算であります。3月議会に出された当初予算と本定例会に出された補正予算から拾い上げましたので、特にこの収入は実際こうなるのか終わってみるまでわからないものだと考えてください。4千339万円の入園料収入と支出は2千797万3千円です。支出の内訳は多い順にASOおぐに観光協会に支払う料金徴収等委託料770万円、次いで観光客の問合せに対応するためのコールセンターの委託料600万円、警備手数料553万5千円、予約はクレジット決済でありますから決済システムの手数料に432万6千円。そして予約システムの使用料が204万8千円と続きます。ここまでが当初予算です。補正予算では予約サイトを外国語に対応させるための手数料が150万円と予約システムの発券手数料86万4千円が追加されました。なお水道光熱費はこの中には含んでおりません。

それで比べてみて分かるのが予約制に移行して収入は約6割に減るという予算ですからわかりませんがそれでもそう予測されます。対して支出は1.9倍増えてしまっているわけです。これが3密の解消、渋滞緩和の経費だといえましょう。しかしかつては最高5千万円以上の財源になっていた施設をこういう状況にできてしまっているのか。このことを慎重に考えるべきではないかと思えます。果たしてこのまま突き進んでいいのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい、このまま突き進みたいと思えます。

丁寧な資料を用意していただきましたことには本当に感謝を申し上げます。また数字を比較していただいたところも非常にありがたいと思っております。その上で答弁をさせていただきたいと思えますけれども、令和元年2019年の状態で今経営を行うことができる飲食店またいろんな商店含めたところでそういったところがあるのかなというふうに思っております。経費の部分では非常にかさむかもしれませんが、やはり3密の回避でありますとか渋滞の緩和でありますとかおもてなしの部分に関しましては特にその部分に重点的にお金を入れさせていただいて、そしておもてなしをするそういう姿勢をしっかりと見せることが小国町として一番大事なところであるというふうに思えます。

また鍋ヶ滝の収支の部分に関しましてもできるだけ収支のバランスで収入が多いというのは間違いなく目指していきたいところですが、鍋ヶ滝に安心してたくさんの方にきていただいてたくさん周りの地域、小国町含めたところにたくさんの方に訪れていただけるような仕組み作り的一部として鍋ヶ滝を使っていきたいというふうに私は思っておりますので、どうか御理解



をいただきたいと思います。

5番（児玉智博君）　たくさん来れないのですよ。要するにこれ予約制というのは入場制限ですからね。たくさん来れなくするのがその予約制だというふうを考えるべきではないかと思うのです。そして資料の間間見てください。大型連休期間の収入と入園者数です。この2019年この年は4月27日から5月6日までの10日間でした。当初のカレンダーでは4月30日から5月2日は平日だったのですが5月1日に今上天皇が即位した関係で祝日が入れ替わりまして10連休でした。この期間に3千人ほどこっち答弁より少ないですけれども、2万3千469人が入園しまして収入は668万4千550円だったということです。

一方今年の大規模連休4月29日から5月8日までの10日間でしたけれどもただし5月2日と6日は平日でした。今年の大規模連休のこれはもう実績ですので予算ではありません。実際の数です。1万961人の入園者で収入は310万6千950円でした。令和元年この上の2019年から大体半分に減っているわけです。それで2019年の数を見てもらうと大規模連休の売上げがその年の1割行かないくらい9.5%を占めているのです。この年は10連休とか次期1千円札の肖像に北里柴三郎が決まった直後という特殊事情もあったので高いのかもしれませんが、今年の大規模連休期間の実績の予算比これ7.2%にとどまっています。もうゆうステーションの数を見ると大体その売上げ、来館者も令和元年と一緒にですから9.5%まではいかなくてもかなりそれに近い数になるのではないかなということが予測されると思うのです。ですからこの決算額はこの予算額を達成するのは厳しいのかもしれないと思いますが、いかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君）　お答えします。

御指摘の部分は決算の見込みが前提でございますので確かにしっかりした答弁にはならないと思いますが、当初予算の14万人の見込みと現状を見たときに本当にその部分が達成できるか、予算上そういうふう近づけるかというのは私も不安というかどうかというのはもちろん思っています。そうしたときに現在ゴールデンウィークという特殊な期間にこういうかたちで数字が出ましたけれども、旅行会社のJTBあたりにちょっと分析をお願いしたときのその所見というのは「国内旅行の旅の意識というのが2分の1は国内旅行でしっかりとまた復活したい」というアンケートがあるみたいな話もちょっと手元に今ございませんけれどもそういう分析した資料読んだ限りでは「14万人以上来る可能性のほうあるのではないか」という所見はいただいています。ただこれは確かにやってみないとわからないという部分はあります。

以上です。

町長（渡邊誠次君）　収支のバランスから言えばもう間違いなく執行部側としては努力していくしかないというところがありますので、達成するように努力させていただきたいと思います。ただ1点だけ収支のところからいくと予約システムを外して従来どおりシャトルバスと警備の方たちその体制づくりを仮に7月と8月全部取りやめて一旦それに切替えたときに数字は跳ね上がるか

もしれませんが、前のように渋滞等々またおもてなしの部分で非常に欠落する部分が出てくるといけないので私としてはこのままの状態にさせていただきたいなというふうに思います。

5番（児玉智博君） 何も今すぐ予約制を取っ払えなんていうことのもりで言っているのではないので、そこは誤解なきようお願いしたいのです。

それで今回のゴールデンウィークを見て「このまま突っ走る」というふうに言われましたけれども、突っ走るなどとも言わないです。ただよくよく考えましようよと。同じ結論を導くにしてもきちんとみんなで知恵を出し合ってやるのとやっぱりちょっと町長が独裁的にこうやるからと言ってトップダウンで独裁というのはすみません。あのちょっと言い過ぎましたけどね。トップダウンでやるのではやっぱり違うと思うのですよね。それで今回予約システムで渋滞解消が可能だということは示されたと思います。

そこでもう一つ問題になってくるのは、同じく渋滞問題の解決のために計画された町道鍋ヶ滝線が本当に必要かということです。総事業費7億6千万円。22年度予算の収支差引きはさっきのこれで収支差引きは1千500万円です、予算額で。仮にこの程度の黒字が毎月出続けたとしても元をとるには半世紀50年以上かかることになってしまいます。町道下滴線の滝の手前側の改良工事はもう完了しましたのでそうした中で町の年間予算の1割以上もの財政を投入して新たに道を通す意味は、このまま突っ走るのであればもはやなくなったのではないかと思います。測量設計にはもう現在入っておりますけれども、予約システムを続けるのであれば鍋ヶ滝線は中止も含め考え直すべきではありませんか。

町長（渡邊誠次君） 鍋ヶ滝のバイパス以外の部分で町の全事業毎回というか毎年見直しはしております。その中で改善点があれば改善していくような部分は考えておりますけれども、1点だけすみません今日新聞持ち込んでおりますが農業新聞です。「訪日観光客2年ぶり解禁」ということで飲食市場だけでも1兆円の規模があったというふうについております。今月の10日これが始まるわけでございますけれども鍋ヶ滝の現地まで片側1車線であります。1車線しかないのです。その部分で大型バスとか通常のことを考えればできるだけ地域の道路の事情もよくなることを考えないといけないと思いますし、さんざん御迷惑をかけてきたわけです黒淵の地域には観光地として。ですので私はできるだけ地域の皆さんの利便性も増すためにもまたいろいろなかたちでいろんな状況がどうなるかわかりませんが、不測の事態のことも考えて災害のことも考えてやはりバイパスは通したほうがよいのではないかなというふうに思います。しかしながら議員がおっしゃるとおり町のほうも財政のことはしっかりと考えさせていただいて、できるだけ財政の支出が特に一般財源の導入が少ないような当然考え方をもちながら全ての事業を行っておりますので考えさせていただきながら、しかしながらバイパスのほうの考え方は今の現状でいけば進めさせていただきたいなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 詭弁だと思うのです。まず大型バスのことを言えばかつては私が議員になっ

た頃ですから10年前です。その頃はツアーを呼び込もうということで大分その大型観光バスが鍋ヶ滝に来ていたのですがやっぱり時代が変わって今個人旅行客になっているのではないですか。ほとんどそうでしょう。個人の自家用車が来ていたわけですから。加えて災害のためというふうに言われましたけど災害のためと言うならこの下水処理場の手前に道を通すのでは駄目ですよ。その先の下滴水集落これ熊本地震のときに最初は鍋ヶ滝の駐車場に皆さん避難されていました。しかし終末処理場の石垣のところがもう崩れるかもしれない。崩れてしまえばこちら側からは助けに行けないし向こうからも蓬萊小学校のほうに避難できなくなるから、崩れる前に蓬萊小学校まで来てくださいということでわざわざそこまできてもらったのです。災害のための道路と言うなら鍋ヶ滝線をもっとこの下滴水集落のほうに通さないという意味はありませんから。やっぱりそういうちゃんと感覚ではなく検証に検証を重ねて本当にこの年間予算の1割以上ものそれは安く通せるならどんどん通せばいいですよ。でも年間予算の1割以上ですよ。やっぱりこれが本当に必要なか元をとるのにも半世紀以上かかる。それが本当に妥当かというのは考えるべきだということをおし上げておきたいと思います。

それで鍋ヶ滝公園の入園料を現在の300円に上げる際、町内の子供は無料で見られるようにするべきだと言いましたら、当時の北里町長もそれに賛同いただきまして鍋ヶ滝公園と北里柴三郎記念館そして坂本善三美術館は町内の子供は無料で入ることができる小国スクールパスポートというのを作っていただきました。このパスポートの概要を教育委員会事務局長お伝えください。教育委員会事務局長（久野由美君） スクールパスポートの件でお伝えします。坂本善三美術館と北里柴三郎記念館と鍋ヶ滝の3施設の町内の小学校、中学校、高校、支援学校の児童生徒のための無料共通パスポートです。

平成30年4月に当時の町内の小学校、中学校、高校、支援学校、児童生徒全員に。その後は毎年、新入生と転入生に配付しています。このスクールパスポートは高校卒業まで利用できます。今年度新規配付は81枚で現在の小学1年生から高校3年生の対象者は592名となっています。5番（児玉智博君） これは非常にいい取組だと思いますが、予約制のしかもクレジット決済になってしまえば子供たち当然未成年ですからクレジットは持っていないし親のあれですればいいのかもしれないけれどもだだけ払わないといけないわけですよ。ただで入れるはずなのに予約できない状況になってしまいます。しかも北里柴三郎記念館も予約制にするというわけですが子供たちが鍋ヶ滝公園、記念館に行きたいと思ったときにどうすればいいのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

今お話がありました町内の小学生の子供たちについては現在もそうですけれども無料ということで条例でもそのように位置付けていますので、予約システムの条件ということでそこで取り扱うことはありません。

以上です。

5 番（児玉智博君） だけど大型連休期間中とかまだちょっと枠があったと言うけれども1日1千850だかなんか言っていましたけれど。それを超えるときは持って行っても「ごめんね、今日入れないよ」というそんな残念なことになってしまうのですか。

町長（渡邊誠次君） 予約でございますので当然地元におられますのでわざわざ混むときに行かなくてもいいのではないかなというふうにも思っておりますが、できるだけたくさん勉強していただきたいと思っておりますのでその部分では保護者の方と相談していただいでできるだけ勉強をしっかりとできる時に伺っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

5 番（児玉智博君） 結局入りたければ金を出せということになるのではないですかね。それでいいのかというふうに思います。

鍋ヶ滝に関連してもう1問。町は新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金のうちから3千300万円を使い鍋ヶ滝と下城の下城滝、鍋釜滝にライトアップを取付けました。この事業は競争入札も行われずに町内業者が請け負いましたので、公共事業としては町内業者は入っていませんので経済対策にはなっていないと思います。入札が行われなかったことについて町内の事業者からも疑問の声が聞かれます。しかし一番の問題は多額のコロナ交付金を投じて去年の大型連休前には完成しておきながら去年10月に実験的にライトアップツアーが行われたきりで、経済対策事業として作っておきながらこの1年間あまり役に立っていないという問題であります。

連休明けに観光関係者に今年のライトアップツアーがいつ行われるかお尋ねしたのですけれども、その方も何も聞いていないということでありました。感染の波が今一旦収束したにもかかわらず大型連休にライトアップが行われなかったのはなぜですか。今後どう活用するのか御説明ください。

町長（渡邊誠次君） 観光関係者どなたに聞いたのかわかりませんが私としては観光関係者であればしっかり話を活用していきたくらいからライトアップのツアーをどうにかならないかとか、逆に言ったら町のほうからしっかりそういった観光協会いろんな方たちおられるわけですから一緒に取り組んでまいりたいなというふうに思います。

それから先ほど道路の鍋ヶ滝のバイパスの件でしっかりと防災、災害の部分でも取り組んでいけど。もう奥のほうまで行けるのだったらどんどん行って道がよくなればもちろん財源のことありますけどやったほうが良いというふうに言われましたので、是非しっかり考えさせていただきまして鍋ヶ滝のバイパスの今の計画の先その部分も含めて考えさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

5 番（児玉智博君） だからそのライトアップを今後どう活用するのですかと聞いたことについては、お答えがないわけです。

それで今本当なんてこと言うのだと思うのですけれども「観光関係者なら自分からどう活用す

るかをこっちに言ってこい」と。だけど言ってこないのが事実でしょう。いやそれはなぜなのかってライトアップツアーに観光関係者の方たちが魅力を感じていないからと言ってこないのではないですか。だから町長が自分一人の思いで突っ走って3千300万円かけてやりましたと。だけど本来であればそれをやる前にみんなの意見を聞いてそしてやっておけばおのずと向こうから「今年はどうしますか」と聞いてくるはずではないですか。それがないということはやっぱり町長自らの姿勢を顧みたほうがいい、反省したほうがいいというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

防災について聞きます。町は避難指示等の発令の判断基準という文書を作成し消防団等に配布しています。抜粋したものを資料で配付しておりますので御覧ください。これによりますと一級河川のうち筑後川、中原川、北里川、樅木川、志賀瀬川とそれ以外の河川や水路で判断が変わっています。一番大きいのは前者は警戒レベル2、予防的避難がありますが後者はありません。また同じ文章で防災マップにより浸水予測がなされている地域や水害の危険性がある地域に対し避難指示等を発令しますと書かれています。去年までは避難指示等が発令される際は町内の全世帯を対象に一括して発令されていたわけですが、今年からは地域を限定するかたちでの発令となるのでしょうか。

また気象庁は1日から線状降水帯の予測を開始しました。早めの避難につながるためまずは九州北部など大まかな地域を対象に半日前から情報提供が開始されます。例えば深夜や未明の状況を日中の上に予想して明るいうちに避難の心構えができることにはなりますが、この予測も参酌されるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 質疑を引き戻して非常に申し訳ありませんが、答弁をさせていただきたいなと思って手を挙げさせていただきました。

児玉議員「反省したほうがいいのではないですか」と言われておりましたが、私、日々反省をさせてもらっております。しかしながら後悔はしておりません。

鍋ヶ滝のライトアップシステムそれから下城滝含めたところの部分でございますが、特に地元からの「ライトアップをしてほしい」という要望も実際お聞きした上で地域の人たちと話をしてお付けしたところもあります。なかなか使い勝手がコロナの部分で観光ということでございますので観光するときライトアップをするときには周知をまずしないといけないという部分がありますのでコロナウイルスの状況の中ではなかなかやりにくい状況ではありますが、しかしながら観光関係もちろん情報課含めてこれからもライトアップの仕組みを使っていきながらしっかりとツアーなのか夜開けるのか、また皆様方にも時間帯の部分も含めて料金の部分も含めて条例の部分まで触るようなことがあるかもしれませんので、その部分を含めて今本当準備段階というふうに思っておりますのでその準備をしっかりとさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。再度言わせていただきますが、町長は日々反省をすることが仕事だというふうに思っております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 防災の件につきまして避難判断についてお尋ねですので回答させていただきます。

議員がお配りされました資料は確かに消防団の幹部会の会議の折に配付をさせていただきました。これは従前からあった基準でございまして昨年の5月20日に国のほうから「避難勧告」を廃止して「避難指示」のみに一本化して今後情報を発令するというふうな判断が示されました。そのことを受けてそのことを集約するという意味でこれを見直しております。従前はここにあります避難指示の部分が避難勧告と避難指示に分かれておりましたけれども、この部分を避難指示に統一したということで改めて周知をさせていただいております。各河川名辺りが出ているのはあくまでもこれは避難を判断するための基準でありまして、こういった数字を用いながら議員の資料には土砂災害の部分が載っておりませんが、町の判断基準の中には土砂災害警戒情報の警報基準になりましたらもうすかさず避難指示を発令するとなっております。それと放送につきましては避難指示につきましては局地的な雨の場合例えばもう杖立だけが非常に危ないとかいう場合は杖立地区だけに避難指示を出すこともありますけれども、今一般的にはもう避難指示は全町的に出している例が今までは多ございます。そのときの集中豪雨とか先ほど言われました線状降水帯とかいう部分で判断は変わってきますけれども、放送は一括して全町に流すということは変わっておりません。

それと二つ目の線状降水帯発生予防を参酌するかという質問でございますけれども、議員おっしゃられますとおり令和4年度から線状降水帯の予測情報の提供が始まります。気象台の説明では、「線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることのあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としている。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と併せて活用していただきたい。市町村の防災担当には避難所開設や手順や水防体制の確認と災害に備えていただきたい。住民の方には大雨災害に対する危険度を早めに持っていただきハザードマップや避難所、避難経路の確認等を行っていただきたい」というふうな説明がっております。

町としましては対応を検討するための一つの判断情報と捉え気象情報と合わせて総合的に判断し、予防的避難所の開設を検討することになります。この情報が発表されて実際に線状降水帯が発生する確率は気象台自体が4分の1程度ではないかということをお知らせしております。この新しい情報をどのように活用していくかは少し手探りの部分もあります。これまでより避難判断を早める情報になるとは考えておりますので今年からこの情報をもとに早め早めの情報発信に努めるということには変わりはありませんので、参酌するかということであれば参酌はしますということです。

以上でございます。

5 番（児玉智博君） これ一応その河川ごとに判断が違うように見えたし要はその地域ごとに発令するという文言がありましたけれども、基本的に去年までと一緒だし線状降水帯予報も九州北部とかいうふうに出れば手探りであるけれども参考にしながらやっていくということで理解します。

それでこの避難指示等を発令すると決めてすぐ周知するのだと思いますけれども、その方法屋外無線であったりいろいろありますけれども J アラート等、何か基準を新たに定めたのであれば教えてください。

総務課長（佐藤則和君） まず前段としまして議員がお配りしていただきました資料を御覧になれますと、警戒レベル 2 の予防的避難というのはこれは町が独自に早め早めの情報を出すレベルでございます。警戒レベル 3 の高齢者等避難からがこれはもう法律に定められた避難情報ということで御理解をいただきたいと思います。それで警戒レベル 3 になりますと高齢者等避難及びそれ以上の避難指示レベル 4、レベル 5 これ取扱いは全くレベル 3 以上は同じでございますけども、同報系の放送システム、緊急告知放送、防災ラジオと屋外のトランペットこのシステムをまず使いまして緊急一括放送も昨年からこれと同時に流しております。

エリアメールこれは携帯電話に強制的に避難情報等をメールするシステムでございます。これも活用してまいります。Lアラート、災害情報システムを経由して放送事業者などの情報伝達者に一斉に配信する仕組みでございますがこれも使っております。あと少しタイムラグがあるかもしれませんがホームページ等も活用しながらやっていくということでございます。

それと高齢者等避難。避難指示の段階ではいよいよ住民の皆さんに避難の呼びかけがもう少し必要だということであれば、消防団の避難の呼びかけ等もまたお願いをしたいと考えております。

それとレベル 2 の予防的避難所の開設につきましては、同報系のシステムと Lアラートによる避難所開設情報を発信するというところで決めてございます。

以上のとおり決めております。以上です。

5 番（児玉智博君） それで急傾斜地崩壊危険箇所をハザードマップに網かけがしてありますけれども、赤とか黄色とかで。その場所に行くと大雨時に避難を促す看板が危険な区域を示す地図も記載されて建てられている場所があります。県によりますと対策工事を行った場所にのみ建てているということで、対策工事が行われていない箇所についてはそれはもうハザードマップで確認をしてくださいということでありました。

そして先ほどの浸水危険箇所も含めそこにある程度の期間住んでいる人ならハザードマップも見ただことがあるでしょうし、長年の経験なんかで分かると思うのですけれども住み始めてから間もない人あるいは大雨のときにたまたまそこにいる人、町内町外含めて看板等がなければ把握ができないわけです。また防災意識の高揚や共助を促すという意味においてもこういった全ての危険な場所にそこにいればたとえ晴れた日であっても誰にも分かるようにしていくのは大事だと思います。そこに参考になるのが海辺の町の電柱に張られた警告だと思います。そこには海拔が何

メートルかが書かれていて津波の危険があるから地震のときは高台に離れるよう知らせてあります。小国町も土砂崩れや浸水の危険がある場所はその電柱を活用して新たに何かポールなんか建てる必要はないので、電柱に危険の内容と避難指示等が発令されたり大雨のときはこの場所から離れてくださいという警告した表示を行うことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。お世話になります。

今児玉議員のほうから御質問があったとおりまず急傾斜レッドゾーン、イエローゾーンと通称呼ばれていますが、これに関しては非常に入れ替わりが移住定住でそういう地区もありますけれども、基本的に令和元年県から「あなたの家の後ろはレッドゾーンですよ」、「イエローゾーンですよ」と。「それに伴って土砂移転の補助金も出ますよ」とそういうチラシを全戸に配布しております。今、田原地区、秋原地区、弓田地区を新たな土砂警戒のもう一度再調査というかたちで入っていますので、県のほうもやっぱりそういうおっしゃられるとおりに各市町村でそういう意見が出ていますので今コロナ禍の中で開催がなかなか難しいのですが結果が出たら公民館等々で説明会をします。「あなたの家はこうなのですよ」「非常に昼間雨が降るときは避難してください」ということで1軒1軒呼びかけのかたちは急傾斜の場合はとらせていただいております。

あとちょっと看板の件についてはお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 看板の設置でございますけれども議員おっしゃられますとおりに住民への周知ということで、新しく住民になられる方等については現在小国町に来られて戸籍のほうで移転された方には漏れなく防災マップの配布をさせていただいております。それと役場の町民センターの1階とか役場の税務会計課の前とか防災マップは誰でも受け取れるように配置をさせていただいております。

それと現在総務課のほうで避難所について看板設置を今推進しております。現在のところ小国ドームと杖立防災センター、西里小学校、万成小学校には近隣の電柱に「この先に避難所がありますよ」ということとそこに行けばそういうハザード情報が看板で示すように今推進中でございます。あと下城小学校と蓬萊小学校と北里小学校がまだ未設置ですのでこれも今年か来年予算をとりながらやっていきますので、議員がおっしゃられましたとおりにハザード情報で水位の表示が昨年熊本市県がLⅡ、LⅡとはレベルⅡなのですけれども、LⅠが過去の100年とか130年とか50年とか河川によって降水確率を出して「ここまで水がきますよ」というのが。LⅡというのは1千年に1回。昨日松本議員の発言にもありましたとおりに1千年に1回ということで、1千年に1回の雨になると今の役場の1階も浸かってしまうかもしれないという水位になっていますのでなかなかその表示をするかしないかちょっと迷う部分もあります。LⅡに関してはですね。LⅠでよければそのピチャピチャ浸かるかどうかのレベルですので。LⅡになるととんでもないもう杖立辺りになると結局旅館の2階までも浸かるような表示となると電柱にもできないようななかなかそういったレベルも示されておりますので、その辺はまた今後検討の余地があるの



かなと思っております。前向きには検討したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

5番（児玉智博君） 私は1千年に1回なんていう話はしてなくて、今のハザードマップでの範囲でだからよそからよく県外ナンバーなんかでもいろいろ薬売りにきている人なんかよく来られていますけれどそういう人が「ちょっと道路が浸かっているけれども行けるかな」なんて思ってそこを進んで行って結局車が立ち往生したなんていうこともないことではありませんので。やっぱりそういう人もそういう場所には近付かないで引き返そうという判断材料になるようなのをやっていくのは大事なことではないかなと思っておりますので、是非前向きにお願いしたいと思っております。

次に、町営住宅入居や農地等の災害復旧工事の申請で求められる連帯保証人制度について聞きます。このことについては必要な人の住宅入居の妨げになったり復旧の足かせになりかねないことから以前も廃止を求めて質問しました。まずその連帯保証人から債権を回収した事例はあるのでしょうか。また過去5年間に連帯保証人に支払いの督促請求を行った実績はありますか。

建設課長（小野昌伸君） 連帯保証人の催告というかたちで平成26年に3件。

5番（児玉智博君） 何を3件ですか。農地か。

建設課長（小野昌伸君） 町営住宅です。今から話すのは町営住宅です。

平成26年の11月に1件、27年の5月に1件、28年の2月に3件ということで合計8件、連帯保証人のほうにやっております。

5番（児玉智博君） それは結局、督促したら払ってくれたということでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） はい、支払っております。

5番（児玉智博君） それはよかった、よかったのかどうなのかですけれども。そういう事実はあるということですが。ただ合わせて8件ということで結局これは滞納の中ではわずかな数だと思います。督促したところでその督促して払われなかったらやっぱり裁判までやる腹づもりでいたのですか。

町長（渡邊誠次君） 今回ではないですが昨年か一昨年だったと思っておりますがこの件について私も少し調べさせていただきましたけれども、熊本市内等々は非常に裁判例が増えているという情報もそのときには聞いていたところです。町といたしましてはそのようなことがないように是非ともその手前の部分で連帯保証人の方にお話をして裁判のところまでいかないように努力をさせていただきたいなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） いや裁判まで行かなくてもその連帯保証人から回収しようと思っても「いや俺に言わないでその本人に言わないのか」と一言言われたらもう裁判を起こさないと連帯保証人からも回収できないわけです。ですから連帯保証人さえいれば取りっぱぐれることはないということもないというのはよく御存じではないかと思えます。

まずその災害復旧工事に関していえばこれは実績がないということでした。実績があるはずがないわけです。まず被災農家が負担金を納めなければ工事入札にはかけられません。つまり町に

未収金が発生することはあり得ないわけです。そういう事実があると。だから農地の災害復旧なんかには連帯保証人を求めているのは小国町ぐらいなのです。非常に特殊です。公営住宅のための連帯保証人というのは一般的であります。

しかし所管省庁である国土交通省はなくすように促しています。2018年3月30日付け国土交通省住宅局長通知公営住宅管理標準条例案についての改正について、公営住宅に連帯保証人等を求めるべきではないとして公営住宅の入居に際して連帯保証人等を不要とする条例案を全国の地方公共団体に示しておりますので資料を御覧ください。この国土交通省通知は連帯保証人等を不要とする条例案を示した趣旨については「今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人に関する規定を削除するもの」と述べています。

日本弁護士連合会が2020年2月20日に出した公営住宅の連帯保証人保証人に関する意見書では「公営住宅は、低所得者や生活保護利用者など、いわゆる生活困窮世帯の住民の需要が非常に高い。そしてこれらの生活困窮世帯の住民には、経済的に困窮した状態にあるにもかかわらず、相談に乗ってくれたり、援助をしてくれたりする親族や友人等がいないといった事情を抱えている者も少なくない。単に経済的に困窮している「経済的貧困」の問題のみでなく、様々な困り事を抱えながら、身近に相談に乗ってくれる人や支援してくれる人がいないといった「関係性の貧困」の問題も指摘されている。このような生活困窮世帯の住民にとって、連帯保証人等を見つけることは容易なことではない。その結果、公営住宅への入居申込みを諦める者も出てきている。住居の確保は、高齢者や障がい者が地域で生活していくために欠かすことのできない基盤であり、公営住宅が果たす役割は極めて重要である。それが、公営住宅の入居希望者に連帯保証人等を求めた結果、「住民に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」という、公営住宅法の趣旨・目的に反する結果となってしまっているのでは」と指摘しています。

ですからいずれも連帯保証人は廃止していくべきでないかと思うのですが、いかがでしょうか。  
建設課長（小野昌伸君） おっしゃられるとおりそういう通告もきております。

阿蘇管内いろんな連携でいつもお話をしていますが、確かにうちには2名というかたちになっていますがそれを1名というかたちで、非常にうちの問合せも「1名は取れるのだけど2名まではね」というところも多いです。どうしても取れないときは他町村では緊急連絡先と非常事態、高齢化して一人暮らしもいますので「緊急連絡先だけお願いします」ということもやっているところがありますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 残り1分ですのでまとめます。

これ2年前にも紹介したひとり親家庭の女性が4月に公営住宅に当選されました。しかし町外出身者であるため町内に親戚もなく二人の保証人のうち一人は町内に住所を有する者という規則がネックとなり当選を取り消されるかもしれないとして相談に來られました。結局お知り合いで保証人が引受けてくれる人が見つかったので入居できたのですが女性は担当者に「自分のように町内に身寄りのない方はたくさんいる。町内に限ると抽せんにも申し込むこともできないのでどうかしてほしい」と訴えられたということでもあります。母子家庭にも低所得者にも優しくないのだと言われていました。本当にそうだと思うのです。ですので是非前向きな検討を進めていただくよう求めまして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。次の会議11時15分からお願いします。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

議長（松崎俊一君） 続いて、6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

本年度は議員としての最終年度の年でございます。そういう中で国際的にもまた国内的にも特に小国町においてもいろんな問題が山積しております。そういう中で議員として町のために一生懸命頑張っていこうと思います。よろしくお願ひいたします。

今回も三つのテーマについて質問をしていきます。コロナの感染において経済的にも精神的にも、そしてもう一つは小国町の高齢化これは産業の高齢化、存続そういうものについて。そして三つ目においては、これから先の小国町の未来に向けてのまちづくりについて。この3点を要点にしまして今回は以前よりも違ったかたちで質問をしまじろうと思います。まず最初は町民課に、そして二つ目には情報課、そしてその後に産業課、それから教育委員会、最後に建設課というふうにそれぞれの中で質問をしまじります。質問の内容においては基礎編と応用編というのがございます。基礎編においては新しい課長もおられるのでそういうところで返答していただいて、また応用編においては直接答えられない部分においては町長にお願いをしていきたいと思ひます。

それでは最初の町民課のほうからいきます。

まずコロナ感染は早く収束するかと思えば非常に長引いております。これについての影響は非常に大きい。そういう中でまずコロナ感染の小国町の感染の推移についてお伺いすると同時に、コロナ禍での濃厚接触者のまず定義と判定基準そういうものについてお話していただければと思ひます。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

小国町における感染状況それから濃厚接触者の基準ということでお答えさせていただきます。

まずコロナ感染者の最近の推移について御報告させていただきます。感染者数につきましては、6月6日時点でまず熊本県全体では10万282人感染しております。そのうち小国町の感染者は280人となっております。小国町の人口に対して約4%の方が感染したということになります。また感染者の男女比につきましては、280人のうち男性156人、56%、それから女性124人、44%となっております。また年代別では、10歳未満35人、10歳代28人、20歳代28人、30歳代40人、40歳代52人、50歳代35人、60歳代33人、70歳代15人、80歳代13人、90歳代1人となっております。小国町の直近の1週間の感染者は27名となっております。10歳未満それから10歳代の感染者が17名ということで、10歳未満と10歳代の感染者が約60%を占めているというような状況となっております。

それから濃厚接触者の判定基準についてですが、これは国が示す基本方針を踏まえて熊本県のほうで対応方針が定められております。一般的にはオミクロン株については感染速度が高い一方で重症化率は低いというふうにいわれております。また潜伏期間と発症期間が短いオミクロン株の特徴を踏まえて、感染状況などからは全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わないということになっております。感染するリスクの高い同一世帯内それから重症化リスクの高い方が入院、入所している医療機関それから高齢者施設等を対象に、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた疫学調査を集中的に実施するというような方針になっております。その中でまず陽性者に関しては現在10日間の療養期間が必要とされております。ここにつきましては保健所のほうに毎日体温の報告を含む健康状態の経過観察が行われております。

それから次に濃厚接触者の特定と行動制限についてですが、同一世帯内で感染者が発生した場合、同一世帯内の同居者の2次感染率はその他の濃厚接触者の2次感染率より高いというふうに考えられております。同一世帯内で感染者が発生した場合は保健所等より濃厚接触者の特定それから行動制限が求められます。同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となるというような内容を感染者のほうに電話等で連絡を入れるということになっております。感染者に伝えることで濃厚接触者として特定されたこととなります。特定された濃厚接触者の待機期間については、当該感染者の発症日又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間となっております。待機期間は7日間となっております。

それからもう一つ、町民課が関係あります保育所関係で感染者が発生した場合ですけれども、特に保育所の園児についてはマスク着用など基本的な感染対策の徹底が困難であるということで、感染防止対策については柔軟な対応が必要であるというふうにされております。小国町のほうでは熊本県が作成した保育所等新型コロナウイルス感染症チェックリストというものを基にこれまでも休園それから登園自粛等の対応を行ってきました。

説明は以上です。

6番（大塚英博君） 濃厚接触者という中で家庭の中で閉じ込められてしまって仕事にも行けないという状態というのが非常に発生します。感染者というのはあくまで感染者でありますけれども濃厚接触者というのは誰と濃厚接触者になっているかもはっきり把握できていない中でそういうふうな規制が入ってきます。私は保健所のほうに聞いてみましたら感染者のほうに対しては法律で規制するけれども濃厚接触者の行動に対しては法律の範囲から外れているということを知りました。これは自主で要請なのです「自主的にお願いをします」という要請らしいです。そのことによって非常に拡散をして外に出てくるということも非常に危惧しますけれども、もう1点、感染者についてはいろんな面の支援金というのが出てくるけれども濃厚接触者によってはそういう仕事を休んだりいろんなものの制約を受けた場合に対する補償というのはございません。そういう中で私は一つの例があります。会社が忙しいから濃厚接触者で家で待機しているけれどもそういう場合ではない「熱がなければ会社に出てきてくれないか」というふうな事例があったそうです。本人は非常に迷ったと。その判断というのが非常に曖昧。中で今私が言うのはこういう感染が少しずつ広まっているというのはそういう濃厚接触者の対応というのが非常に難しい中で広まっているのではなかろうか。感染者に対しては完璧に隔離します。しかし家族という中ではほとんど接触しない人たちも濃厚接触者に指定されます。そういう中で非常に矛盾するところ。私はこのところがこれから先感染拡大ではないけれども持続的にどんどん広まっていくのかなというふうに危惧します。

そこでコロナとウィズコロナ。コロナと一緒にこれから先生活をしていかなければいけないというのを認識しながら、今後町としてはワクチン等含めてどういう感染対策を講じていくのか従来と違った対策に展開していくのか。いろんな病院においてはいろんな施設においては今期間もどんどん短くなっているしある程度緩和ができてきている状態です。重症化率も非常に低くなった中で感染対策に対して、どのように方向付けしていくのかをお答え願います。

町民課長（宮崎智幸君） 感染対策という部分での質問に対してお答えいたします。まずは引き続き町民の皆様方には基本的な感染対策としてマスクの着用であったり、手洗い、うがい、それから消毒という部分については引き続き行っていきたいというふうに思っております。そういった中で感染拡大の防止のための手段としてワクチン接種をこれまでもずっと行ってきております。このワクチンの接種率を上げるということは大変重要なことかなというふうに思っております。そういった中で小国町における接種率について御説明申し上げます。それから4回目ワクチンの状況等についても御説明申し上げます。

小国町における接種率につきましては、12歳以上の1、2回目接種が12歳以上の人口に対して約93%、総人口に対しましては約83%となっております。

また3回目接種、追加接種といわれる部分ですけれども、12歳以上の人口に対して約83%、総人口に対しては約74%の方が接種を受けられております。なお熊本県全体の3回目の接種率

は約63%となっておりますので小国町のほうは10%以上接種率が高いというような状況になっております。

また阿蘇管内の平均接種率につきましては、約69%ということで管内の中でも小国町は高い接種率と言えます。それから5歳から11歳の小児ワクチンの接種率につきましては、約45%となっております。この小児ワクチンについては12歳以上と異なり予防接種法上の努力義務は適用されないため、県全体としても接種率は約14%というふうになっております。阿蘇保健所管内の平均の接種率は約20%となっている状況ですが、小国町は県下でも2番目に高い接種率という状況となっております。

それから今後のワクチン接種につきましては、4回目接種を60歳以上の方。この60歳以上の方は約3千100名おられます。それから18歳以上の基礎疾患をお持ちの方、想定では約100名というふうに考えておりますけれども、この方々に対するワクチン接種を6月から予定しております、4回目接種です。これは3回目の接種から5か月が経過するという条件が必要になりますので、5か月经過した人に対して順次接種券を送付していきたいというふうに思っております。8月末から9月にかけてが非常に接種する方が多くなるというふうに思われます。今後も接種の必要性を広く周知して接種率の向上に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） まだ今までずっと続いているコロナ感染です。この感染に終止符をなるだけ早く打っていただきたいということを願ひまして、次の質問に移ります。

情報課のほうです。長引くコロナ感染において極端に言うとお店を閉めた店、お店を閉めたという事業所はあるかどうか。

もう一つは、今高齢化によってどうしても自分の事業というのが続けられなくなっていくという中で、存続ができないという事業所が今あるかどうか、今まであったかどうかをお聞きしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） 御質問にお答えいたします。

長引くコロナ3年目を迎えるわけですがけれども実際のところこのコロナということを通じて直接の原因としてお店を閉めたというのは、これは商工会を經由して確認したところ1年目のときに1店舗閉店がありました。高齢化ということでももちろんその高齢化には後継者がいるいないでも変わってくると思いますけれども、そのことによる閉店というのは令和3年度が4店舗そして令和2年度が5店舗ありました。昨年の令和3年度の4店舗につきましては別の方が事業を継承して引き継いだというかたちになります。それが2件なので閉店は4件ですがけれども事実上は2件。それから令和2年度の5件についても高齢だけが原因というわけでもありませんで病気等もありませんでその辺も含めた事情で閉店ということでございます。

以上でございます。

6番（大塚英博君） この高齢化は本当言うとこれからどんどん進んでいって事業をやっている方にとってみれば後継者が不足。特に1店舗でそこで終わっていくというパターンがこれからもどんどん続いていこうと思います。特にこれは情報課だけではなく次の問題の産業課においてもしかりでございます。

農業の高齢化というのが進むに従ってどんどんどんどん荒廃地というのが増えてまいります。今までの人口がどんどん減るに従ってその荒廃地というのはどんどんどんどん増えていく。これもやっぱり非常に厳しい問題であります。

そしてまた林業においてもしかりです。私は以前に同じような質問をいたしましたけれども、この抜本的な対策というのは実際は非常に難しい。これからの課題の一つだと思います。そういう中でいかに人口減少に歯止めをかけるというよりもおのずとそこに人口減少が出てきているわけですから、その抜本的な改革というのは本当言うとそれぞれ自分の中にあるもので解決しなければならない部分も結構あると思います。

それで一つは、この問題解決においてどのように取り組んでいくのかということ提起したいと思います。今まで農林業というのは非常に基幹産業でございましたけれども、そこに人口の減少に伴いそして衰退そしてそれが荒廃していく。この減少というものがこれから先続いていきます。何とかそこに歯止めをかけようと思っても非常に難しい難題の一つでございます。そこでこの対策についてのまず町長の判断を仰ぎたいと思いますけれども、そういう考え方に対しての歯止めになるような考え方があればお答え願います。

町長（渡邊誠次君） 少子高齢化の問題で人口の減少をこの問題は小国町だけではございませんでいろんなところでももちろん考えられているわけでありましてけれども、特化して農業だけに限ったことではないというふうにも思っております。

また先ほど情報課長からもお伝えしていただいたとおり、なかなか従来のかたちでの産業がこれから先に通用するのかこの部分も含めて非常にたくさん問題を抱えながら事業を農業でも商工業でも何の事業でもそうですけれども、要は選択肢たくさんあると思いますが技術的な問題も含めましてこのやり方で商売が続いていくのか、農業が続いていくのか、林業が続いていくのかというところはやはりその事業をされているそれぞれの皆さん方のお考えが一番大事なところの部分だというふうには前置きでお話をさせていただきたいと思いますが、その上でやはり大事なところはその産業を守っていこうとする国の施策、県の施策をしっかりと小国町で受け止めていきながら足りない部分をできるだけサポートできるような仕組み作りも作ってまいりたいというふうには思っておりますが、それでもやはり国、県と同じような部分ではできません。非常に財源の話だけで言っても限られておりますのでこの有限な資源で有限な財政の部分で、無限な課題をどうやって解決していくのかという選択肢を苦渋の選択をしていかなければいけないとも思っておりますし、ぎりぎりの選択を迫られているというのが今の小国町の状態ではないかなという

ふうに思っております。

しかしながら国県の御指導もありますのでその部分ではしっかりと町といたしましては取り組んでいながら、また住民の皆さんとお話をしながら進めてまいりたいというふうに思います。ただ情報課長の先ほどの答弁にもありましたように結果としてやめられている事業所さんがおられる。結果として農業をやめられた住民の皆様もいらっしゃるという結果は重く受け止めさせていただきまして、まずは小国町それから商工会それからJA含めたところで窓口の部分ではまずは御相談いただいて、どのような対応ができるのかを具体的に検討はしていないといけないというふうにはもちろん考えているところでございます。

先ほど苦渋の選択をしなければいけないというところもありますが、小国町の現状としてはそういうところも議員の皆様方にはしっかりと理解していただいて、どの部分で厚みを持たせていくのかまた検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） これは非常に大変難しい問題だと思います。人口減少という中でどんどんどんどん高齢化率が高くなる。そういう中で今の産業そのものが非常に衰退していく。そして担い手がいなくなっていくことによって非常に広大な空き地が出てくるというこのことは非常に厳しいかと思えます。

もう1点は農業の高齢化における影響という中で人手不足というのが林業においては出てきます。この人手不足によって今さっき言われたように荒廃地というのがたくさん出てくる。この解決策においても森林組合といろいろなことを考えながらいろんな例えば集約的なことをしながらどんどんどんどん管理していくという方法に変わってきます。そういう中でこれからの人口減少というまた高齢化がどんどんどんどん増えることによる非常に産業の衰退というものがこれからの課題になろうかと思えます。

続いて教育委員会のほうに移らせていただきます。

コロナ感染の影響について学校を含めて学級閉鎖という中でやっておりますけれども、この基準というものがあれば教えていただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

現在熊本県教育委員会の新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準、オミクロン株対応運用版に準じて対応しています。

臨時休業等の基準措置は三つあります。一つ目に、同一学級において複数の児童生徒などの感染が判明した場合。二つ目に、感染が確認されたものが1名であっても周囲に未診断の風邪などの症状を有する者が複数いる場合。三つ目が、そのほか設置者が必要と判断した場合となっております。

6番（大塚英博君） ありがとうございます。



判断のガイドラインというのを教えていただきましたけれども今後ウィズコロナという中である程度まん延防止がきちんとされて、そして同時に感染率も非常に低くなっていくという中で方針というものを改めてまた作っていく可能性もあるかどうかをお聞かせ願います。

教育委員会事務局長（久野由美君） 感染状況の緩和の中でどうしていくかということでお答えいたします。

現在学校での衛生管理については文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」に沿って対応しています。このマニュアルはその感染状況によって改正されておりまして、緩和されてくるとまたそのマニュアルが変わってきます。そのマニュアルに沿って対応していきたいと考えております。

6番（大塚英博君） わかりました。

それでは小国学についてちょっと質問したいと思います。将来の小国のためにということで小国学というのがございますけれども、このことについてちょっと教えていただきたいと思います。教育長（麻生廣文君） まず小国の教育を進めていく上で子供たちを育てるといった部分非常に大切な視点だと思っているところです。

そこで小国学につきましては、総合的な学習の時間をほぼ小国に関わるような内容で進めております。ただ総合的な学習の時間は学習指導要領に記載ございまして、小国学でそのままということになりますと逸脱いたしますのでこれは文科省に直接教育特例校という指定をいただいて可能になっているということでございます。あと各学年の内容等もお話ししてよろしいでしょうか。

まずこの小国学ですが全体計画や全体的な構想の基に小学校段階から中学校まで発達段階に応じた内容のカリキュラムを作成しております。例えば3年生は小国の地域といいますか名所あるいは名物あるいは名人などの調べ学習をやっていたり、それから4年生は小国に誇る偉人とかこういう方について地域の人辺りから聞き取るなど地域との交流も含めたような内容で学習しております。5年生は小国を好きになるためにというようなところで環境とかSDGsとかそうした関連で調べ学習をしております。6年生でございますが小国の人々の生き方に学ぶというようなところで遺跡やそれから偉人歴史を絡めたような学習に取り組んでおります。中学校でございまして7年生ちょっとコロナの前で作ったカリキュラムではございますけれども、まず郷土を見つめようというテーマで木育とかそれから職場体験も考えております。8年生はSDGs未来都市あるいは修学旅行で学んだことと小国につながるような人権劇などを通した学習をしております。それから9年生は自分の未来を考え伝えるということで福祉体験とか進路公開などを通した学習に取り組んでおりますが、御存じのとおりこの2年間はコロナ関係がございまして職場体験や福祉体験が進めにくい状況がございまして身の回りの問題と絡めて学習するなどより小国に身近なものあるいは誇りを持てるような学習内容というものを取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

6番（大塚英博君） コロナ感染と今の答弁というのが私も若干違うように見えたのですけれども、これから要するにコロナ感染が増えていけばやっぱり今の基準というのが今学校なんかの基準がありますよね。出席とかそういうものの基準があります。そういう基準というものが緩和されて少しずつ変わっていくのではないかなと思います。そういう中でその方向がどのように変わっていくのかなというのをちょっとお聞きしたかったのですけれども。

それでは続きまして、最後に建設課のほうに質問をしていきたいと思えます。

今コロナ感染における影響というのが非常に出てきている中で特にこれから先の公共工事とかそういうものというものが非常に影響を受けているように身受けられます。そういう中でこれから先の公共工事について非常にたくさんの公共工事を受けている中でございますので、そういう中でコロナの影響というものがあるかどうかをまずお聞きしたいと思えます。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃるとおり昨日も各議員から御質問があったとおりウクライナショック、プーチンショックそれとTSMC関係で熊本市内のいろんな資材の高騰がっております。土木工事も含めながらやはりうちの積算する場合は熊本県の基準で労務単価、資材単価が決まっておりますので各団体聞いた話によりますと碎石の大元の団体から土木技術管理室等々に単価が上がっているからということでまだうちのほうの単価の変更はきていませんけれども、そういうかたちで県の単価の上昇具合を見ながら変更等々も行っていきたいと思っております。

今のところ災害で言えば農災のほうは残りが90件、約半分終わっております。公共災のほうが残りが180件ということでいまだまだ残り7割ぐらいあるのです。来年の3月31日をめどに考えていますが非常に高騰する恐れもありますので、その辺は十分県と協議しながら価格の面、資材の搬入の面に関しても協議していきたいと思っております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 特に鍋ヶ滝のことなのですけれども、一つ気になるのはこれから先の鍋ヶ滝の中で新しくバイパスというのができています。そして同時にこれから先の方向付けとしては感染とかそういうものを含めて工事の遅れというのが非常に出てきておりますので、このことに対して要するにこれから先どのような方向になっていくかをまずお聞きしたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 鍋ヶ滝のバイパスにおきましてはもちろん進める方向で話はしておりますけれども、町としては同時進行で様々な事業を進めております。もちろん予算立てをさせていただいておりますからそれにのっとりして事業は進めさせていただきますけれども、先ほどの議員の方にお答えしたように随時見直しをかけていきながらより有利な方法があればそちらの方向に考えてまいりたいというふうに考えておりますので、是非議員の皆様からもお力添えをいただいた上でしっかりと県、国と協議もしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） これから先は本当にウィズコロナということで進んでいかなければならない状況になろうかと思います。特に建設業においては非常に過大な仕事は山積しております。そして同時にその問題が非常に高価格にはね返ってくるだろうと私は思います。では今なぜ工事にかからないといけないかとそういう質問があれば非常に難しい部分でありますけれども、前向きにやっぱり考えていただいてそしてこれからの小国町というものについて新しいかたちをつくっていただきたい。そしてまた観光においても特にそうだと思います。観光資源というのはたくさんありますのでそういうのを発掘しながら新たな観光ルートというものを構築していただきたいなというふうに思います。

総論になりますけれども、今コロナの感染が続いている中でウィズコロナというような中でそしていろんな面で緩和、緩和、緩和で動いていきます。それに対してどのようにして感染を防げるかということガイドラインとして新たにそういう前向きな姿勢で取り組んでいただければというふうに思いました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議午後1時から。

（午前11時53分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 6月の一般質問を行います。まず質問に先立ちまして今回から新しく答弁なさってくださる課長の皆様方に御挨拶申し上げます。皆さんは長い間行政の職にあり経験や知識とたくさん積まれてこられました。私はまだ議会に来て3年しかかっておりませんが恐らく皆様方と私の目指すところは同じ方向だと思います。町の発展それから町民の皆さんの幸せを願って私たちはこの場にいるということを皆様ともう一度確認をしておきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問を始めたいと思います。6月の一般質問は2点お伺いします。まず1点目、高齢者の生きがいづくりについて。2点目、旧西里小学校の使い方ESDの役割とは何か。この2点について伺います。この質問の目的です。まず1点目、3年前同じような質問をいたしました。これから高齢者に対する対応でこの3年の間に何が変わり今後何が必要かを知るためです。それから2点目、旧西里小学校へ多額の予算を使う目的とその妥当性について聞きたいと思います。

まず最初に、高齢者の生きがいづくりについて伺います。

2019年3年前の9月です。私は同じような質問をいたしました。第7期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念で介護予防の推進と高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の

確立が挙げられており、五つの基本目標、施策の第1項目に「生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進」が挙げられておりました。その当時私の質問として生涯現役支援に何をしているのかという質問をしました。当時の福祉課長が「健康保持が一番重要なので元気に暮らすための介護予防事業を行っている。働くことでは社協のシルバー人材センターがある。」と答えられました。私のほうは「シルバーの登録が72人、その当時です。3千人以上の高齢者がいるのに仕事も限られている。一人暮らしの高齢者が孤独にならないために集いの場を確保してほしいし、同時に経済的自立支援になるように稼げる場を作ってほしい。行く場所があるプラス一緒に過ごす仲間がいるプラスお金が入るイコール生きがいがいづくりになるのではないか。」という提案をさせていただきました。そのときに渡邊町長は「それが両立できれば良い。十分検討していく課題と受け止めた。」と答えられました。町長にお伺いいたします。この3年の間にそれをどのように検討していただき、何を行ったのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 高齢者の方たちの生きがいづくり大きな問題でございますが、町といたしましては各課それぞれの担当の部署の部分で高齢者の方々への対応をさせていただいておりますし、逆に言えば民間ベースでも食生活改善グループの方たちそれからよく下では宿徳大学含めたところで様々な活動を通して、まずは健康づくりを中心に住民の皆さんと一緒に食の部分からそれから体力づくりといいますか健康づくりの部分、広い範囲で様々な複合的なところができればそれがいいのでしょうかけれどもできるだけたくさんの方に出てきていただいてそこで活動をしていただきながらフェイストゥフェイスで顔と顔を合わせながら健康づくりとか生きがいづくりとかができるいいのではないかなというふうに思っておりますし、ここの町民センターの廊下のところにもサークル活動の部分であったりというところでも幅広く先ほど3千人というお話をされておりましたけれども、町の約半数の方たちのためでございますので町としてもこれという対策ではなくたくさんの方に関わっていただきながら対応といいますか皆さんと一緒に健康づくりをしていただくというところの方針で話を進めさせてもらっています。確かリンダ・グラットン教授のお話です。人生100年時代というところがございますしその中では特に私が覚えている範囲内でありましてけれども、健康で高齢になってもできるだけ健康寿命を延ばしていただくといったところが大切というふうにお伺いしておりましたし、私としても当然ですけれどもたくさんの方に出ていっていろんな方々とお話をしながら高齢者の方々が住みやすい地域にできるように、また公立病院、社会福祉協議会本当に様々な皆さんと一緒に高年齢の方々に携わってまいりたいなと思って町では対応をさせてもらっています。具体的な部分で各課でお話しすることがあればお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、これから質問をしていただければと思いますのでその部分でお答えをさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今のお答えは健康をサークル活動であるとか食とか体力での健康寿命を延ば

していく。それから人生100年時代というけれども元気でいられるようにということをお答えになったかと思えます。しかしながら小国町の65歳以上の一人暮らしこれが2020年の国勢調査で469世帯です。一人暮らし私も一人暮らしですが一人暮らしということに関して言うと誰も頼る人がいないわけです。その中でこういう小さい町でコミュニティーがあるから救われる部分というのは都会の年寄りみたいにはないというのはありがたいことなのですが、生活していくという上でお金がかかるのは当たり前のことなので優雅にサークル活動だけができ暮らせればそれは問題ないです。恐らくこの議場にいる方で「明日食べる御飯どうしようか」「今月末どうしよう」「次の年金が入ってくるまでどうやって生活しよう」と思う人はここには恐らくいないと思えます。だからこそ私たちは想像力をもっと働かせなければいけないと思うのです。思いをいたすということは人の事に寄り添うというのはそういうことだろうと思えます。お伺いしますけれども町長は国民年金が今幾らぐらいか御存じでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 具体的な数字ははっきり幾らというお答えは私のほうからはいたしませんけれども、もう知っておられるのであれば西田議員のほうからお示しいただきたいと思えます。ただ私が先ほどお伝えしたかったのは生きがいつくりと一言で申し上げても、それぞれの高齢者の方々に対しましてはお金を稼ぐことが生きがいつくりになられる方もいらっしゃると思えますし違う方もいらっしゃると思えますし、その部分ではまずは健康寿命を延ばすことが一番最初の時点ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 若い人に比べれば年をとれば病気の一つや二つ、三つあります。私も菓飲みながら生活しています。でも働かなければいけない高齢者もいるわけです。生涯現役と言って働かないで済めばいいんです。それは年金暮らしで優雅に昔アメリカだと定年になったらみんなリタイアしたらフロリダに行って楽しく暮らすというのがアメリカのステイタスシンボルみたいなところがありました。それと同じように日本でも優雅に暮らせれば問題ないです。ただし今申し上げましたけれども一人暮らしの方も多し。昔であれば高齢者の方と大家族で子供がいて孫がいてという暮らしであれば家族みんなが支え合って暮らしていたわけです。

ところが今は一人暮らし若しくは高齢の夫婦二人暮らしそういう方たちが多くなってきています。それプラス今度は人生100年時代というところの老老介護の時代になってきているわけです。子供といえども60代、70代です。親が80代、90代そういうところで私たちは生きていかなければいけない。ましてや若い人たちにしてもコロナになって仕事が大変減ってしまったとか失業してしまったとかいろんな状況の方たちがいるわけです。そうすると元気な年寄りは働けません。私もそのつもりでいつもいます。病気になって介護が必要になったりとか入院したりとかそれはもう仕方のないことです。そのときにはできる限りのケアをして差し上げたい。そのために私たちは介護保険も入っています。大変と思いながら払っているのですけれども令和元年度国民

年金恐らく厚生年金とかだともっと高いと思います。男性平均の令和元年度の国民年金が5万8千866円です。女性は5千円少ないです。5万3千699円。これで暮らしていくことが果たしてできるでしょうか。助け合う状況がないときにいや潤沢なそれまでの貯金があればいいです。でもみんながみんなそうとは限らないわけです。それをどうやって暮らしていくかということを考えて私が以前話した女性の方も一人暮らしでしたが冬の間は仕事がない。夏の間だとハウレンソウを収穫するのを手伝いに行ってお小遣い稼ぎしてそれで多少なりとも助けになるとおっしゃっていました。そういうことがコンスタントにできるような状況を作っていただければありがたいなと思うわけです。ましてや小国というのはいろんなことができる素地があるわけです。私がこちらに帰ってきて10年経ちましたけれどもこっちの女性の働くことに私はびっくりするくらい感心しました。皆さんよく働かれます。私も去年母が亡くなりましたけれども高齢になってもよく働いておりました。20年ぐらい前だったですかね。私が帰ってくる前に言っていたのが町の産業課で福岡でイベントをやる。それで「是非とも野菜とか何でもいいから出してください」と言われて家まで取りにきてくださった。それをこれだけ売れましたと言って1万円か2万円か知りませんが持ってきてくれた。それがとてもうれしかったと言うのをもう死ぬまでの間に何回も話しておりました。それは確か2年間しかなかった。「あれがなくて残念だ」ってよく言っていました。それ大橋であったイベントだったらしいのですが、そういう思いをする高齢者の方たちが増えるということが生きがいづくりだろうと思います。一生懸命野菜作っていたのです。ところが自分で流通できるかというところではできないです。幸いなことに小国は薬味野菜の里ができました。あそこに持っていく方も増えたと思いますのでその点ではよかったと思うのですが、よそのほうまでそこで消費するものって知れているしなかなか車が運転できなければあそこまで持っていくこともできない。以前は乗り合いタクシーに乗って幾つか野菜を持って来られる方があそこにいたというのも私は知っておりますが、それも生きがいだったと思うのです。500円のタクシー代を出しても幾つか野菜を両手に持って行けるといえるのはとても生きがいだったと思うわけです。だからそういう人たちを少しでも増やしたい。そういう思いで質問をしているわけです。産業課長にお伺いしますけれども、先ほど私が申し上げたような取組を何か町のほうで考えていただけるということはどうでしょうか。

産業課長（穴井徹君） 先ほどのイベントの件については多分福岡ということで大橋まつりではなかろうかと思いますが。もう私が入庁した頃には福岡の大橋のほうと交流がありましてもう30数年前からずっと行っていたイベント。大橋まつりのほうに小国町として出展させていただいたことだと思います。

まずイベントとして今できるかということで状況的にコロナ禍というものもありますので即答はできませんが、今町のほうが先ほどからお話ししていただきましたが薬味野菜の里小国の運営を行っているわけですが、現状についてお話しさせていただきたいと思います。

地域資源型の農業の推進拠点施設として平成25年にオープンいたしました。平成30年に現在の場所に移転し農業の振興と生産者の所得向上を目的としておりますが、併せて農産物等販売するだけでなく地域活性化の拠点として高齢者の方々への生きがいつくりの交流の場としての機能を持たせることも目的としております。出荷者の中には農業を生業としている方はもちろんですが仕事を退職された後に野菜作りを始められた方など多くの方の出荷をいただいております。現在一部団体を含みますが平成25年オープン当時は106名の出荷者協議会への登録をいただいております。それから新店舗オープンした平成30年に295名。現在は令和3年度末で348名新店舗になってからでも17%増で出荷者の方が増えております。昨年度実際に出荷していただいた方の数は202名です。男女比でいきますと男性が3、女性が7。先ほど国民年金は女性が若干金額が少ないのではないかとのお話がありましたけれども、この出荷していただいた方の割合としては女性のほうが7で多くなっております。平均年齢は73.4歳。60歳未満が9%、60代が21%、70代が37%、80代以上が30%ということで70代以上の方が67%を占めております。大字は人口に比率してない部分がありますので割愛させていただきますが、こういった状況でより多くの方に出荷をしていただいております。地域の方の交流が活性化して皆さんが元気で暮らせることが大切だと思っております。しかし現状としては先ほどからお話がありますが、集いの場としての作業や語り合うスペースがちょっと少ないとかいう現状もありますが、野菜を作ることで高齢者の方々の生きがいつくりや健康で年金プラスアルファを稼ぐという点では一つの手段、方法に薬味野菜の里小国が活用されているのではないかと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 薬味野菜の里はこれまで以上にこれからも皆さんに活用していただきたいと思っております。ただし野菜だけではない。高齢者の生きがいつくりでは野菜だけではない。いろんなサークルがあるとさっきお話が出ましたけれども、例えばそのサークルで作った物を販売することができれば自分たちの材料費だけでも稼ぐことができればそれはそれで大事なことだろうと思います。やっぱり自分の作った物を誰かがこれは大事だと思うからこそお金を出して買ってくださるということはとてもうれしいことです。「あげる」と言って「もらう」ということと「あなたの作った物がすばらしいから、私はそれをお金を出してでも買いたい」というのとはやっぱり違うのです。昔近所のおばあちゃんが作った物を私に「もらってくれ」と言われました。「もらってくれ」はもったいないと思うのです。やっぱり「買ってもらってありがとう」、「こんなすてきなものありがとう」というくらいにお金を出して買えるような状況というのを作らないといけないと思うのです。そのためにはいろんな人たちが集まるということはとても大事だろうと思います。だから是非ともいっぱい集まる場所の確保それからリーダーがいらないとできないことだし行政側でできることというのはきっと「こんなところがありますよ」、「こんなところに出

してみたらどうですか」とか、「こういうところに販売してみたらどうですか」ということをアドバイスして差し上げることができれば喜んで自分たちで頑張る方たちは出てくるのではないかと思うのです。是非とも前向きに考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。これも以前は「集いの場が欲しい」というところだったのですが、そのときプラスアルファでそういうことができればと思ったのですが、もう切実な問題として生活がかかっている高齢者の方はたくさんいらっしゃいます。是非そこを思いやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。旧西里小学校の使い方について伺います。ちょっとフリップと内容とは変わるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

ちょうど1年前。去年の6月の質問で令和2年から6年の5年間にESD、これは **Education for Sustainable Development** と言います。持続可能な発展のための教育です。教育活動の推進で小国町が5年間で1千100万円。令和4年度に修繕費として5千万円の予算を組んでいるけれども、そんなにお金をかけて拠点整備する理由は何かというふうに去年伺いました、1年前です。そのときに当時の政策課長が「環境教育を始めとしたSDGsを推進し持続可能な社会を担う人材育成の推進拠点とする。その活用に向けた具体案を作成中だが活用方針が定まっていく必要があると考えている」というふうに答えられました。

また町長は、「I.D22と提携でESDに取り組んでいきたいという方向である。バックミンスター・フラーそれからノースフェイスに力をいただけないか。設計した木原先生の思いもあり自分も町長になってどうにか活用させてもらいたいというふうに話をした。I.D22とNTTと提携しながら活用したい。」というふうにも御答弁なさいました。そこで町長にお伺いしますけれども、現在これはどこまで進んでいてノースフェイスの協力は得られているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） どこまで進んでいるかと言われると先日の補正予算でお話をした、建物に対しての調査費用500万円、それから委託料で900万円、明里そのプロジェクト等々ESD教育の部分を進めるというような方向性の中での委託料が900万円という状況でございます。I.D22と協定を結ばせていただいたのはおとしですかね。おとしになると思いますがけれども昨日も一般質問で少し出ましたのでその部分でお答えさせていただきましたけれども、少しずつ話を進める中で方向性はこういった方向がよいのではないかとこのところと昨今の補助金の要綱、動向等が変わってきた部分もありますので、町といたしまして財政状況厳しゅうございますのでやっぱりできるだけ有利な状況を踏まえながら使っていきたいというところも含めまして今西里小学校を活用したいといった部分ではスタートしております。

それから一番大きいところは昨年ジスコ不動産さんから企業版のふるさと納税というところで北里柴三郎博士に1千万円、西里小学校に2千万円というかたちで特定の財源をいただきましたので特定の財源というところでございますのでほかに使用することは控えたいというふうに思っ



ておりますが、その部分でしっかり使わせていただきながらプロジェクトのほうを推進させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今には具体的な進展具合というのがなくて、有利なお金、財政を使いたいということとジスコ不動産からの企業版ふるさと納税で2千万円は旧西里小学校などでそれを使いたいということだけだったと思うのですが、政策課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、明里プロジェクトこれについて御説明願えますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 明里プロジェクトということについての御質問だったかと思えます。

明里プロジェクトでございますが、これは令和2年度にI.D22と連携協定を結んだ後に旧西里小学校プロジェクトというチームを組織しております。その中にI.D22様も入っているわけなのですがちょっと語弊を招くような名前になっておりますけれども、これ明里プロジェクトというふうになっておりますが具体的な実施項目そういったものは入っておりませんのでお読みになって御存じと思いますが、今後の西里小学校を活用する上でどういった活用をしていったほうがいいのかどういった機能を持たせたほうがいいのかそういった構想的な部分をお示しさせていただいた内容となっております。この明里プロジェクトというものを具体化するために、今回6月の議会におきまして委託費の上程をさせていただいたということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 先ほど来I.D22というのがとてもよく出てきております。これまでも何回もI.D22というのは聞いてきたのですけれども、このI.D22というのは何なのかというところを知りたいのですが。町長でも政策課長でもどちらでも結構ですが、どのような会社で実績はどのようなことができているのか。これが小国町のプロジェクトと関わるようになった経緯は何なのかということをお伺いしたいので、お答えいただけますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） I.D22との関係性という御質問だったかと思えます。

実はI.D22とは令和2年度の連携協定から名前が出てきまして皆さん御承知と思いますが、実はそれ以前からI.D22という名前ではございませんけれども小国町の旧西里小学校の活用計画につきましては御参画いただいていた団体になります。もともとその西里小学校が活用する計画というものを検討し始めたのが平成28年度から行われております。事の発端が小国町森林組合様より小国町での遊休の公共施設を活用したいというお申入れがございまして、そこから始まった事柄になっております。当初はおもちゃ美術館に活用してはとかいうようなことも検討されたのですが、その後の要は西里小学校をどうするかということの中で関係するいろんな業界の方たちに御参画いただいた中にこのI.D22様がいらっしゃったということからがお付き合いの始まりになっております。私の聞いたところなのですけれどもI.D22様という会社としましては環境教育から始まる持続可能な社会づくりの担い手となる人材の育成に取り組む会社とい

うふうにお聞きしております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 少しでも補足をさせていただきますと、2019年の3月26日付けでありますけれどもI.D22さんから事業実績の報告ということで小国町自治体SDGs推進拠点整備調査等の業務ということでございますので、当時調査をしていただいて2019年なのでまだ私は町長になっていないです。なっていないですけれどもその時代から議長をさせていただいておりましたのでI.D22さんのお話は伺っておりました。

また副議長おられますけれども森林組合のほうですごく携わっておられたので御存じのこともあるかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたとおりSDGsでその拠点になるべくその当時は活動拠点としての整備をしていきたいというところで北里町長も考えられていたというふうに私は思っております。

以上です。

7番（西田直美君） その事業実績報告書は私のほうでも承知しております。

それで株式会社I.D22が2019年3月26日に出しております。読んでみました。非常に多岐にわたった部分についてカバーしております。これはびっくりするくらい事業実績報告書というのはその言葉がおかしいと思うのです。旧西里小学校の夢を語るようなものだと思います。こんなになったらいいなです。九州初再生可能エネルギー、オープンイノベーションハブ拠点、宇宙船、阿蘇小国郷ですよ。その中で人づくり、場づくり、情報発信、これをやる。新しい学び、希望のある未来をつくる、小国町の価値を発信する情報発信拠点、新しい学びと交流の場づくりによる地球環境と調和し、素性・共生する人材を育む、あるべき未来の環境、人間社会を実現しという非常に抽象的です。何をやるこれを一本目からでは何をやる。私たちは未来図は描くではないですか。こんなになるといいな、こういう夢があるといいな、というのを私たちは誰でも未来図は描きます。描くのだけれどもその中でではそれを実現するための第一歩はどこから行こうかというはあるはずですよ。ましてや町のお金を使ってやることです。とてもではないけれど私が夢の中でこんなことをしたらいいなと思うのとは訳が違うわけです。そのために今回の補正予算でもさっき町長おっしゃいましたけれども私反対しました。旧西里小学校活用プロジェクト運營業務委託料900万円、それからサテライトオフィス化工事設計業務委託料500万円、この中にも出ておりますサテライトオフィスというのはどういうものかというのがその3年前の未来図の中に出ておりますこんなふうですよ。旧西里小学校の校舎の周りにこうやってサテライトオフィスを造っているいろんな会社が入ってきたらいいなっていうようなこと。でも今回その議会のときにおっしゃったのがそこに地域おこし協力隊を1人入れてその人が全体のものを見守っていくとか推進していくっていうようなことをおっしゃったと思うんですけれども、果たして地域おこし協力隊は契約としては3年間ですよ。少なくとも俸給をもらってやることではな

いですよね。それでこういう大事なプロジェクトに対して地域おこし協力隊の方で間に合うというふうにお考えでこれはやられるのですか。

町長（渡邊誠次君） 全体の構想を全て地域おこし協力隊の方にお任せするようなことはもちろんありませんが、昨日穴見議員からの御質問でも西里小学校の活用はというところですので西田議員のために答弁をとっておいた部分があるのですが。まずはI.D22さんをちょっと置いときました。まずは校舎の真ん中のドーム型の多目的の部分もう10数年前20年前ぐらいから多分雨漏りをしております。それから周りの先ほど事業所イノベーションハブというふうな話をしましたけれども、たくさんの教室が周りにしてありますが渡り廊下の部分もその部分では雨漏りをしております。これはなぜかといいますとやはりそういった構造になっているからではありませんが、その当時先ほど木原先生と申しましたが木島先生という方が設計されております。ドーム型の部分それから周りの教室もう屋根にはフランス製の瓦が乗っております。非常に先ほどI.D22さんが2019年当時に報告で出したように阿蘇宇宙船のような宇宙船と例えるぐらい情報発信に夢が持てるようなその建物ではないかというところの報告も書いてあるとおりでございます。私といたしましては当然昨日も言ったとおりESDのこの部分は最終形の地点に置きたいというふうに思っておりますが、実務上西里小学校を運営上回さなければいけないというふうに思っておりますので、まず具体的に稼働させるために地元の消防団に入っていました。これが一つ目です。それから二つ目には地域おこし協力隊であるその管理。建物の管理とか修復のときのお手伝いまた地域のその教室が使われるときの仲介をする人を含めたところであるそこは避難所にもなっています。避難所になっているにもかかわらず人がなかなか昼と夜の部分ありますけれども昼の時点でなかなか運営もできていないという今の現時点では全く動いてないような状態でもありますので、地域の協議会の方たちそれから地域の卒業生の方たちに集まっていただいて西里小学校で会議といいますか話し合いを設けさせていろいろな意見も聞いたところではありますけれども、その意見の中にも是非ともどうにか動かしていただきたいという思いがありましたので町としては先ほど言った実質的に動かしていく方法それから最終的な地点といいますか目標を含めたところでその構想を具体的に分けて今からつくり込んでいくという部分で予算を組ませていただいたようなところでございます。5千万円という数字が一人歩きするといけないのですが私が就任した当時だったと思いますが、ちょっと専門的な方に見ていただいたところやっぱり特殊な構造上の問題もありまして修理するのに4、5千万円はかかるのではないかとこの部分で4、5千万円は一人歩きはしております。計画の部分でも少し多めに見せるために5千万円という数字を書いておりますが、具体的には調査費用今回500万円乗せて皆さんに御承認していただきましたのでその部分では調査をかけていきながら修復をしていく。教室は運営を実施していくためにいろいろな事業所に入ってくださいような仕組みの中で動かしていく。それからESD教育の推進を全体の構想では行っていく。この方向で話を進めていきたいというふうに

思っております。

7番（西田直美君） I.D22に関しては私の調べたところでは2015年設立で資本金が100万円。教育に関するプログラム開発及び指導サポート、心理療法・植物療法に関する研究及び出版、自然療法の実施をする会社だというふうには書いてありました。これはネット検索です。会社検索です。子供の幸せ2022年3月号に掲載をしております。それは「小さな国の大きな未来小国町ならではのESD教育を目指して」ということですが、これは連載で2回で終わりです。1回、2回だけです。このホームページ開いてみますとまず出てくるのが小国の旧西里小学校が専ら出てくるのです。明里プロジェクトに関して言えば町長メッセージのビデオもありまして町長が56面体の球体ドームだったですかね。その下でI.D22の山際社長ですかね。女性の社長さんですがいろんなことを語っていらっしゃるのですけれども、とても具体性に欠けるということが一瞬にして分かる。何をしたいの、何をやるの、まずどこからスタートするの、ということの、ではこれをやります、こんなのだったらいいですね、都会の人も来て留学できるといいですね、みたいなことは言うのですけれども、では何をやるの。そのESDであれば当然教育委員会が係わることだろうと思うのですけれども、では教育委員会との話し合いみたいなのはコンスタントに行ったりとかはしていらっしゃるのですか。

町長（渡邊誠次君） まだ教育委員会との具体的な話は進んでおりません。まだスタートしてないのです。予算も今までは付けていないのです。私としては上京したときの申し訳ないですけども言い方として悪いかもしいないですけど、ついでに話をさせていただく時間をとっていただいてその部分で煮詰めていきながらどういった方向でやりたいのかという、もう本当に夢みたいなお話を詰め込んでいく作業をまずはさせていただいた土台を作らせていただきたい。今まで土台を作ってきたというふうなかたちです。今回予算を付けさせていただいて委託を出すのですがこれもI.D22さんをお願いするわけではなくてI.D22を含めたプロポーザルを行おうというふうに思っています。なのでそこに全て何もかも請け負っていただくという部分でもなく先ほど西里小学校の教室を使う案とかは政策課の中のほうから出てきた案です。ですので具体的にどういった方向で話をするかというのはさっきの概要的にはESD教育を目指しながら西里小学校を活用してその消防団が入ってきているわけですから、地域の人たちと一緒にいろいろな方たちがその場で交流ができるような拠点になればいいなというようなまだ状況なだけです。

以上です。

7番（西田直美君） ちょうど今上京の話が出ましたのでお伺いしますが、先だって上京する際に町長はお一人で行かれるというような話を聞いたのですけれども、それは事実でしょうか。

町長（渡邊誠次君） ほとんど運転手を付けずにどこにでも行きますので、一人で行くことが非常に多いです。

以上です。

7番（西田直美君） 私も県の女性議員の会に入っておりますので「皆さんのところの首長は一人で上京されるようなことはありますか」というようなことをちょっとお伺いしてみました。そうすると「考えられません」という答えが多かったです。「プライベートで行く場合それから土日がかかる場合に一人で行くことはあるけれども、それ以外のときは必ず秘書室であるとか総務課長であるとかその随行します」と。例えば悪意にとれば「では行って何をしてるの」と公のことがわからないではないですか。「どこどこに行きました」と言って本当に言ったのかなど。これはあくまで悪意にとればです。恐らく随行される職員というのはそれを記録するためにいらっしゃるのだと思うのです。あそこに行ってこういう話をしたとか。ノースフェイスに行ったときには政策課の職員の方も行って話をしましたということを私も伺っておりますが、町長は一人で行くのでと旅費の節約にはなるとは思いますけれどもそういう問題ではない。やっぱり公人として動くからにはその町の一番トップとして動くからにはそういう問題ではないものだと私は考えておりますので、総務課長のほうはそれでオーケーだというふうに思っていらっしゃるわけですか。

町長（渡邊誠次君） 総務課長に聞かなくて私に聞いてください。当然ですが公私を分けて出張もします。当然ですが私用で公用車を使うこともいたしません。ですので一人で行くから信用できないのであれば、町長を代えるしかないと思います。

以上です。

7番（西田直美君） いやそういう問題ではないと思うのです。それは姿勢の問題であってですね。だから町長代えるしかないということではないと思うのです。では100%信用できるかって人間なんてそんなものではないではないですか。私のやっていることを誰かが聞いて「あの人は何をしているのだろうか」というふうに思われたってそれは仕方のないことなので、それをされないうために公人というものは誰からもそれこそ悪い言葉で言えば突っ込まれても答えられるような状況を作っておかないといけない。それは大事なことだろうと思うのです。それはやっぱり役場の中の仕組みだろうと思うわけです。私は前の町長のときに一度熊本空港でお会いしたことがありました。そのときに「あらどうされたのですか」と言ったら「東京出張だったのです」と言ってそのときには総務課の方か何か二人一緒に帰っていらっしゃいました。「日帰り出張だったのですよ」というふうにおっしゃっていたのですが、それを見ているのでそういうものだろうと思うのですが、課長としての意見はいかがですか。

町長（渡邊誠次君） 必要であればもちろん連れて行きます。町政の部分それから仕事もいろいろ多岐にわたるのです。町長という仕事は政務も公務もあります。政治的な部分でお話をするのであればやっぱり職員は連れて行かないほうがいいと思いますし、公務の部分で行けば連れて行くこともありますが連れて行かないでもいいときもあります。北里前町長と上京して北里大学に御挨拶に行くこともございますし企業さんに御礼の御挨拶にありますしいろいろ事業もたくさんご

ざいますが、私としては誰を連れて行くのか誰を連れて行かないのかも含めまして判断は私にさせていただきたいなというふうに思います。

またその部分で信用が置けないというのであれば、また町民の皆さんにご信託をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

7番（西田直美君） 連れて行くではないと思うのです。来てもらうだと思います。と思いませんか。仕事ですもの。では北里大学に前の町長と行きました。それはプライベートなわけですか。それを職員が行ったら何か悪いことでもあるのですか。聞かれて困るようなことがあるわけではないのですか。そしたらやっぱり一緒に行くのが本当にクリアになって例えば悪意にとる人間がいたとしても悪意にとられなくて済むような状況は作っておかないといけないと思うのです。もうその辺はわかったので結構ですが、もともとが先ほど政策課長おっしゃいました森林組合の木のおもちゃ美術館ですかね。おもちゃ美術館の相談からまずあそこを活用したらどうかというところだったというふうに伺いましたけれども。それでは例えば先ほど「こっち中のことから」と言われたのですがあれも私はちょっと町長の答弁はおかしいと思うのですが。夢を語る段階、具体的でないからこそ一緒に語るべきだと思うのです。どこか1か所だけで「こうなるといいね」だけを決めてこれを入れてこれを入れてと言って具体的に決まったところに当該のところに持っていくというのは何も決まらないですよ。もう決まったものをそっちにやってちょうだいというだけの話になるのですが、夢の段階だからこそより多くの人巻き込まれていろんな話ができないと思うのですけれども。では森林組合が最初にその発端であるとするならば森林組合との話合いとかは継続なさっていらっしゃるのですか。

政策課長（秋吉祥志君） 森林組合との関係かということだったかと思います。

先ほど答弁させていただきましたように当初は森林組合様のほうの御提案ということで話を進めてまいりました。令和2年度にプロジェクトチームを立ち上げたときにプロジェクトチームの中に森林組合さんのほうの加入というか一緒をお願いしたいというふうにお問い合わせのお願い申し上げたのですが、なかなかその具体的な取組というものが見えないというような状況だったものですからそういったものがきちんと分かるようになったときには参加させていただきたいということで森林組合様とはそういうことで今の状態になっております。

以上です。

7番（西田直美君） それならなおさらのこと予算を付けてということ今年予算が付くということがおかしいと思います。もうちょっと夢を具体化したものを出してこれとこれとこれをするからではと言うならともかく、運營業務委託料ですから運營業務は何だということの内容が見えないことに900万円も私は使いたくないと思うのです。

それからサテライトオフィス化工事の設計業務委託料。では何をすることもわからないものに設

計して建物だけを造る。よくある箱物行政の一番極みだと思うのです。ハード面を造れば中身が付いてくるかて反対ではないですか。中身ができればもうハードはなくてもできることはいっぱいあるわけです。それに先ほど言いました高齢者の生きがいづくりも関連するのですがそういうところに多少の助成金を出してもいいと思うのです。喜んでくれる人の数はずっと多いと思うわけです。今回のESDの分についてもその3年前のこれにしても小国は森林組合のデメリットの分もいっぱい書いてあるのです。こういうところが弱い。森林組合は生産力、加工力などインナーマッスルが弱いし域内経済が弱い。体制と役割が問題ある。仕事が属人的で新規事業を企画していくための人手が足りてないとかいろいろ書いてあるわけです。問題書いてあるのですけれどもではこれを書いたそのI.D22は小国町にどれくらい来てこういうことを調査研究なさったのですか。

政策課長（秋吉祥志君） I.D22と役場とのかかわりということのご質問だったかと思います。

令和2年度に連携協定を結んだわけなのですが、その年の1月からコロナが発生いたしておりますので直接の行き来というのはそう大して行っておりません。令和2年度に1回、令和3年度に1回、来ていただいているということでそれ以前としましては平成29年に2回来庁はいただいているというふうになっております。ただその間の打合せに関してですがウェブ会議というものが新しく取り入れられましたのでそういった意味では具体的な回数としまして令和2年度には18回、令和3年度には24回、令和4年度に入りましては3回の現在までで45回はそういうウェブでのやりとりは行っております。あとこれ以外にも当然電話等でのやりとりもしておりますので今私のほうから答弁させていただいた内容につきましては具体的に残っている記録として御紹介させていただいたということになります。

以上です。

7番（西田直美君） ではこれまでに例えばこの事業実績報告書これも含めてI.D22に直接渡ったお金というのは、幾らぐらいになりますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

全体の金額としましては、令和2年度と令和3年度を合計いたしまして26万4千689円となっております。

詳細につきましては、令和2年度におきまして10万4千600円このうち費用弁償が5万6千400円とこれ役場職員の旅費になっておりますけれども普通旅費として4万8千200円。

それから令和3年度におきましては16万89円というふうになっております。内容としましては令和3年度にイベントを行っておりますので、イベントの物品費としまして1万699円、費用弁償といたしまして9万8千170円これは調査協議とイベント費ということになっております。それから同じく役場職員の普通旅費としまして3万4千900円それから研修外部講師の旅費としまして1万6千320円という内容になっております。

以上です。

7番（西田直美君） 現在までにそれほど大きな金額が動いているわけではないということはわかりました。今回の分でその運營業務委託料900万円の内容がわからないまま議会は通ってしまったのですけれども、詳しく内容をまた報告していただければいいかなというふうには思います。実際に何をしたのか。

もう一つ大きな疑問が残るのが、先ほど町長言われましたけれども20年ぐらい前からあそこは雨漏りをしているあの構造なのでということで、普通木材建築というのは大体30年から40年が耐用年数だと言われて旧西里小学校はすでにもう30年ぐらいになるわけですけれども、それをあえて幾らバックミンスター・フラーだの何とかだのと言われてもあえてやる必要があるのかということをも根本的なそもそもの問題です。それが本当に小国の人たちの役に立つのか、あそこに行ってどうするのか、あそこによそから来た人達がいいろいろやってそれが小国の経済を循環させるための起爆剤になるのか、ということに関して幾ら考えても私は納得がいかないです。消防団が入っているとおっしゃいました第四分団が入っている。避難所にもなっているとおっしゃいましたがあの形でなくても避難所はできるわけですし、消防団の分団が入るにしてもあの形で修理をしながらでなくても済むわけではないですか。サテライトオフィスでなくても済むわけではないですか。そうしたらもっとコストは安く済むと思うわけです。形にこだわる必要は私はないと思っているので個人的には。あの形のすばらしさがわからないかといえば「はい、私はわかりません」としか言いようがないのですけれども。はい、すみません。わかりません。今、ASO MILK FACTORYになりましたが、はな阿蘇美があったところですか。あその角に似たような感じのものがあんの御存じですか。あれは阿蘇温泉観光旅館協同組合が自分たちで建てたのです。2千万円です。あれ造ったのに「自分たちで頑張ったので2千万円でできました」とおっしゃっていましたけれど。西里小学校と似たような形です。そんなにしなくてもできることがあるし「別にあれは面白がって自分たちでやりました」とおっしゃっていましたけれども面白がってやれるくらいのことがいいと思うのです。どうしてもあそこを何とかしないといけないというようなその歴史的なとか資産的な価値とあるようなものともどうしても思えないので個人的に私は。それよりももっとお金使うところはあるだろうというふうに考えてしまいます。予算も通ったことだからきっとやられるのだろうとは思うのですけれどもこういう思いをしている人たちもいるし、先ほど選挙で審判をと町長はおっしゃいましたけれどもそういう極端なことを言うのではなくてもうちょっとしっかり果たして、一旦今ここまでいっているけれどもまだまだ具体的なものがないのであれば一旦ゼロ地点に戻ってみてもう1回考え直していただければもうちょっと違う考え方が出てくるかもしれない。私の言ったこともわからなくはないなというのをわかっていただけるところができてくるかもしれないというのをわかっていたいただければと思いますが、いかがでしょうか。



町長（渡邊誠次君） もちろん一理はあると思います。ただ小国町の方向としては西里小学校を活用します。もう皆さんに予算を通していただいたわけですからその部分では予算を通したくない部分あったのかもしれませんが、予算は通っているということは承認をいただいておりますのでしっかり活用させていただきたいと思います。

ちなみに消防団、去年予算が上がったのは400万円だったですかね。取下げました。400万円は通常消防団で造って穴見まち子議員からもお話いただきましたけれども、その部分では是非とも地元で造りたいという要望も一部ありました。その部分で一緒に協議をしていながら地元でもその消防団がどうかたちでその詰所を造るのか、また西里小学校に入るのかという話をしたときに値段の部分で400万円という部分でありますけれども減額していただいたというところありますが、維持をする部分で複合的に西里小学校を使うのであればトイレの清掃の部分それから維持管理の部分に関しましてもやはり違う建物を建てるよりも複合的な施設で使えるのであればそちらのほうが私はいいというふうに思っておりますし、トータルでこの西里小学校を活用するというプロジェクトは地域の皆さん方からのニーズもしっかり調査をさせていただいておりますのでその部分では予算を通していただいて予算を付けて、またもちろん有利な財源を使って先の将来を見通しながらしっかり頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 7番、西田さん、最後をお願いします。

7番（西田直美君） いろんなことがあると思いますけれどもやっぱり地元の方の意向は大事です。でも小国町全体としてのことを一番に考えていただきたい。より多数の人が幸せになることを考えていきたいと思います。

これで終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議14時15分から行います。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。ちょっと時間が早くなりましたがよろしくをお願いします。

（午後2時12分）

議長（松崎俊一君） 2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

本日は私の一般質問として少子化対策と子育て環境整備について、それから小国町の活性化策について御質問させていただこうと思います。よろしくお願いたします。

我々今の現職議員そして渡邊町長が就任されて3年少しが経ちました。平成31年5月当時の小国町の人口は7千70人。3年後の現在は6千693人。これはホームページに載っていた数ですけれども377人減少しております。平均すると毎年125人ずつ減り続けており町の人口

は減少の一途をたどっております。この人口減少に拍車をかけているのが少子化で毎年40人前後しか生まれていないのではないかと考えられます。

さて目線を全国へ向けてみると2021年生まれの子どもの数は厚生労働省の人口動態統計で81万1千604人で統計以来過去最少となっております。出生数が予定より6年前倒しで大幅に減少していることがわかっています。全国における合計特殊出生率も1.30と低下をたどっておりますが、町の力は将来を担う子どもであり一人でも多く子どもが生まれる環境づくりをすることが人口減少社会における最優先事項ではないかと思いますが、小国町における近年の合計特殊出生率及び出生数はどういった状況になっておりますでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

小国町の出生数それから合計特殊出生率について御説明いたします。

まず出生数の推移から申し上げます。5年前の平成29年が46名、平成30年が51名、令和元年が51名、令和2年が32名、令和3年が38人と減少傾向というふうな状況になっております。

それから次に合計特殊出生率ですが、この合計特殊出生率というのは15歳から49歳までの女性の方が年齢別に出生率を出して合計した数字を言います。直近5年間の数字を申し上げますと平成29年が1.75、平成30年が1.91、令和元年1.90、令和2年1.47、令和3年度につきましては1.78と昨年より増加しているというような状況になっております。また熊本県は令和3年が1.60、全国平均は直近の令和2年が1.33となっており全国や県と比較すると高い状況にはあります。ただ小国町における出生者数との数値についてはこれまでもその年その年でかなり変化がありますので、全体としては低い水準で推移しているというふうには捉えております。こういった原因でこういうふうな数字になっているかというものは新型コロナの影響とかいろいろとあるかとは思いますが、町としましてはコロナ禍それからコロナが終息した後においても子育てがしやすいまちづくりが必要であるというふうにご考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 全国的な減少傾向を見ますとコロナで出会いの機会が少なくなり、それとともに婚姻数が減少し出生数の低下につながっているのかと思われました。全国的にはそういったことが多いと思いますが、令和2年3月に第2期小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして小国町は目標値として合計特殊出生率2.10それから出生児数年間50人以上を目標としております。現在令和元年の時点では51人そして出生率は1.90でありましたけれども現在もうそれを大きく下回っているという状況で目標とは大分かけ離れている状況だということはいささか把握されているのかと思いますが、全国的には減っているというような話だったのですが先日5月4日の熊日新聞に掲載されておりました多子世帯割合、これが県内での市町村において水準が示されておりました。こちらを見ますと熊本県は実は上がっているのです。多子世帯

割合が全体的に増えています。ただ小国町は減っております。31町村において3番目に低い水準です。しかも一番低いのは菊陽町で23.5%、これはわかります人口が増えているところですから多子世帯が少なくなる。母数が多くなる分パーセンテージが低いというのはわかります。また合志市も低い水準でした。この2町村については熊本県内で唯一人口が増加している町でもありますので理由はわかりますが、小国町は大きく125人も毎年減っている中で多子世帯数が少ないというのは大きいことだと思います。この要因についていかがでしょう。町としてはどのように捉えられているのかお答えいただけますか。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

今の多子世帯の数が県内で低いという質問だったと思いますが、この多子世帯の割合については5月の初旬の熊日新聞に掲載された数字です。この数字は2020年の国勢調査を基に熊日さんのほうが独自で算出した数字ということで25.3ポイントというふうになっております。うちのほうでも直近の部分でいろいろと調べて算出してみましたけれども、同じ条件になかなかならないので数字は申し上げることはできませんけれどもほぼほぼ変わらないような数字というふうに捉えております。この原因については正直分析のほうはできておりませんが、所得などの経済的な面であったり当然子育てする中で地理的な要因とか就業に関する条件であったり子育ての環境そういった様々な要因が影響しているというふうなことは想像できますが、具体的にこの部分が足りてないとかそういった部分についての分析は現在のところできてないというような状況です。

2番（江藤理一郎君） 町民課長にいろいろと要因を探っていただいた結果だと思いますが、収入につきましてはおそらく収入が低くとも子供をつくらないというようなことにはつながらないのかなと思いますし、低いことが要因になることは一つはあると思いますけれども、小国町の平均年収につきまして統計が出ておりました。現在247万円ほどになっております。先ほどお話ししたまち・ひと・しごと創生総合戦略における数字は目標値が250万円でしたので大分それに近づいている状況にはなっておりますが、それに合わせて他市町村の平均所得も上がってはきております。小国町についても徐々に上がってきているという状況ではありました。要因についてはたくさんあると思いますけれども、町長に昨年同じ時期に同じように人口減少対策について質問させていただきました。そのときの答弁では「解決策がわからない、町が関わる全ての事業をもって人口減少に当たっていくしかないと思う」と御答弁されたと思います。解決策はどこの自治体もわかっているところはないと思いますが子供が減ることが人口減少の一番の要因であり、具体的な策が見られないことも町の少子化が進んでいる要因ではないかと思っておりますのでできる限りの手だては講ずるべきかと思っております。

それで3番目です。子育ての環境整備について。先ほど申し上げたことをその上で小国町における少子化対策や子育て環境整備がなされていないのかということについては、全くそのような

ことはなくむしろ他市町村に比べてもそんな遜色ない手厚い施策がとられているとは思いますが。少子化対策についてはまず第三子以降の出生時にお祝いとして30万円交付する多子世帯出産祝金、それから妊婦健診の助成金これは妊婦健診の費用負担軽減それから上限が10万円ほどあるというふうにあります。それから0歳から18歳高校生までの医療費無償化、薬代を含みます。これも大きい手当です。また未就園児保護者の支援カンガルーのぼっけと学童保育のきらきら。また今年度から新たに予算に組み込まれた病児保育などがあります。これらの事業について事業実施状況及び現状の利用者数、動向などがわかれば、お聞きしたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

子育て環境整備ということで今議員言われたように小国町のほうもありとあらゆる面から子育てに関しては支援をしているところです。具体的に述べさせていただきたいと思いますが、まず町全体として生活しやすい暮らしやすいまちづくりを進めていくということが重要になってくるかと思っています。その中で具体的に少子化への対応策というのを行っていかななくてはいけないというふうに思っております。具体的に申し上げていきますと子育てに関しての保健的な支援という部分では保健師、栄養士などによる身近な相談の対応を丁寧に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから経済的な支援としては児童手当、先ほど議員も言われた子ども医療費の助成、ひとり親家庭の医療費助成などを行っています。この中の子ども医療費助成制度に関しましては、小国町では助成の対象年齢を高校3年生までとして自己負担額を求めないということにしております。県内の中でも負担の少ない町ではないかというふうに思っております。また育児支援としましては議員も言われたように子育て支援拠点施設カンガルーのぼっけのほうで子育てに関する不安や相談を受け、また子育てに関する情報提供などを行っています。それから学習会であったりイベント等も行っております。これはどなたでも無料で利用することができます。

また小国町では待機児童も今現在はいないというような状況になっておりまして、出産後の母親の方などが職場に復帰しやすいということで仕事と子育てと両立しやすいような環境が整備されているかと思っております。

それから多子世帯への支援としましては平成23年度から小国町多子世帯出産祝金として第三子以降を養育する方に30万円を給付しております。これ数字を言いますと令和3年度でいきますと450万円の支出があります。それから先ほどの子ども医療費助成の実績としましては金額として1千580万5千913円の実績がございます。

それから日中の一時預り事業を利用する方に対して利用料を一部公費で負担する制度なども行っております。

その他の部分としては言われたように放課後児童クラブという部分については小学校の授業終了後就労などで保護者が家にいない家庭について児童を預かる制度としてこれまでは保護者会の

ほうが運営を行ってございましたけれども、保護者の負担を少しでも減らすというような目的で令和4年度から町の直営ということで現在運営をしております。この放課後児童クラブの利用者数については令和3年度は40名の児童が利用しております。

それから新たな取組という部分については、子供を持ちたいという方が安心して子供を授かることができるようにということで国のほうも健康保険制度を見直して今年度から不妊治療制度の充実が図られております。これまで保険適用外であった不妊治療についても令和4年4月から一部が保険適用となっております。これに伴い小国町のほうでも保険診療に係る一部負担金についてこれまでは特定不妊治療に対してだけの助成でありましたが、一般不妊治療についても町のほうから助成するというところで制度の拡充を今年度から行っております。

また議員も先ほど言われたように病児保育事業につきましても病児保育というのは皆さん御存じだと思いますけれども、小学生までの児童が病気で保育や登校ができなくなった場合にその児童を病院等で一時的に預かるというものですが、この病児保育についても現在実施に向けた準備を行っているというような状況であります。

今、町のほうで現在行っているような事業内容について説明をいたしましたけれども、これからも子育てのしやすい環境づくりという部分については多方面から取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 先ほど答弁もありましたとおりかなり充実している部分はありますが、それでもまだ子供が減っているという状況。町長これはこの上に保育料の全年代無償化など政策の検討はできないでしょうか。既に2019年10月より3歳から5歳までの子供であれば無償となっております。0歳から2歳児も2人目は半額、3人目以降は無料となっておりますがさらに1人目から無償化することができるのであれば大きな子育て支援策としてPRできるものであり、今後小国町へ仕事できたいそれから移住をしたいと考えている方にも有効なアピールになるとは思います。それに加えて町の顔であるホームページにもこういった充実している子育て施策というのがあんまり載っていないのです。はっきり載っていない。「小国町 子育て」で調べても全然出てきません、ほとんどですね。しかもちょっとこれは後でまた次のときに質問になるかもしれませんが、小国町のホームページも非常に検索見づらいところもございます。そういったところ子育てについてももう少し力を入れているという町をアピールすることはできないでしょうか。まずはホームページ上そして全国にアピールするのであれば保育料無償化というようにことが検討できないか、そちらを質問させていただきます。

町長（渡邊誠次君） 保育料の無償化に関しましては、議員皆さん方と今から御相談させていただきながら検討はしていきたいというふうには思いますが、やはりこの部分に関しましては大きな財源が伴いますので私としては特定の財源をしっかりと定めていった後の実働かなというふうには

思っております。

またホームページに関しましては、もう技術面でできるところが情報課の部分であれば協議を重ねていきまして早急に対応することが可能であれば見やすいような部分でいくとデザイン的なところにも関わってくると思われまので、その部分ではまずは情報課の中で話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） では町長0歳から2歳児を無償化するには、幾らの予算があればいいか御存じでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） すみません細かい数字は今現在持ち合わせていませんが、保育料関係で年間約800万円から900万円。それから副食費のほうは400万円程度ということで合わせて1千200万円程度が必要になるかというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 私は副食費のほうは保護者のほうが負担していただいていた方がいいと思うのですが、保育料の無償化というところは是非検討していただきたいですし、やはり町の力を維持していくためには人口だと思えます。そこが減っていくと全てにおいて産業が衰退していくということになりますので、それを支えるのはやはり子育てそして子供が少しでも生まれることです。ほかの予算をどこか削ってでもやっぱりそういった子供に対する手当、子供を1人でも多く生まれるような環境をつくるということに注力を注いでいただきたいなというふうに思います。

もとの少子化対策に戻りますが、少子化の根底にあるのはやはり未婚化です。そして晩婚化が進んでいること、結婚した後で子供が欲しいのに恵まれないことです。まず第一歩、今後の政策として以前にも質問しましたが、結婚を支援する考えなどはないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 婚活支援是非ともしていきたいというふうに思っておりますが、なかなかコロナの状況の中でウェブ等々の考え方もあるのですがやはり町がやるのであれば婚活事業は是非対面でできるタイミングで行ってきたいというふうに思っておりました。

まずは隣町の高橋町長とは「一緒にやりたいですね」という話は最初の初年度に一度話合いをしたところですが、正直言って実現ができておりません。しかしながらこのコロナの状況も見極めながら対面で実現できるように努力してまいりたいなというふうに思っております。

また先ほどの少子化の部分で、子供たちの保育料無償化の部分は一度やり始めますとずっと恒常的に費用がかかってきますので、やはり予算的には恒常的な部分で特定財源を見つけるようなかたちがあれば一番よろしいかというふうに思いますのでその部分はしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） そうですね、恒常的に予算もかかってくるということもありますし、国

も子供庁を開いて恐らく力を入れてくると思います。これだけ全国的にコロナによってかわかりませんが、これだけ全国的にコロナによってかわかりませんが、これは国にとっても大きな課題だと思いますのでこのあたり国との施策そしてどちらがちょっと早く打ち出すのか。そういったところについても早めの手当てを打っていくべきかと私は思います。

先ほどの婚活というか南小国町との交流というのもおっしゃいました。南小国町で交流をしてどれだけ成婚率になるのかというのは全然開いてないのでわかりませんが、まず交流ということだろうとは思いますが。ただこれが結婚につながらないといけないので結婚というのはやっぱり仕事それからお互いの相性とかいろいろあると思います。その中で少ない人口のところでの取り合いというかそういったものも一つあるかもしれませんが交流という意味では、ただ今インターネットがかなり普及している時代でございます。例えば小国町にはジャージー牛の農家も多いし畜産をやっている方もいらっしゃいます。そして農家の方もたくさんいらっしゃいます。独身の方もいます。そういった例えば北海道で酪農の勉強をして牧場を将来的にやりたいという方そして奥さんになって嫁ぎたいという方もいらっしゃるかもしれません。そういった方を今のインターネットの今マッチングアプリとかいっぱいあると思いますけれども、小国町行政なりのそういったアプリなどをパートナーシップ組める企業などと組んだりして町の課題解決につなげるようなかたちで出会いの場の提供を少しでも作っていくような政策ができないか。林業についてもそうです。担い手不足もあると思います。そういった全国にはたくさん林業をやりたい、牧場をやりたいという方もいらっしゃると思いますのでつなげていただきたいなというふうに思います。

不妊治療については先ほど町民課長からもお話いただきましたので、私としてはもう一つ不妊治療に関するところで例えば経済的負担は以前に比べかなり減ると思います。保険適用それから町においても10万円ぐらいの補助が出せるような要綱改正をいただいているということで大変ありがたいことだと思います。それに加えて入院費や凍結の保存料、小国町には不妊治療ができるクリニックはありませんので熊本市内など通院で仕事を休んだりそれから通院する燃料代いろんなものの目に見えづらい負担もかかってまいります。今後はそういった負担をカバーできて治療に専念できるような行政サービスも是非検討していただきたいなと思います。

それから子育てに関してのところなのですが、千葉県の松戸市が子育て自治体ランキングというので1位を獲得しておりました。これ何で1位だったのかというと子育て世帯の住宅取得を応援する支援策をとっておいりましたので御紹介します。この支援策以外は小国町がとっている支援策とほとんど変わりません。待機児童ゼロとかそれから医療費の無料化とかそういったものが主でして、ここだけ違ったので「三世同居等住宅取得支援」といいまして松戸市で暮らす親元に同居若しくは親元の近くに住まいを取得する子育て世帯に対して補助金を支給するというものです。補助金額は最大100万円です。子供の祖父母と一緒に暮らすことで親の心理的、肉体的負担を軽減し安心して子育てができる環境を金銭面からサポートしているというような

のになります。これも先ほど言われたようにどこから財源を持ってくるかというところにもなりますけれども、一つの参考意見として検討いただきたいなというふうに思います。

では次に、町の活性化策についてです。まずはTSMC進出における影響です。今や電化製品全てにおいて欠かせない半導体。その製造で世界におけるシェア6割に上るTSMCが菊陽町に進出することとなり2024年の稼働に向け工事が着工されました。工場建設投資額は9千800億円、周辺住宅整備800億円、2024年稼働後の2年間で経済効果は1兆8千億円に上ると試算されております。また雇用は新たに1千700人ほど見込んでいと言われ多くの人、物、金が菊陽町を中心に今後集まるものと思われれます。菊陽町の周辺自治体においては活性化推進本部が設置されるなど、半導体関連企業の進出を誘致する各自治体の動きも活発化しております。小国町では他市町村と比較するとアクセスの面で1時間ほどかかり通勤圏内かというところとちょっと違うような状況でもあると思いますが、そこでTSMC進出における当町への影響というものを今どのように把握されているのか起こるものと想定されているのでしょうか。お答えください。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

TSMCの進出で国家プロジェクトのうちの一つでもございますので阿蘇郡から比べると本当に隣というところではありますが、今まで小国町で企業誘致等々もずっと行ってきた歴史がありますが、この中でなかなかできなかったというところの大きな要因はやっぱりこの地形上地理的な不利な条件というところがございます。しかしながら町としましてはこの地理的な不利な条件を全て甘んじて受けるということはやっぱりできませんので抗いながらいろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、TSMCが進出してきたことでまずは大津、菊陽周辺、熊本市内に近いところほど影響が非常に良い影響も悪い影響も両方ともあると思います。経済効果は非常に高いところもございますけれども外輪山の外側といいますか北側というところで考えますと、私がお話をさせていただいておりますのはまず通勤圏内とかそういったところの部分ではまだ当てはまらないのではないかなと。これから科学の技術が進歩していきますけれども現時点でこういうふうな影響があるというお答えは持ち合わせておりません。しかしながら準備をするところでは今までの方向性の中であれば、観光方面は力を入れるべきところに今岐路に立っているのではないかなというふうにも思っております。TSMC進出されることから大体1時間ちょっとの圏内に小国町も入りますのでその部分では多少観光の部分またこちらに来られてから農産物等々を食べていただける機会も非常に増えると思いますので、その部分は複合的に今から考えさせていただきたいなというふうに思います。議員の今からの御質問の中でまた随時お答えをさせていただきたいというふうに思っています。

2番（江藤理一郎君） 今回はTSMCだけではなく関連企業も多数周辺に進出してまいります。小国に半導体関連の工場が建てられるかというところと地理的不利がある条件的に厳しいのは仕方ないと思います。ただ対岸の火事というか指をくわえて見ているのではなく様々なケースを想定して



常に爪を研いでおいていただきたいなど。何がどういうことでお話に来るかもわかりませんしそういったところは思いますので、情報等の収集は欠かさずをお願いしたいと思います。

それから小国から通勤、観光、物流の面で新たな縦軸の道路それからエネルギー供給なども考えられると思います。それら企業誘致やエネルギーの供給などについて、次の質問に進みたいと思います。

次は、企業及び企業誘致への支援についてです。

まず温泉地にぎわい創出事業をコロナ対策交付金で昨年度実施していると思います。実績としてわいた温泉で2件、杖立温泉で1件起業なされていますが、その内容について説明をお願いしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

今お話に出ましたコロナ禍における温泉地のにぎわいを創出するために補助制度を作りまして昨年最終的には3件創業支援というかたちで案件が上がっております。最初の1回目の募集では2店舗手が挙がりまして、そのときは旅館業を営む方の後継者が新しくカフェをしたいというのが1件。それからもう一つは杖立の方ですけれども糸島の方面だったと思いますけれども文具屋の専門の会社があって、そこから杖立のあの古びた感じのところにカフェと文具店の店舗を入れたいという感じの温泉地のイメージにあった会社の考え方で今現在店舗がもう入っております。それから予算的には再度募集をかけました、残っていたということもあってですね。3件目はもう御存じかもしれませんが地熱コーヒーということで店舗が開業しております。いずれにしても現場のほうがどれだけ応募があるかというのが見えませんでしたけれども、最終的にはこういうふうに新しく業を起こすということで事例があったことは非常に喜ばしいことだったというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 地元町民からの起業、起こすほうの起業ですね。そして町外からの今度は企業ですね、事業体が進出しての出店ということで非常に良い明るい話題になる施策ではなかったかと思いますが1点、常に平等性を気にする行政が地域を絞ったことについて少し疑問があります。そのことについては、なぜ杖立とわいたというふうに絞られたのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 今回はコロナ交付金を使ったということで温泉地に大きなダメージが最初にあったということが前提でございます。それから御承知とは思いますが平成28年から令和3年まで大体6年間、先ほど言ったのは観光協会が企業審査をして交付金を流すような流れでしたけれども商工会のほうで町内全域にわたる創業支援事業というのをやっております、その部分での補助額は投資額によって補助基準というのが変わっておりますし上限が最高50万円という少し差はあります。しかしながら6年間で九つの事業所がそこで支援を受けて商工会等に加入して頑張らせていただいているということはあると思います。引き続きこの部分は継続して取り組

んでいきたいと思っています。

2番（江藤理一郎君） コロナで非常に影響を受けた杖立とわいたがというふうにおっしゃいました。確かに観光業がかなり今回のコロナで影響を受けていて特に宿泊業は影響を受けておりますと同時に飲食業もやっぱり同じように影響を受けています。宿泊業に関しましては結構国の補助金なんかも出ていたりして十分あったりするのですが、飲食業ももちろん夜の飲食業については結構出ているところあると思いますが、お昼のランチの対応の飲食業なんかはそんなには出ていないです。そこで天秤かけて杖立とわいたというふうだけに限定したというのは少し私は疑問ではありました。それについての大きな理由というのは、コロナで影響を受けたということだけですか。ほかにはもうそれだけでしょうか。ほかは特に理由はないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 観光地というところであれば観光地の応援をするものであればできるだけ近い部分で観光されるお客様のニーズというものもありますので、観光協会で把握をされてお金をおろす採択の基準の場所をつくるということも考えておりましたので杖立とわいたというところで考えておりました。観光の部分で考えればまずそういったようなかたちになると思います。

それから飲食の部分に関しましても時短要請の部分昨日も1千370万円ぐらいだったですかね。1千370万円を小国町は出しますけれどもあれは10%でございますので総額で1億3千700万円というかたちで飲食業のほうに下りていきます。宿泊の部分で時短要請を受けられて携わっておられるところもありますので複合的に重なってあるかもしれませんけれども、国の施策、県の政策の中で補助金等々、給付金等々たくさんございましたのでその部分で受入れているところ受入れていないところの差はあるかもしれませんけれども、町としてはその部分で今回観光地の応援ということを前提に去年の分で打ち出ささせていただいてもらって3件今動いておりますので、その部分では私としてはよかったのではないかなというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） 観光地ということでしたのでほかにも観光地は杖立わいた以外にもあると思われまして。できれば今回もう少し募集をして少し足りなかったというお話を先ほどされたと思いますので、杖立、わいただけに限らずそこではもうこれ以上出ないということだったのだと思いますので全町的に満遍なく企業支援の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 担当課で考えられていると思いますけれども御提案いただきましたので検討させていただきます。

2番（江藤理一郎君） 続きまして企業誘致。今度は企業を誘致するほうについてです。

以前、現在の情報課そして政策課の機能も兼ねた商工企業促進課が北里町長時代にあり係を設置して企業誘致に取り組んできたことがありましたが、現在では企業誘致については政策課がその機能の一部を受け継いでいる部分もあると思います。基本的には地熱発電の事業体を除いては積極的な誘致というのは余りなされてないようであります。

私としましてはコロナによっていろんな世の中変わりましたので早送りで時代が進んだような

かたちでもあります。今後小国町において積極的な企業誘致を検討したほうが良いと思っております、できれば先ほど西里小学校のサテライトオフィスの話ありましたがこれも例えば立地のいい宮原地域でのサテライトオフィスの誘致。それからBPOセンターといいましてこれは **Business Process Outsourcing** の略ですけれども、仕事や業務それから工程、物事の手順のことなのですけれども、従って仕事業務の工程を外部に頼むことであり電話でアポイントをとったり企業情報のメールを送信したりする業務となります、代わりにですね。そういった業務のことをBPOセンターと言いますがBPOセンターやあとはデータセンターそういったものなどが有効と見られ、実際に私も数件これまでにBPOセンターやコールセンター、サテライトオフィス誘致の案件を町のほうには持ち込ませていただいておりますが、町としては企業誘致についてどこをターゲットに考えているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御提案いただきましたので検討段階に入っているところではありますが、やっぱり大きなところでいくと再生可能エネルギーを中心に回るということは間違いがないというふうに思っております。それはそれだけの付加価値が実はもうあるからです。後ほどまた質問の中でお答えをしていきたいというふうに思っておりますけれども再生可能エネルギー、俗にクリーンエネルギーというふうな言い方もしますがこれからの時代クリーンエネルギーでないと認められない時代もやってくるように聞いております。その部分で考えれば今想像で考えると「そんなわけじゃないか」みたいなイメージもあるかもしれませんが、もう近い将来そういうような時代になるというふうな見解を中央のほうから私も承っておりますので現時点で言わせていただきますけれども、その部分ではしっかり把握をさせていただいて企業誘致もクリーンエネルギーで誘致できるような先ほどのデータセンターとかは物すごくいい例だと思います。時々CMでも実は他企業ですけれども太陽光の周りにコンテナが三つぐらいぼんぼんと簡単に置いてあるようなところがあれが実はデータセンターなのですが、その部分では実は先日から肥後銀行さん地元の地銀の銀行さんともお話をさせていただいてかなり大きなお話をいただいております。やはりそれもクリーンエネルギー、再生可能エネルギーが中心に今回っておりますのでその部分では議員おっしゃられるように様々な提案今まで受けておりますけれどもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それからTSMCの話の引き続きで非常に申し訳ないのですが、今小国町では台湾の総領事の陳総領事が時々お見えになられているような状況でございます私もし時々御連絡をいただきます。そういったところでは実は一番最初にTSMCさんが来られるときに「小国町のクリーンエネルギーを全部引いていただけませんか」というようなちょっと半分雑談のような近いかたちでお話をさせていただいたのですが、その部分では今の電力事情それから送配電の部分も含めて非常に難しいというところでもありましたけれどもTSMCサイドではクリーンエネルギーでできるだけ事業をやってきたいというような思いがあります。今からの部分ではそういったところもか

なりお話をいただけるというふうに思っておりますが、やはり地理的に不利な条件これは小国町ではなかなか今までと同様に難しい部分もありますので企業誘致様々今までも厳しいところありましたけれども、この地理的な要因を打開できるようなデータセンター、BPO先ほどおっしゃいましたけれどもいろんなかたちでできるところの部分で今逆に言えばそういった基準を事業者側が持っていて小国町に相談をして持ちかけるような事例も多々発生をしておりますので、その部分では逆に言えばどこと一緒にやるのかそこをしっかりと考えさせていただきたいなというふうに思っております。できるだけ小国町の将来とか未来にどれだけメリットがあるのかということも判断材料にしないといけないなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 私としては常に準備をしておいていただきたいなということを申し上げたいです。いろんな企業が来たいというのですけれどもすぐに望むようなオフィスを紹介するにもやっぱり町の行政の力をお借りして御紹介するとかそういったところがすぐ整っているとやっぱりスピード感というのも必要ですので、それなりの体制というのはいつ来てもいいように組んでいただきたいと思います。

一つ企業誘致をするに当たって例えば土地が何かの工場を造るとかいう話ももしかすると出てくるかもしれません。そのための土地を農地の規制緩和などを行って準備したりとかそれから事業所を小国町で開設するという事とか町民を雇用することによって例えばオフィスの家賃を少し補てんしたりオフィス改修を行う際に地元事業者を使って改修することに対して補助をしたりとか、そういった小国町での受入れ体制というのも作っておくともう少し早くそして現実的な企業が来る可能性が高くなるのかなと思いますのでその辺りの準備を是非お願いしたいと思っておりますが、あともう一つが条件として電波です。小国町には光回線が入っているのとていいことなのですが、同時に携帯の電波が悪いところがあります。やっぱりそういったところで企業を誘致するにも携帯電波がつながるところ条件がいいところではないとなかなか入れません。そういったところの改善をお願いしたい。どこでも高速通信が可能になるとかそういったことも必要と思いますが、その辺りに対しての対応策いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今、5Gを含めて話をさせてもらっております。12月にもう一度一般質問をしてください。そのときにはお答えはできると思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） もう一つ、電波だけではなくて土地とかオフィスの改修とかそういったものの。

町長（渡邊誠次君） 迎え入れる体制も含めてSDGsのパートナー企業といいますかSDGsカンパニーと似たようなところがありますが、町と一緒に方向性を持っていただけて環境を考えていただいて社会貢献、地域貢献を考えていただける企業様と是非一緒に歩いていきたいというふ

うに思っておりますので、その部分では一緒に歩く企業さんと話しながらではありますけれどもその準備はしていきたいなというふうに思っておりますが、小国町のほうから手を広げて「さあ来てください」という状況にはまだないです。それはなぜかという議員言われたように先ほど規制の部分があります。たくさん土地があるように見えますがなかなか規制がかかっている部分に建物を建てるような仕組みになっている部分が非常に小国町は少ないです。ですのでもちろん農地は農地として守りながらという大前提ではありますその企業を誘致する中ではその土地を確保する。先ほどの婚活の部分でもそうですけれども家を建てる部分の土地を確保するそうといったところの部分で小国町ではまだ解決していかなければならない課題はたくさんありますので、その部分では準備ができるように今から各課と話をしあってなかなか一つの課で話をすることは企業誘致もそうですし婚活もそうですが、いろいろな課と複合的に絡み合うところもありますので横断的な取組も必要だと思いますが是非ともこれからは必要なことでありますので準備はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 企業誘致に関してもただお金がかかるというようなものを補助したりだけではなくて、小国の自然とか温泉とかそういったところも有効な手段だと思いますので例えば小国公立病院の先生方は確か小国町の温泉にはパスポートみたいなものを持っていて入れるようになっていると思います。そういったメリットなんかちょっと出しながら企業誘致小国で働きたいなという方々をより寄せていただけるような施策をお願いしたいです。

それと同時にそれに出てくるのが以前にもお話しした住居の問題です。いまだに住居の問題解決全くしておりません。小国で働きたいと思ってもなかなか望む家がない。空き家はたくさんあるのに貸せる空き家は余りないというような状況です。南小国町では役場庁舎近くに月家賃7万円ですかねアパートが建設されました。全部埋まっているそうです。仕事は南小国町でもスーパーや病院などが近い宮原に住んでいる若しくは住みたいというニーズは確実にありますし、現在でも慢性的な住宅不足でありますので以前にも申し上げた町有地の分譲化を始め町営住宅若しくは民間がアパート等を建てやすい環境づくりを是非お願いしたいと思っております。それについては特にないですか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから全部「検討する」「検討する」と言って全然できなかつたらいけませんけれども、私としてはやっぱり準備をする段階というのも間違いなく今の現時点でたくさんあると思います。一つ一つ検討させていただきながらまた将来に渡って先ほどもちょっとお話ししましたけれども将来に渡ってメリットが大きい部分では投資をしないといけないというふうに思っておりますので、その部分になると議員の皆様方に決定をしていただければいけないところがあります。町の方針ですので町の方針に決定していただくときにはやっぱり議会の皆様方のお考え方も必要だというふうに思いますので御相談させていただきたいなというふうに思い

ます。

2番（江藤理一郎君） では次に、エネルギーのお話です。

私今回水素エネルギーの活用についてという提案をさせていただきます。コロナそしてロシアのウクライナの侵攻、原油高騰などにより輸入だけに頼らずエネルギーも食料もある程度は自国で生産していくという時代に突入してきていると思います。特に再生可能エネルギーの活用は環境問題の面から見ても脱炭素社会の実現に向けて国も大きくかじをとろうとしております。先日岸田内閣が発表した新しい資本主義の主要政策の中にカーボンニュートラルの実現が挙げられ、再生可能エネルギーの導入促進、クリーンエネルギー戦略の策定を掲げました。このクリーンエネルギー戦略の中に水素もあります。最後に水素エネルギーの活用について質問させていただきます。

近年全国の火力発電所が老朽化により閉鎖しており今年は全国的に電力が足りなくなる可能性があると言われております。蓄電には技術的に現状としてなかなか限界がありまだまだですね、より多くを少ない容量で長期にためることのできる水素への期待が大きくなるのではないかと考えられます。そこで今後安定したグリーン水素。グリーン水素については地熱発電の電気でも水を電気分解することで生成する。若しくは大分県で今実証実験をしようとしている大手企業のバイオマスと地熱の蒸気を活用した水素の生成の仕方そういったものもあると思われれます。そういったグリーン水素と言われるのですけれども純粋な水素は最もクリーンなエネルギーとして期待されており、小国町はその資源を持つ県内でも珍しい唯一の町でもあります。九州内でもトップクラスのポテンシャルがある町です。そこで町として水素エネルギーについては、どう考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

町長（渡邊誠次君） 大変詳しく調べられているところであります。先ほどクリーンエネルギー、グリーンエネルギーが今から認められなくなる時代がくるというふうに言いましたけれども、実は水素もグリーンエネルギー由来の水素でないといヨーロッパはもう現時点で認めておりません。ということは今から先も日本全国それから世界に渡ってグリーンエネルギーの由来の水素でしか認められない時代がやってくるということでございます。その中では小国町では地熱を有しておりますのでその部分では可能か不可能かと言ったときには可能です。しかしながら電気分解を起こすにしてもバイオマスで水素を作るにしてもどちらでも、まず地熱発電をして今の現況からいくと売電をしてFIT価格で買ってもらわないとその採算ベースに乗らない水素しかできません。となると経営的に不可能でありますので近くの大分のプラントでしているのは実証実験でございます。これを採算ベースに乗せようと思って水素だけでやろうと思ったときには今のところ実現は難しいというふうな話を承っております。

先ほど私のほうからお話しました送配電の問題です。送配電の問題で小国町では地熱を掘削して還元井を掘って発電所を造って発電をするところの段階までは全ての事業所で計画が上がって

進もうとしています。どの段階までかは別としてもですね。進もうとしています。ところがこれが送れない状況がいまだに続いているというのが現状です。この部分が送れるのであれば先ほどのバイオマスであろうが電気分解であろうが水素はできる技術はもうかなり持っております。その部分で言えば一番大事なところはその水素のエネルギーをこの地域で作っていただけるのかどうか。その判断を皆さんでどう下すのか。それともう一つ、どこの企業と組むのか。この二つが大きなところというふうに思っております。大事なところはやっぱり方向性としては科学的な技術これはもう私たちをはるかに超えるところで動いております。可能か不可能かで言えば先ほどの5Gでもそうです、TSMCの分でもそうです、全て可能だと思います。だけれども現実としてそこまでたどりつかないという地理的な不利な条件を含めたところで今どうやってそこにつなげていくのかという部分では小国町は可能性という部分では持ち合わせておりますので、それを実現できるような大事な人脈だったりネットワークだったり先ほどの陳総領事の話ではありませんけれどもたくさんの方たちとお話をしながら作っていかなければならないというふうに思っております。答えになっていないかもしれないですけども水素の可能性は限りなくあります。しかしながらその選択を今できるのかどうかというところは判断をしっかりと皆さんと一緒にしていきたいというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 国もこれから水素という言葉も具体的に出しておりますし、そこは例えばコストの面であってもコストをどうにか抑えるような施策というのはとってくるのではないかなと思います。これも準備という意味ですけども先ほどと同じようにいつそういった話になってもそれに取り組めるような準備、それから担当できる担当の係そういったものも考えておいていただきたいですし、水素社会実現の可能性が出てくれば先ほど町長おっしゃったようにパートナー企業をしっかりと選定していただいた上で、例えば水素タウン小国としての可能性も見据えておいていただきたいです。

以上、一般質問終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） 予定していました4人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び

「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午後3時16分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

2番 江 藤 理一郎 君

8番 松 本 明 雄 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月8日から6月13日までの6日間とする。

1.	承認第 3号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について） 令和4年6月8日 承認
1.	承認第 4号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 令和4年6月8日 承認
1.	承認第 5号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第1号）について） 令和4年6月8日 承認
1.	議案第25号	小国町税条例等の一部を改正する条例について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第26号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第27号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第28号	小国町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第29号	小国町総合整備計画の策定について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第30号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第31号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第32号	令和4年度小国町一般会計補正予算（第2号）について 令和4年6月8日 原案可決
1.	議案第33号	令和4年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 令和4年6月8日 原案可決
1.	同意第 2号	小国町固定資産評価員の選任について 令和4年6月8日 同意
1.	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和4年6月8日 適任
1.	報告第 2号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更について（町道下滴水線道路改良工事）） 令和4年6月8日 報告

1.	報告第 3号	令和3年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和4年6月8日 報 告
1.	報告第 4号	令和3年度小国町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について 令和4年6月8日 報 告

《議案外》

令和4年6月8日

1. 文教厚生常任委員長報告
1. 議員派遣報告について

《諸般の報告》

1. 小国郷公立病院組合議会について
1. 阿蘇広域行政事務組合議会について

令和4年6月10日

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 閉会中の継続審査の件 | 議会運営委員会<br>総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業常任委員会<br>議会活性化特別委員会<br>災害対策特別委員会<br>人権啓発・男女共同参画特別委員会<br>広報特別委員会 |
|---------------|--|

に付託

《行政報告》

令和4年6月8日

1. 「小国町子ども読書活動推進計画（第3次）」について

《一般質問》

(1日目)

1.	北里柴三郎記念館シアタールーム建設について	P 1～7
1.	小学校専門教諭配置について	P 7～8
1.	中学校部活動について	P 8～10
1.	(仮称)北里柴三郎シアタールーム計画について	P 10～18
1.	鍋ヶ滝等予約システムの現状推移と検証について	P 18～22
1.	奨学金制度について	P 23～27
1.	森林環境譲与税について	P 27～31
1.	各小学校跡地の利用について	P 31～36
1.	小国町全域の橋梁の点検について	P 36～39
1.	国道等の構想、橋梁、急傾斜地について	P 39～42
1.	小国町の今後の経済について	P 42～46
1.	コロナ対策事業について	P 46

(2日目)

1.	鍋ヶ滝公園について	P 1～9
1.	災害時の避難情報について	P 9～13
1.	町の契約に係る保証人について	P 13～15
1.	コロナ感染対策について	P 15～19
1.	小国町の高齢化対策について	P 19～20
1.	小国町の明るい未来に向けてについて	P 21～23
1.	高齢者の生きがいづくりについて	P 23～28
1.	旧西里小学校のESD役割とは何かについて	P 28～37
1.	少子化対策と子育て環境整備について	P 37～44
1.	町の活性化策について	P 44～51

小国町議会会議録  
令和4年第2回定例会

令和4年6月発行

発行人 小国町議会議長 松崎俊一  
編集人 小国町議会事務局長 時松洋順  
作成 小国町役場議会事務局

---

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119